コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

目 次

I.「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し関連

	頁
●定義府令	3
▼取得勧誘類似行為[第9条]	3
▼同一種類の有価証券等[第 10 条の2]	4
▼譲渡制限[第 11 条、第 12 条、第 13 条の4、第 13 条の7]	6
▼売付け勧誘等に該当しない有価証券の売付けの申込等の勧誘[第 13 条の2]	13
▼現先取引の対象となる有価証券[第 13 条の3]	15
●企業内容開示府令等	15
▼届出を要しない有価証券の募集又は売出し[第2条等]	15
▼有価証券通知書、目論見書の作成を要しない有価証券の売出し[第4条、第 11 条の2等]	15
▼適格機関投資家向け勧誘に係る告知の内容[第 14 条の 14 等]	19
▼少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券[第 14 条の 16 等]	19
▼臨時報告書[第 19 条]	19
▼その他	20
●特定証券情報等府令·証券情報等府令	22
▼外国証券情報の内容[第 12 条]	22
▼外国証券情報の提供又は公表を要しない場合[第 13 条]	25
▼有価証券の保管を委託している者に準ずる者[第 14 条]	28
▼投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合[第 15 条]	28
▼外国証券情報の提供又は公表[第 17 条]	31
▼別表(第 12 条関係)	34
▼その他	37
▼附則(経過措置)	37
●開示ガイドライン	40
●その他	41

Ⅱ. 社債等の発行登録制度の見直し関連

●利用適格要件の見直し	47
▼企業内容開示府令	47
▼開示ガイドライン	52
▼特定有価証券開示府令	53
●SPC による発行登録制度の導入[特定有価証券開示府令第 11 条の3等]	54
●プログラム・アマウント方式〔企業内容等開示府令第 11 号様式等、特定有価証券開示府令第 15	54
号様式等、外国債等開示府令第6号様式等〕	

Ⅲ. 投資信託目論見書の見直し関連

●投信目論見書の見直し	57
▼全般	57
▼目論見書の特記事項の記載について〔特定有価証券開示府令第 15 条の2及び第 16 条の2 等〕	63
●投信交付目論見書の記載内容 〔特定有価証券開示府令第 25 号様式、第 25 号の2様式〕	65
▼全般	65
▼記載上の注意(1)一般的記載事項について	66
▼『1 基本情報』(2)委託会社等(又は管理会社)の情報の記載について	67
▼『1 基本情報』(3)ファンドの目的・特色の記載について	68
▼『1 基本情報』(4)投資リスクの記載について	69
▼『1 基本情報』(5)運用実績の記載について	71
▼『1 基本情報』(6)手続・手数料等の記載について	73
▼『2 追加的情報』の記載について	74
●目論見書の電子交付について 〔企業内容等開示府令第 23 条の2等、特定有価証券開示府令 第 32 条の2等、外国債等開示府令第 18 条の2等〕	76
●附則	77

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年法律第58号)	改正法
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	定義府令
企業内容等の開示に関する内閣府令	企業内容開示府令
外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令	外国債等開示府令
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	特定有価証券開示府令
特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令	特定証券情報等府令
証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令	証券情報等府令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
投資信託及び投資法人に関する法律	投信法
投資信託及び投資法人に関する法律施行規則	投信法施行規則
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン
特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について	特定有価開示ガイドライン

I.「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し関連

	コメントの概要	金融庁の考え方
	●定義府令	
	▼取得勧誘類似行為[第9条]	
1	自己株式の処分は金商法第2条第3項に規定	ご理解のとおり、会社法第199条第1項の規定
	される「有価証券の募集」に該当し、同法第4条	に基づいて行う自己株式の処分については、「有
	第2項の要件を満たす場合は、届出を要しないと	価証券の募集」に該当します。なお、金商法第4
	の理解でよいか。	条第2項ただし書の規定に該当する場合には、
		届出が不要になるものと考えられます。
2	取得勧誘類似行為につき、自己株式の処分を	いわゆる自己株式の処分を取得勧誘類似行
	追加した趣旨について教えてほしい。	為に追加した趣旨は、
		① 会社法上、募集の手続が取られていることか
		ら、金商法においても、これと一貫した取扱い
		とすべきであると考えられること
		② 発行者から譲渡される既発行株式は実質的
		に新規発行株式と差異がないと考えられること
		です。
3	定義府令案第9条第1項各号においては、基	定義府令第9条第1号は株券のみが対象とな
	本的に「当該有価証券」という語を用いている	りますので、「有価証券」という用語は使用してい
	が、同項第1号のみ「当該株券」という語を用いて	ません。同条の他の号においては、外国の者が
	いることの意図を確認したい。	発行する証券を含んでいますので、条文上これ
		らを受ける用語として「有価証券」を使用していま
		す。
		なお、第1号に対応する外国会社の発行する
		証券で株券の性質を有するものについての規定
		は、同条第5号です。
4	2008 年 12 月 17 日付金融審議会ディスクロー	発行後間もない有価証券の売買は、実態とし
	ジャーワーキンググループの報告書において	てプライマリー的な性格が強いと考えられること
	は、発行に近接して販売勧誘が行われる場合に	から、既発行証券であっても、募集に係る開示規
	は情報の非対称性が存在するため、法定発行開	制を適用することが適切であると考えられます。
	示等を求めることが開示規制の趣旨に沿うとし	こうした観点から、当初は、発行後3月以内の有
	て、発行後3ヶ月以内といった発行に近接して行	価証券の売出しについては募集として開示規制
	われる売出しについては法定発行開示を求め、	を適用することとしていましたが、募集に係る開
	売出しに関する開示規制の緩和(外国証券売出	示規制と売出しに係る開示規制は、結果的に同
	しに関する開示義務の軽減等)を適用しない方	様のものとなることから、これに関する規定は設
	向性が示されていた。しかしながら今般公表され	けないこととしました。
	た政府令案においては、報告書の当該趣旨を反	
	映した条文が見当たらない。これは如何なる理	
	由によるものか。	
5	「売付けの申込み又はその買付けの申込みの	ご意見を踏まえ、自己株式の処分であることが

勧誘」は、勧誘行為そのものを指すと思われるので、定義府令案第9条第5号は、A 社(業者)が、B 社が所有する A 社株式の売付勧誘等を行う場合まで含むようにも読める。金庫株の売却に限ることを明示すべきではないか。

明確となるよう規定を修正いたしました。

「当該発行者が属する外国の法令に基づいて 行う」の解釈について、発行者の設立準拠法と有 価証券の売付けの申込み又はその買付けの申 込みに対して適用される法の管轄が異なる場合 の考え方について確認したい。

6

7

10

例えば、英国やインドの発行者で NYSE 上場している場合、米国法に基づく勧誘行為をもって同

号に定める勧誘と見なすのか否か。

ご指摘のような場合は、英国やインドの発行者の設立準拠法に従うこととなります。その旨を明確にするため、規定を修正いたしました。

定義府令案第9条第1項第5号はその文言だけを読めば外国の法令に基づく売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を全て含むように読めるが、同項第1号との平仄から、会社法第 199条の規定に相当する外国の法令に基づいて行う売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘のみを規定しているという理解でよいか。

ご指摘のとおり、外国会社の準拠法で自己株式の処分を規定されているところに従った自己株式の処分を念頭に入れております。文言の修正をいたしました。

▼同一種類の有価証券等[第 10 条の2]

債券に関しては、償還日、利率が同じでも、建て通貨(額面、利払、償還)が違えば同一種類のものというのは明らかにおかしい。同一の要件として建て通貨(額面、利払、償還)を加えてほしい。また、優先出資証券も同様に措置してほしい。

ご意見を踏まえ、債券については「金額を表示する通貨」を要件に加えました。例えば、償還価格と利率が予め固定されている場合、通貨建てが有価証券の同一性(同一種類であるか否かを判断する)基準となります。なお、エクィティの価値は予め固定されませんので通貨を有価証券の同一性の基準とすることは妥当ではないと考えられます。

債券に関して、最終的に、為替換算の結果、 利払金の額が等しくなったとしても、要件となる建 て通貨が異なっていれば、同一種類の有価証券 とみなされないと解してよいか。 債券については償還価格と利率が通常予め 固定されますから通貨建てが有価証券の同一性 の基準となりえます。最終的に計算後に得られた 金額が偶然同一になることがあっても、異なる種 類の有価証券であると考えられます。

定義府令案第 12 条(今次改正案で削除され、 第 10 条の2に新設)と比較したとき、金商法政令 案第1条の6について、「同一種類」の定義として 第 10 条の2第2項が設けられている。個別に規 定した意図を教えて頂きたい。 改正前の定義府令には、第 12 条の第1項及び第 3 項については、条文の順序は変わっていますが、同様の規定は改正後の内閣府令に定められています。改正前の定義府令第 12 条第1項が改正後の第 10 条の2第2項であり、改正前の第 12 条第3項が改正後の第 10 条の2第1項です。

		一方、第 10 条の2第2項は人数通算に関する
		 規定であり、有価証券の募集又は売出しの判断
		の対象とする私募又は私売出しに係る有価証券
		を含まない規定となっています。
11	 定義府令案第 10 条の2第1項と第2項とでは、	定義府令第 10 条の2第2項は人数通算に関
	同一種類の有価証券の表記として、「当該有価	する規定であり、有価証券の募集又は売出しの
	証券及び当該有価証券と発行者が同一	判断の対象とする私募又は私売出しに係る有価
	で・・・・・」(第1項)と「当該有価証券と発行者が	証券を含まない規定となっています。
	同一で・・・・・」(第2項)と、下線部の有無が差異	一方、第10条の2第1項については、対象とす
	としてあるが、趣旨について確認したい。	る私募又は私売出しに係る有価証券を含みま
	としてのかが、極当に シャーク 推動したい。	す。
12	 定義府令案第 10 条の2第1項第5号の「対象	・・ - ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。
	有価証券」については、当該社債券の発行会社	
	以外の会社が発行したものに限るとされている	
	が、同一の銘柄として判定する要素の口におい	
	て、株式の発行者が同一ということが明示されて	
	いない。イに掲げる事項が同じであっても特約の	
	対象の株式の発行者が異なれば当該社債は別	
	銘柄と解してよいか。	
	また、ETF や REIT など、株式以外の有価証券	
	を特約の対象とする場合も対象とする銘柄が異	
	なる場合は同一種類の有価証券とならないよう	
	手当てしてほしい。	
13	定義府令案第 10 条の2第1項第5号は、具体	定義府令第 10 条の2第1項第5号はいわゆる
	的にどのような商品を想定しているのか。	他社株転換社債を定めたものです。
	仮にいわゆる他社株転換社債(EB)を想定してい	ご意見を踏まえ、規定を修正しました。なお、
	るとすると、債券の保有者には、「対象有価証券	考え方として、「権利を有する」とは「利益を受け
	による償還をさせることができる権利を有してい	る地位にある」という意味であって、「権利の行使
	る」というよりは、一定の条件が成就した場合に	について選択権を有する」という意味ではありま
	は現物償還が強いられるという性質のものが EB	せんので、償還が強制的に行われる場合も同号
	では通常であるところ、第5号が想定している範	に含まれます。
	囲に一般的な EB が入るのかを確認したい。	
	仮に、保有者が権利を有している場合に限定さ	
	れるのであるとすると、ここで EB と呼んでいるも	
	もの(保有者に選択権がないもの)については、	
	第3号に該当するのではなく、第6号に該当する	
	という理解でよいか。	
14	定義府令案第10条の2第1項第6号の「権利」	ここでの権利は、例えば、「他の会社の株券で
	のうちには、当該社債契約にあるコール条項や	償還される場合がある」というような特約を考えて
	プット条項、償還時の償還価格の決定に係る条	います。これに沿うよう規定を修正いたしました。
	項などの償還条件なども含まれると解してよい	
	スペピン原産不口などの日かれるとがひとが	

	45	
	か。 - ^ ** * * * * * * * * * * * * * * * * *	
15	金商法第2条第1項第17号に掲げる有価証券	ご意見を踏まえ、定義府令第 10 条の2を修正
	であって、同第3号に掲げる有価証券の中には、	いたしました。
	定義府令案第 10 条の2第5号、第6号の性質を	
	有するものがある。これらが単純に利率と償還期	
	限のみで同一の有価証券とみなされるのは不合	
	理なので、5号、6号の条件も付加してほしい。	
	▼譲渡制限[第 11 条、第 12 条、第 13 条の4、第	[13 条の7]
16	定義府令案第 11 条第2項第1号と第2号の関	定義府令第 11 条第2項第1号と第2号の関係
	係は「及び」でしょうか「又は」でしょうか。「及び」	は、第2号に掲げる有価証券の場合は、第1号の
	であるとすると、第2号イの「前号に掲げる要件	要件に加えて、別の要件が必要となる趣旨です
	のいずれかに該当し、かつ、」は不要であり、か	ので、第2号柱書において、「前号に掲げる要件
	えって第1号と第2号の関係を分かりにくくすると	のほか、(中略)、それぞれ次に定める要件に該
	思われる。	当すること」に規定を修正いたしました。
17	定義府令案第 11 条第2項第2号イは、「受託	ご意見を踏まえ、適格機関投資家私売出しの
	有価証券が令第一条の四各号に掲げる有価証	方法で既発有価証券を受託者に譲渡する場合を
	券である場合の区分に応じ、当該各号に定める	追加するよう規定を修正いたしました。
	場合に該当すること。」とは、受託有価証券の受	
	託者による取得が適格機関投資家私募であった	
	こと、という意味か。適格機関投資家私売出しの	
	方法で既発有価証券を受託者に譲渡する場合を	
	排除する必要はないと考える。	
18	定義府令案第 11 条第2項第2号イについて	貴重なご意見として、今後の参考とさせていた
	も、同号口(2)やハ(2)と同様の場合を認めてよい	だきます。
	のではないか。同号口(2)やハ(2)と同様の場合で	
	も、転売制限の付されていない有価証券が引き	
	出されないようにするという目的は達せられると	
	考えられるし、有価証券信託受益証券をカバード	
	ワラントや預託証券とことさらに区別する理由も	
	ないと思われる。	
19	定義府令案第 11 条第1項第3号に「転売制限	例えば、ウェブサイトにおいて、有価証券に転
	が付されていることを知ることができるようにする	売制限の有無及びその内容を示す記号又は符
	措置」とあるが、具体的な措置は何かについて確	号が付されていることが考えられます。
	認したい。	
20	定義府令案第 11 条第1項第2号、同条第2項	譲受人が当該転売制限に拘束されることで足
	第2号ロの「当該有価証券に転売制限が付され	りますので、当事者間の合意で足りるものと考え
	ている」という表現を、株券と同様、有価証券の	られます。
	条件としての転売制限ではなく、当事者間の	
	Bilateral な譲渡制限である旨を明示いただきた	
	い。海外発行体の有価証券で、国内に持ち込む	
	業者のコントロール下にない発行体の場合、有	

	価証券の条件とすることを要求しても受入てもら	
	えないといった困難を伴うことが想定される(特に	
	海外投資家への販売を主とした有価証券の一部	
	を国内の投資家に販売するような場合)。	
21	定義府令案第 11 条第2項第2号ロの「当該有	「当該有価証券に関する情報を記載した書面」
	価証券に関する情報を記載した書面」とは、転売	とは、転売制限告知書を含みます。
	制限告知書を含むと理解してよいか。	
22	定義府令案第 11 条第2項2号の「当該有価証	転売制限及びこれに必要な情報が明確に記
	券に関する情報を記載した書面」については、当	載されていれば十分であると考えられます。他方
	該有価証券を特定するに足る情報が記載されて	で、私募であっても、実務上、有価証券を説明す
	いれば要件を満たし、それ以上に当該有価証券	る資料が交付される場合が多いようですので、こ
	の発行条件や権利内容を記載する必要はないこ	のような資料に記載することも考えられます。
	とを確認したい。	
23	定義府令案第 11 条第1項第2号の「当該有価	譲受人が当該転売制限に拘束されることで足
	証券に関する情報を記載した書面」において記	りますので、当事者間の合意で足りるものと考え
	載を要する「当該有価証券に転売制限が付され	られます。
	ている旨」に関しては、当該記載の前提として転	
	売制限が有価証券そのものに付着し、または有	
	価証券の権利内容そのものとなっており、従って	
	有価証券の転々流通に際し法律上当然に転売	
	制限も有価証券の譲渡に伴って移転する性質の	
	ものである、ということは要しないとの理解でよい	
	か。	
24	定義府令案第 11 条第1項第2号の「当該有価	「有価証券に転売制限が付されている旨を記
	証券の取得者に交付される当該有価証券に関す	載した書面」と「契約締結前交付書面」を別の書
	る情報を記載した書面において、当該有価証券	面とする必要はありませんが、「有価証券に転売
	に転売制限が付されていることを知ることができ	制限が付されている旨」が明確になっている必要
	るようにする措置が執られていること」とあるが、	があると考えられます。
	例えば契約締結前交付書面等、当該取引に関し	
	て交付される書面において、「各条に規定されて	
	いる告知すべき内容」及び「当該内容が各条に	
	基づき記載されている旨」が明記されており、か	
	つ、当該有価証券に係る記載であることが特定	
	できるようになっているのであれば、前述の規定	
	を満たす書面を別途用意する必要はないとの理	
	解でよいか。	
25	定義府令第 11 条第1項第2号の交付書面に	適格機関投資家に対する告知義務について
	ついて、予め、転売制限の内容とそれが付される	は、あらかじめ包括的に告知内容を記載した書
	有価証券が記載される金融商品取引業者のホ	面の交付(一定の要件を満たす場合は、電子交
	ームページの URL を記載し、当該ページには、プ	付も可能)を行った上で、適格機関投資家の同意
	ロ私売出し、少人数私売出し等の私売出しの類	があれば、個別取引ごとの告知は不要であると

型ごとに対象有価証券及び転売制限の内容を提供しておく(投資家にとって分かりやすく閲覧できる状態に置く)というような仕組みを導入することは可能か。交付書面においては、当該ホームページを参照してほしい旨記載することになる。(仮に、適格機関投資家に限ってかかる対応を行うことは可能か。)

考えられます。

また、ご意見のように、適格機関投資家に対する場合であり、かつ、その適格機関投資家の同意がある場合には、適格機関投資家に渡す告知書に対象となる有価証券と転売制限の内容が掲載されるホームページのURLを記載した上で、当該ページにおいて、適格機関投資家私募、少人数私募等の類型ごとに対象有価証券及び各有価証券についての転売制限の内容を提供しておき、適格機関投資家がその情報を閲覧できるようにすることも可能であると考えられます。

国内の上場株券等を対象とする EB 債については、新株発行と自己株式の処分を伴うものを除き、株券等による償還が行われても当該株券は流通市場から取得するため、私募の潜脱行為とはならないと考えられることから、新株発行と自己株式の処分を伴うものを除いては少人数向け取得勧誘が可能となるよう手当てしてほしい。また、ETF・REITを対象とするEB 債についても少人数向け取得勧誘が可能となるよう手当てしてほしい。

26

27

国内の上場株券等に転換する社債券については、一定の要件を満たす場合、私募及び私売出しができるように規定を修正いたしました。

なお、適格機関投資家向け取得勧誘について も上記と同様の対応をしてほしい。

現行の規定では適格機関投資家向け私募・少 人数私募に関して、有価証券の種類毎にきめ細 かく要件が規定されているが、定義府令改正案 第11条、第13条に(一部の有価証券を除き)比 較的概括的に要件が規定されているため、私募 要件を満たすために現行におけるような具体的・ 詳細な方法が要求されないと理解して問題ない か。特に、投資信託の受益証券、振替投資信託 受益権および外国投資信託の受益証券(以下 「投信受益権等」)については、定義府令案第 11 条第2項第1号または第 13 条第3項第1号に掲 げる要件を満たせば良く、従って同第 11 条第2 項第1号ロ及び第 13 条第3項第1号ロに規定さ れている「当該有価証券の取得者に交付される 当該有価証券に関する情報を記載した書面にお いて、当該有価証券に転売制限が付されている 旨の記載がされていること」を満たせばよいとの 理解で問題ないか。

改正前の有価証券の私募の転売制限の規定は、有価証券の種類ごとに異なる要件が規定されていましたが、これらの要件を整理・検討し、改正後の有価証券の私募の転売制限は、ご意見の通り多くの種類の有価証券に共通し、また私売出しとも共通する概括的な規定となっています。改正法施行後は、かかる改正後の要件を満たすことで足ります。

また、改正法施行日以後に開始する有価証券 発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等について は、改正後の規定が適用されます。現行の私募 要件を満たす投信受益権等は、改正法施行前に 有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等 を開始しているものは、改正前の要件を満たして いれば足ります。

なお、ご意見を踏まえ、投信法施行規則における私募要件については、定義府令と同様のものといたしました。

また、現行の定義府令の私募要件を満たす投信受益権等は、改正後においても私募要件を満たしているものと解釈されるのか。

上記の理解が正しいとして、投信法施行規則第4条および第5条に規定されている投信受益権等に関する私募要件も定義府令改正案と整合するように改正してほしい。

28 海外既発行証券についての転売制限では、現 行法において「非居住者に譲渡するものを除き」 という文言が入っており、改正案においても当該 文言を入れてほしい。(又は、入れずとも非居住 者への分割転売は可能か。)

非居住者への譲渡は、原則として、勧誘が行われる国の規制に服して販売されるべきと考えられます。ただし、日本法令に基づく転売制限は日本国内で行われる勧誘においては有効ですから、転売制限を消滅させることを目的として、一旦、海外の非居住者に譲渡し、その後に日本国内の居住者に譲渡しても転売制限は存続すると考えられます。

29 定義府令案第 11 条第2項第2号に「当該有価 証券に表示されるオプションの行使により有価証 券の売買その他の取引が行われない場合」と規 定されているが、オプションはその行使により有 価証券の売買その他の取引を行うものであるから、オプションの自動行使により取引は成立する ものの、決済が差金の授受によって行なわれ、 現物の授受がなされない取引であれば、当該要 件を充足するとの理解でよいか。

決済が差金の授受によって行われ、有価証券の譲渡が実質的に行われない場合は、定義府令第11条第2項第2号ロ(2)の「当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われないこと」に該当すると考えられます。

30 定義府令案第 11 条第2項第2号について、EB を想定したとすると、いわゆる上場株式現物で償還されるタイプの EB は私募・私売出しが制限されるため、(外国証券売出しが認められない限り)公募によらざるを得なくなる。この点、差金による償還のみがなされ、現物有価証券により償還がなされない取引であれば、当該要件を充足するとの理解でよいか。

なお、現物有価証券での償還について投資家 ニーズが高いことから、現物により償還されるタ イプの EB が相当数発行されているものと思料す る。EB か現物株式のどちらに投資するかは投資 家のニーズに応じた商品性の違いに由来すると ころ、EB 償還に用いられる現物は、通常、セカン ダリー市場で調達される。また、今般の改正にお いて、EB 債について追加的に制限をすることを

正当化する事情は特に認識されていない。かか

他社株転換社債の私募・私売出しを一定の要件の下で可能としました。

	る実情に鑑みれば、上場株式現物で償還される	
	ものを新規に制限する必要はないと考える。	
31	定義府令案第 11 条第3項 第7項、第 13 条第	改正前の「承諾」は、基本的に書面による意思
	 4項・第7項で「承諾」が「同意」に変わっている	 表示を前提として考えられていましたが、書面以
	 が、その改正の趣旨は何か。	 外の方法によることも可能である旨を明確にする
		ため、改正したものです。
32	定義府令案第 11 条第6項の書面被交付者に	ご意見を踏まえ、当該規定を「電磁的方法又
	 よる同意の取得方法は、目論見書の電子交付の	 は電話その他の方法により同意」に修正いたしま
	場合と同じにすべきではないか。	した。
33	「単位」とは券面額と考えてよいか。また、「単	単位を券面額とすることも考えられますが、券
	位」が複数あるように見受けられる場合、例えば	面額未満の金額に分割が不可能になっている必
	「5千万円以上 1 千万円毎」を取引単位としてい	要があります。基本的に、単位が複数ある場合
	る場合、当該有価証券の売買にかかる最低金額	は想定していませんでしたが、いずれにしても、
	である、例でいう5千万円を「単位」と解してよい	必ず保有者が合計 49 人を超えることがないよう
	か。	になっている必要があります。
34	定義府令案第 13 条第2項第2号ハの「転売制	当該規定における「制限」は、定義府令第 13
	限」は「前号ロの制限」か。仮に「転売制限」が正	条第2項第1号ロの「制限」になります。
	しいようなら、同条第1項第1号の「(以下この項	
	において「転売制限」という。)」は「(以下この項	
	及び次項第2号において「転売制限」という。)」と	
	なるのではないか。	
35	外国株式を原資産とした預託証券について	外国株式を原資産とした預託証券について
	は、定義府令案第 13 条第3項第1号イ(1)の転	は、定義府令案第 13 条第3項第1号イ(1)の転
	売制限を付され、原資産である外国株式が金商	売制限を付され、同項第2号ハの要件を満たすと
	法施行令第1条の7第2号イの要件を充足してい	きは、当該預託証券の枚数又は単位の総数が
	る場合は、当該預託証券の枚数又は単位の総	50 以上であっても、少人数私募が可能です。
	数が 50 以上であっても、少人数私募が可能との	
	理解でよいか。	
36	「転売制限が付されている」とは、転売制限が	譲受人が当該転売制限に拘束されることで足
	有価証券の内容になっている(社債であれば社	りますので、当事者間の合意で足りるものと考え
	債要項に規定されている)という趣旨であるか。	られます。
	それとも、有価証券の内容とならない当事者間の	
	合意等も含む趣旨であるか。少人数私募で発行	
	された有価証券を適格機関投資家私売出しする	
	ことを認めるのであれば、有価証券の内容となら	
	ない合意等による転売制限を認めるべきと思わ	
	れる。	
37	定義府令案第 13 条において、一括転売制限	有価証券の勧誘行為に関して、金商法が適用
	の場合においても、非居住者に転売する場合	される範囲は、原則として、勧誘が行われる場所
	は、その規制対象から除外していただきたい。旧	が日本国内である場合と考えられます。非居住
	第 23 条の 14 と同趣旨であり、問題はないものと	者であっても、勧誘行為が日本で行われる場合

	思われる。	は、日本の規制に従う必要があると考えられます
		 し、勧誘行為が国外で行われる場合は、当該勧
		 誘地の規制に従うことと考えられます。有価証券
		 を譲り受けようとする者が居住者又であるか非居
		住者であるかは、この点において基準にならない
		と考えられます。
38		ご意見のとおり、同一種類の有価証券の開示
	又は適格機関投資家私売出しで販売された有価	が行われた場合は以後私募又は私売出しはでき
	証券について、その後当該有価証券又は同種の	ません。転売制限は消滅するものと考えられま
	有価証券について開示が行われた場合、転売制	す。
	限は消滅し、金商法施行令第1条の7の3に該当	
	しなくても、転売に係る勧誘ついて開示は不要	
	(場合によって目論見書は必要)という理解でよ	
	いか。	
39	適格機関投資家私募又は適格機関投資家私	届出をせずに売出しが可能となる場合として、
	売出しで販売された有価証券であっても、転売制	同一種類の有価証券の開示が行われた場合、
	限にかかわらず、金商法第4条第1項各号に該	金商法第4条第2項の適格機関投資家取得有価
	当する方法で届出をせずに売出しを行うことは可	証券一般勧誘の場合が考えられます。
	能か。	
40		│ │ ご意見を踏まえ、当該規定を修正いたしまし
	託有価証券が令第1条の4各号に掲げる有価証	<i>t</i> =。
	券である場合の区分に応じ、それぞれ当該各号	
	に定めること。」の「それぞれ」以下の書きぶりが	
	同令第 11 条第2項第2号イと異なっているが、同	
	令第 11 条第2項第2号イの書き方に統一しては	
	どうか。	
41	従来金融商品取引業者が金商法 23 条の 14	転売制限は、原則、私募又は私売出しにより
	に定める「転売制限」を付して顧客に売り付けた	発行され、又は取得される有価証券に付されるこ
	外国証券(既に海外で発行されたもの)について、	とになります。また、外国証券売出しにおいて
	今回の金商法改正以降も引き続き売付けを行う	は、外国証券売出しにより有価証券を取得する
	場合、「売出し」または「私売出し」による売付け	者に外国証券情報が提供・公表されますが、提
	の方法を選択できるものと解せられる。	供の方法がとられた場合には、当該有価証券を
	改正後、当該有価証券について簡易な情報提	取得するに者以外の者は外国証券情報を入手
	供などによる「売出し」を金融商品取引業者が選	することは困難です。こうした状況を踏まえれば、
	択した場合、過去に転売制限を付して売り付けた	同一種類の有価証券について外国証券売出し
	同一種類の有価証券については、「転売制限」を	が行われても、これをもって自動的に同一種類の
	解禁しても実質的に問題はないと考えられます	他の有価証券に付された転売制限が消滅するこ
	がどうか。	とはないと考えられます。
42	「転売制限」について「当該有価証券に転売制	譲受人が当該転売制限に拘束されることで足
	限が付されている」とあるが、既に発行された有	りますので、当事者間の合意で足りるもの考えら
	価証券についてその証券そのものに後から転売	れます。

	制限の意であるとすると実務的に困難である。本	
	条の「付す」の意が、金融商品取引業者と投資	
	家、及び投資家の転売先への転売条件(有価証	
	券固有でない、外付けの契約)との意も含むの	
	か。外付けの契約を含むのであれば、金商法に	
	おいて削除された第 23 条の 14 の規定していた	
	「政令で定める条件が当該有価証券の売付けに	
	付される」という法文との差異があるように思わ	
	れる。	
43	定義府令案第13条の7第1項第2号は、あくま	譲受人が当該転売制限に拘束されることで足
	で「当該有価証券の取得者に交付される当該有	りますので、当事者間の合意で足りるものと考え
	価証券に関する情報を記載した書面」に「転売制	られます。
	限が付されている旨の記載」がなされていること	
	が要件であり、私法上、当該有価証券に「転売制	
	限」が付されているかどうか(例えば、社債要項	
	に転売制限が規定されているかどうか)は、本号	
	該当性に影響を及ぼさないことを確認したい。	
44	少人数私募で発行された有価証券又は少人	少人数私募で発行された有価証券又は少人
	数私売出しで販売された有価証券は、少人数私	数私売出しで販売された有価証券は、少人数私
	売出しによる転売のほか、適格機関投資家私売	売出しによる転売のほか、適格機関投資家私売
	出し又は特定投資家私売出しによる転売が可能	出し又は特定投資家私売出しが可能です。ま
	という理解でよいか。また、少人数私募で発行さ	た、少人数私募で発行された有価証券又は少人
	れた有価証券又は少人数私売出しで販売された	数私売出しで販売された有価証券について、届
	有価証券について、届出書を提出して売出しを	出書を提出して売出しを行うことは可能です。
	行うことは可能か。	
45	少人数私募で発行された有価証券又は少人	ご意見のとおり、同一種類の有価証券の開示
	数私売出しで販売された有価証券について、そ	が行われた場合は以後私募又は私売出しはでき
	の後当該有価証券又は同種の有価証券につい	ません。転売制限は消滅するものと考えられま
	て開示が行われた場合、転売制限は消滅し、金	す。
	商法施行令第1条の7の3に該当しなくても、転	
	売に係る勧誘ついて開示は不要(場合によって	
	目論見書は必要)という理解でよいか。	
46	少人数私募又は少人数私売出しで販売された	届出をせずに売出しが可能となる場合として、
	有価証券であっても、転売制限にかかわらず、金	上記の同一種類の有価証券の開示が行われた
	商法第4条第1項各号に該当する方法で届出を	場合、金商法第4条第2項の適格機関投資家取
	せずに売出しを行うことは可能との理解でよい	得有価証券一般勧誘の場合が考えられます。
	か。	
47	「転売制限」の制限として「当該有価証券に表	当該有価証券を保有する人数が増えることが
	示されている単位未満に分割が出来ない」旨の	ありえないのであれば、部分償還又は部分買入
	制限を付したとしても、部分償還・部分買入償却	消却は禁じられないものと考えられます。
	などにより、券面額が一部減額することは当該分	
47	か。 「転売制限」の制限として「当該有価証券に表示されている単位未満に分割が出来ない」旨の 制限を付したとしても、部分償還・部分買入償却	当該有価証券を保有する人数が増えることが ありえないのであれば、部分償還又は部分買入

	割に該当しないか。	
48	短期社債の既発債の売出し勧誘は私売出しに	│ │ その売付け勧誘等が定義府令第11条第2項等
	該当しないと解釈してよいか。	に規定する要件の該当する場合には、私売出し
		 に該当します。
		│ │ なお、開示ガイドラインにおいて、短期社債に係
		 る私売出しの要件の取扱いについて規定いたし
		ました。
	▼売付け勧誘等に該当しない有価証券の売付け	- の申込等の勧誘[第 13 条の2]
49	定義府令案第13条の2各号は例示であるとい	定義府令第 13 条の2第1号に規定する「法第
	う理解でよいか。	67条の19に規定する通知」及び第2号に規定す
		る「認可金融商品取引業協会に対して、当該協
		会の規則に基づき行われる当該有価証券に関
		する情報の提供」については例示的列挙です
		が、いずれにしても、これらの各号の規定に該当
		する必要があります。
50	定義府令案第 13 条の2第3号について、当該	定義府令第 13 条の2第3号は削除いたしまし
	有価証券の売付け勧誘等を行う者が除かれてい	<i>t</i> =。
	るが、これは当然の事理を規定したものであり、	ご指摘の4つの行為は、他の行為その他諸般
	証券会社の行為であっても、そもそも「当該有価	の事情を総合的に考慮して判断されるべきです
	証券の売付け勧誘等」に該当しない行為は法2	が、勧誘行為に該当する場合があると考えられ
	条4項の「売付け勧誘等」に該当しないという理	ます。
	解でよいか。	
	例えば、	
	・証券会社が購入し、保有している有価証券の	
	在庫の一覧表を投資家に提供するという行為	
	・情報提供を目的とする価格情報の提供や気配	
	を表示・配信する行為	
	・証券会社が提供するトレーディング・プラットフ	
	ォームやウエブサイトにアクセス権を与えられた	
	顧客だけが、能動的に各証券会社の提供する在	
	庫ないし取扱可能証券についての価格情報を閲	
	覧する場合	
	・証券会社が在庫の有無に係らず、取り扱うこと	
	のできる債券につき前日の終値を記載して顧客	
	に提供する行為	
51	証券会社は自社保有の(複数の)証券銘柄の	定義府令第 13 条の2第3号は削除いたしまし
	みに関して売買価格に関する情報を一覧表にし	<i>t</i> =。
	たもの(オファーシートと呼ばれることがある)を	オファーシートを閲覧させる行為も、金融商品
	提供することが少なくないが、単なる情報提供目	取引業者等の他の行為、投資者の性質、シート
	的であり、提供と同時に具体的な勧誘行為がな	に記載されている有価証券の性質、数など諸般
	ければ定義府令案第13条の2第3号による除外	の事情から勧誘と解される場合はあります。

を受けられるか。換言すれば、同号の「多数の有価証券に係る売買価格に関する情報の提供」における有価証券がすべて金融商品取引業者が現に保有する有価証券であったとしても、同号に該当すると考えてよいか。

52 定義府令案第 13 条の2第3号に規定されているのは売買価格に関する情報の提供なので、証券会社が顧客に自社の在庫銘柄の一覧(在庫表と呼ばれることがある)を送付するだけでは同号の要件を満たさないと思われるが、売買価格の情報を付け加えれば同号の要件を満たすと考え

てよいか。

54

定義府令第 13 条の2第3号は削除いたしました。

在庫表を閲覧させる行為も、金融商品取引業 者等の他の行為、投資者の性質、シートに記載 されている有価証券の性質、数など諸般の事情 から勧誘と解される場合はあります。

なお、上記の行為は、金商法施行令第1条の3 の3第 11 号に規定する、「金融商品取引業者が 顧客のために取引所金融商品市場又は外国金 融商品取引所における有価証券の売買の取次 ぎを行うことに伴う有価証券の売買」の一連の行 為と看做せる場合もあることから、その旨、開示 ガイドラインにおいて、明示いたしました。

定義府令案第 13 条の2第3号の記述ではインターネット等を通じた継続的な売買価格の提供は売付け勧誘にあたらないとされているが、その一方で同条の後段には「当該有価証券の売付け勧誘を行う者又は当該有価証券の売付け勧誘等に関して売買の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う者が行う場合を除く。」とされている。この後段の記述では、当該有価証券の販売を行っている証券会社が行う同様の行為はすべて勧誘に該当するように読めてしまう。募集・売出し(外国証券売出しを含む)を行った証券会社が、その後のマーケットメイクや価格情報の提供を行うことは投資者のためにも必要なことであるため、当該文章は削除してほしい。

定義府令第13条の2第3号はすべて削除いた しました。

価格情報の提供が勧誘と解されることはあると 考えられます。

投資運用業を行う金融商品取引業者(以下「投資運用業者」)がその運用する顧客資産に組入れている有価証券(一般的には上場有価証券)について行う売付け行為および信託銀行が受託者として行う売付け行為は、黙示的に「売付け勧誘等」に該当しないと考えているが、この解釈で問題は無いか。

また、あわせて投資運用業者及び受託者たる信託銀行が金融商品取引所においてブロック取

投資運用業を行う金融商品取引業者等がその 業務として他者から委託を受けて運用している資 産運用行為の一環として有価証券を売り付ける 行為は、金商法施行令第1条の7の3第6号に該 当しうると考えられます。当該者がその業務とし て他者から委託を受けて運用している資産運用 行為の一環として有価証券を買い付ける行為 は、同号の「他の者に取得させる目的で買い付 ける者」に該当しうると考えられます。いずれの 引を行う場合や市場外でブロック取引を行う場合にも金商法施行令案第1条7の3第1号に掲げる取引に該当し、売出しには該当しないと考えているが、この解釈で問題は無いか。

仮に上記、確認において投資運用業者、受託者たる信託銀行が行う「売付け行為」が「売付け勧誘等」に該当するならば、「売付け勧誘等に該当しない有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘」を規定する定義府令案第13条の2において、当該行為を追加するよう手当てしてほしい。

場合も、当該取引の相手方が認可金融商品取引 業協会の会員ですから、同号に従い、当該会員 が認可金融商品取引業協会に一定の事項を報 告する必要があります。

▼現先取引の対象となる有価証券[第 13 条の3]

定義府令案第13条の3において、債券の現先は、売り出しには該当しないという整理だが、債券等に限定する積極的な理由はあるのか。 なお、貸借取引については、そもそも売出に該当

現先取引は債券に限って行われていることを 理由とします。

貸借取引は、実質的に譲渡でないものといえる 場合、売付けに該当しないと考えられます。

●企業内容開示府令等

しないとの理解でよいか。

55

58

59

▼届出を要しない有価証券の募集又は売出し[第2条等]

56 企業内容開示府令第2条第3項第3号の2に おいて、他者が行った売付け勧誘等について調 査するのはほとんど不可能と思われるので、他 者が行った勧誘の金額は合算しないことを明示 してほしい。 ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。

▼有価証券通知書、目論見書の作成を要しない有価証券の売出し[第4条、第 11 条の2等]

77 平成20年12月17日の金融審議会金融分科会第一部会報告書IV.6.によれば、公募債や売出し債などの国内既開示債券は売出しの届出の必要がなくなると理解していたが、金商法第4条第1項第3号及び第6項に基づく本条が変更されるものではないとすれば、どの条項に基づくものかご教示を頂きたい。

ご質問の趣旨が明らかでありませんが、同審議会報告においては、既に法定開示がなされている既発行有価証券について、「引受人等以外の者が売出しを行う場合は、目論見書の交付及び有価証券通知書の提出は免除することが考えられる」とされています。

企業内容開示府令案第4条第4項第1号は、 売出人(所有者)がイ~二に該当しない限り、買 取引受人や売出しの取扱者が勧誘行為を行って いても、通知書を不要とする趣旨か。 ご意見を踏まえ、規定を明確化いたしました。

企業内容開示府令案第4条第4項第1号イ及びハに子会社及び子会社の役員・発起人が含まれているのは、これらの者が発行者に関する情報を十分に持っているからであると理解している。その通りだと思うのでストックオプションにつ

ご指摘の企業内容開示府令第2条第2項は、 発行者と発行者に非常に近い関係にある人との 間においては届出をさせる必要がない場合で す。他方、同令第4条第4項は、発行者の関係者 と一般投資家との間で情報の非対称性がありう

	いて、企業内容開示府令2条2項を修正(100%	ることから有価証券通知書を提出させることとし
	子会社に限定しない)すべきと考える。	ています。趣旨も状況も類似する点は多いので
	1 2 2 1 1 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	すが、若干の相違点がありますので、検討の結
		果、企業内容開示府令第2条第2項の修正は致
		しません。
60	企業内容開示府令案第4条第4項2号が適用	ひこん。 改正後は同条第3号となっていますが、金融
00	される場面は、金融商品取引業者等が売出しに	商品取引業者等が売出しに係る勧誘行為を行っ
	係る勧誘行為を行っており、かつ、当該金融商品	ており、かつ、当該金融商品取引業者等が当該
	取引業者等が当該売出しの残額引受人である場	売出しの残額引受人である場合です。
	合であるか。	4 D 0 P 0 1 4 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1
61	企業内容開示府令案第4条第4項各号のどれ	各号のどれか1つに該当すると通知書の提出
	か1つに該当すると通知書が必要という理解でよ	が必要となります。
	いか。	
62	公開買付けに主要株主等が応募して株券を売	公開買付への応募は勧誘行為ではないと考え
	り付ける行為について通知書は不要とすべきで	られ、通知書の提出は必要ありません。
	あるが、公開買付への応募は勧誘行為ではない	
	から通知書は当然に不要、という理解でよいか。	
63	公募された社債を発行者の役員や主要株主	有価証券の売出しに該当するものの、既開示
	が取得し、その後転売しようとすると、既開示証	有価証券の売出しとして届出義務は免除され、
	券は私売出しの対象とならず、有価証券通知書	有価証券通知書の提出、目論見書の作成・交付
	及び目論見書が必要との理解でよいか。	が義務付けられます。ただし、ご意見のとおり、
		発行者の役員や主要株主が所有する社債の売
		付け勧誘等は、有価証券通知書の提出及び目
		論見書の作成は免除されます。
64	企業内容等開示府令案第4条第4項第2号口	ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。
	の「法第21条に規定する役員」は「法第21条第1	
	項第1号に規定する役員」のほうが適当ではない	
	か。	
65	企業内容等開示府令案第4条第4項第3号の	ご理解のとおり、過去に引受人であった者を含
	「引受人」については、当該売出しに係る引受人	みません(当該規定は、第4条第4項第4号にな
	のみを意味し、過去に行われた当該有価証券と	っています。)。
	同一銘柄の有価証券の売出しについて引受人と	
	なったに過ぎない者は含まれないという理解でよ	
	いか。	
66	企業内容等開示府令案4条4項3号の「引受	ご意見を踏まえ、企業内容等開示府令案第4
	人」については、いつの時点において「同種の既	条第4項第3号を削除いたしました。
	発行証券に係る取得勧誘…又は売付け勧誘等	
	に係る引受人」に該当する(していた)かについて	
	特に制限が設けられていないが、過去に一度で	
	も「同種の既発行証券に係る取得勧誘…又は売	
	付け勧誘等に係る引受人」になった者について	
	11: 1 Et H. 41 - 11 C	

	は、本号イからハまでのいずれかに該当すれ	
	ば、本号に該当することとなるのか。	
67	企業内容開示府令案第4条第4項、第11条の	
07	2第4号では、自社若しくは自社の親会社が発行	こ思元を晒よれ、焼たを修正いたしました。
	者となる有価証券の公募又は売出し(届出が必	
	要なもの)を行った証券会社は、その後の売付け	
	勧誘にはすべからく発行体の有価証券通知書の	
	提出、目論見書の交付が必要となってしまう。	
	また、発行者又は自社の親会社以外の発行体	
	の関係者が所有する有価証券を、自社が仕切り	
	または委託により他の投資家に売付け勧誘する	
	場合も、同様の理由により、その他の所有者が	
	売却する場合と差異を設ける必要はないと考え	
	<u> </u>	
68	既開示証券の売出しが行われる場合につい	ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。
	て、企業内容開示府令で定める発行体関係者が	
	所有するものの売出し、残額引受けを伴う売出	
	し、業者が引受人となった親会社発行証券の売	
	出しについては、すべからく目論見書の作成・交	
	付義務が発生すると読める。しかしこのような取	
	引で「売出し」に該当するもののうち、証券会社が	
	流通市場でセカンダリー取引として扱うものにつ	
	いては、目論見書の作成は過剰規制と考えられ	
	るものもある。	
	例えば、従来プライマリーとして証券会社が扱	
	うものは、法人関係情報を取扱う部門が引受審	
	査を行い、引受契約を締結して販売しているが、	
	セカンダリー取引においてはそのようなプロセス	
	はない。従って証券会社に発行体に関する特別	
	な非公開情報が入ってくることもない。このような	
	ものについては、目論見書は不要ではないか。	
69	金商法第4条第1項第3号に掲げる有価証券	ご意見を踏まえ、規定を修正したところです
	の売出しが行われ、結果として売残り(いわゆる	が、当該有価証券の引受人(金商法第2条第6
	募残)が生じた場合で、当該募残の処理のため	項第2号に該当する場合)に該当しますので、有
	当該有価証券の引受人(金商法第2条第6項第	価証券通知書の提出及び目論見書の作成が必
	1号の契約を締結)であった金商業者が日を改め	要となります。
	て当該金商業者自身が売出人となり当該有価証	
	券の売出しを行う場合かつ当該金商業者が主要	
	株主に該当しない場合には、有価証券通知書の	
	提出、目論見書の作成は不要と考えられるか。	
70	企業内容開示府令案第4条第4項第3号、同	ご意見を踏まえ、過去の引受けについては要

令第11条の2第4号にいう「当該有価証券と同種 件から削除いたしました。 の既発行証券」の意味を明らかにしてもらいた い。例えば、業者が日々セカンダリーで販売する 有価証券と偶々同種の有価証券につき過去引 受けを行っていた場合、当該販売玉につき通知 書、目論見書が必要となるのか。 企業内容開示府令案第4条第4項第1号、第 同号に定める要件の適格性は、売出しを行う 71 時点に判断することになります。 11 条の2第4号に定める要件の適格性の判断 は、売出しを行う時点との理解でよいか。 72 企業内容開示府令案第4条第4項第3号、第 発行者に類似する立場にある者には一定の開 11 条の2第2号の引受人からいわゆる買取引受 示義務を課すことが適切であると考えられます けを行うものが除かれているが、残額引受けを が、通常の流通市場で買い集めた場合は開示義 行うものに限った理由は何か。 務を除外するところに趣旨があります。ご意見を 踏まえ、規定を修正いたしました。 ご意見を踏まえ、発起人の時間的制限につい 73 企業内容開示府令案第4条第4項及び第 11 条の2第4号について、 て規定を修正いたしました。 現在、ホールディング・カンパニーという形態が ・発行者の発起人については、設立から(例え ば)1年と合理的に区切るべきである。 一般化しており、子会社が親会社である発行者 ・通常、子会社とその役員及び発起人は、通常、 に類似の存在があると認識しております。債券に 発行者の情報を知る立場にないため、除外され ついては子会社の場合を除外いたしました。 るべきである。さらに、かかる規制が導入される また、「類するもの」についての規定を明確化 いたしました。 と、自社、自社の親会社等の公募債を業者がセ カンダリーで売買して「売出し」に該当する場合に は、すべからく目論見書作成義務等が発生する ことになってしまう。 「類するもの」は予測可能性に乏しい文言であ る。法定開示違反の罰則を伴うことからすれば、 少なくともガイドライン等で例示すべきである。 74 企業内容開示府令案第 11 条の2第1号の趣 企業内容開示府令上、「有価証券の売出し」に 旨はなにか。適格機関投資家取得有価証券一 は特定組織再編成交付手続が含まれるなど、そ 般勧誘等の場合(すなわち、適格機関投資家私 の範囲が拡大していますが、このうち、投資者保 募で発行された有価証券が、後に既に開示され 護の観点から、目論見書の作成が必要な有価証 た有価証券になってから、一般投資家に勧誘・転 券の売出しは金商法第2条第4項に規定するも 売される場合)には目論見書は不要という趣旨 のであるということをこと規定するものです。 か。そうであれば、金商法法第4条第2項の「そ の他の内閣府令で定める要件」においても、適格 機関投資家私募で発行された有価証券が後に 既に開示された有価証券になった場合につい て、手当てしておくべきではないか。 75 企業内容開示府令案第 11 条の2第4号の「引 ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。 受人に該当せず、かつ、次に掲げる者に該当し

		,
	ない」は「引受人に該当せず又は次に掲げる者	
	に該当しない」ではないか。そうでないと第4条第	
	4項第3号とずれが生じると思われる。	
76	企業内容開示府令案第 11 条の2第2号ニで	ご意見を踏まえ、規定を明確化いたしました。
	「イからハまでに掲げる者に類するもの」とある	
	が、どのような者を意図しているのか。	
	▼適格機関投資家向け勧誘に係る告知の内容[第 14 条の 14 等]
77	有価証券を取得した者が、同一種類の有価証	ご指摘のような場合について告知を不要とす
	券を含めた発行価額の総額を知っているとは限	ると、累積した発行価額が 1 億円を超える場面で
	らないため(特に転々譲渡されている場合)、発	発行価額を小さくすることで告知義務を免れるこ
	行価額の総額と売付け勧誘等の価額の合算も	とができるため、修正することは適当でないと考
	困難と考えられる。また、金商法第 23 条の 13 第	えます。
	1項ただし書の趣旨は、同一の所有者が同一の	
	有価証券を、9,900 万円ずつに分割して複数回の	
	売付け勧誘等を行い、告知義務を潜脱すること	
	等を防止することにあるとのことだが、発行価額	
	が 1 億円であったために 100 万円の有価証券を	
	転売するために告知が必要になるとするのは、	
	ただし書の趣旨にもそぐわないと考えられる。	
78	企業内容等開示府令第 14 条の 14 第2項にお	ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。
	いて、他者が行った勧誘の金額は合算しない	
	か。	
	▼少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証	券[第 14 条の 16 等]
79	金商法施行令案第3条の2の3においては、少	金商法施行令第3条の3において、少人数向
	人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘の範囲	け勧誘に係る告知を要しない勧誘に、有価証券
	が「有価証券発行勧誘等」と規定されていること	交付勧誘等を追加しておりますので、ご意見の
	から、外国法人が国内で発行した既発行の短期	短期外債について告知書の交付は不要となりま
	外債についての「有価証券交付勧誘等」に該当	す。
	する少人数向け売付け勧誘等(少人数私売出し)	
	は告知書(金商法第23条の13第5項)の交付が	
	必要となるのか。振替制度上の分割禁止等の仕	
	組みがあれば、新規発行時の少人数私募と同様	
	に告知書交付義務は免除して問題ないのではな	
	いか。	
	▼臨時報告書[第 19 条]	
80	企業内容開示府令第 19 条第2項第1号に「売	ご指摘等を踏まえ、規定を修正いたしました。
	出し」とあるが、本号の趣旨は、「外国で株券等を	
	山し」このるか、本方の座目は、「外国で休分寺で	!
	発行する場合には、その株券等が本国の日本国	
	発行する場合には、その株券等が本国の日本国	

募集についても「50名未満の者を相手方として行 うものを除く」との限定が付されているところであ る。以前は、均一の条件があるため、係る限定は 売出しについては不要であったが、今般の改正 で、募集とほぼ同じ枠組みとなったことから、同 様の限定を「売出し」についても付すべきである。 さらには、均一の要件がなくなったため、海外で 臨時報告書の作成主体である発行体の知らない 間に売出しに該当する行為が行われてしまう可 能性が飛躍的に高まった(当該の海外での売出 しに該当する行為は、多くの場合、日本の法令が 適用されない場面と思われる)。そして、既開示 証券について、売出しではあるが目論見書作成・ 交付義務を免除している場合(開示府令 11 条の 2第2号)や日本の発行体が海外で発行した債券 が継続して多数の者に外国業者により販売され る場合等は、容易に短期間に50名以上の者へ の売付けが行なわれことも予想され、「50名未 満の者を相手方として行なうものを除く」を追加す るという手当てで十分か否か、もっと抜本的な変 更が必要か否かが検討されなければならない。

▼その他

82

81 発行者が関知しないところで行われる適格機 関投資家私売出しについては発行者に代理人を 定める義務は課せないと考えられるところ、適格 機関投資家私募についてだけ代理人を定めるこ とを求めてもあまり意味はないと考えられること から、企業内容等開示府令第2条の2(及び第2

条の3)は削除してはどうか。

適格機関投資家私募により取得した有価証券 を転売する場合には、その相手方に対して告知 する義務が生ずるため、これを確実に行うことが できるよう、居住者である代理人の設置を求める ものです。

適格機関投資家私募・私売出しされた有価証券について届出なしに発行者に対して勧誘できる有価証券が金商法施行令1条の4の株券等に限定されているが、かかる限定は不要と考えられる。発行者に対する勧誘である以上、有価証券の種類を問わず、情報の非対称性の問題はあり得ないと考えられる。発行体に転売しようとする投資家は、まず、発行体に有価証券届出書の提出および目論見書の作成を依頼し、届出の効力が発生したら、発行体に作ってもらった目論見書を一旦受領し、再度、発行体に交付し、漸く売却できるとの制度は明らかにおかしいと考える。ま

ご指摘の点は今回の改正とは直接関係しません。なお、この特例制度は、株券については社債のような期限前償還がないということに着目して導入されたものですが、今回の改正により適格機関投資家私売出しが導入されますので、今後の適格機関投資家向け有価証券の取引実務の動向を注視する必要があると考えられます。

	t. 中政的にも 辻佳の豊子沙+ローメ゙ササドノチャフーヤ	
	た、実務的にも、社債の買入消却が難しくなるなどの弊害が生じている(なお、社債については、	
	期限前償還をすればよいのではないかとの意見	
	もあるようだが、社債要項に期限前償還条項を	
	入れるのは、利率や発行価格に影響しますの	
	で、簡単ではないと考えられる。)。外国債開示府	
	令及び特定有価証券開示府令についても検討し	
	ではしい。 「ではしい。 「ではしい。 「ではしい。 「ではしい。 「ではしい。 「ではしい。 「ではしい。 「ではない。」 「ではない。 「ではない。 「ではない。 「ではない。」 「ではない。 「ではない。 「ではない。」 「ではない。 「ではない。」 「ではない。 「ではない。」 「ではない。 「ではない。」 「ではない。 「ではない。」 「はない。」 「はないい。」 「はないい。」 「はないい。」 「はないい。」 「はないい。」 「はないい。」 「はないいい。」 「はないいいい。」 「はないいいい。」 「はないいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	
83	企業内容開示府令第2条の4について、金商	「有価証券の売出し」と「適格機関投資家取得
03	法施行令第1条の7の3第 10 号の規定が新設さ	「有価証券の売品で」と「過程機関投資家取得
	れるため、本条は削除すべきではないか。	限のない有価証券(募集若しくは売出し又は私募
		若しくは私売出しが行われていない有価証券)の
		その発行者に対する売買が「有価証券の売出し」
		に該当しないこととしても、適格機関投資家取得
		一般勧誘をその発行者に対して行う場合であっ
		ても、有価証券届出書の提出が必要であること
		に変わりはありません。したがって、企業内容開
		示府令第2条の4の削除はできません。
84	1億円以上の自己株式処分について届出義務	ご意見を踏まえ、第2号様式その他の様式を
	が生じる場合、当該内容は有価証券届出書の	修正いたしました。
	「第一部 証券情報 第1 募集要項」に記載する	
	ものと考えられるが、様式では「新規発行株式」と	
	されている。自己株式処分の場合の記載箇所及	
	び記載方法について示していただきたい。	
85	「取得格付」の欄において記載する格付けは、	有価証券届出書における取得格付の記載の
	金商法第 66 条の 27 の登録を受けている格付機	取扱いについては、現在のところ検討中です。
	関から取得した格付けに限って記載する旨を規	
	定して頂きたい。	
86	外国債等開示府令案第1条第4号及び特定有	ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。
	価証券開示府令第1条第12号において、「(法第	
	4条第2項各号に掲げる有価証券の売出しを除	
	く。)」とありますが、法第4条第2項各号に掲げる	
	場合は有価証券の売出しには該当しないので、	
	この括弧書は削除すべきではないか。	
87	発行者が関知しないところで行われる適格機	適格機関投資家私募による取得した有価証券
	関投資家私売出しについては発行者に代理人を	を転売する場合には、その相手方に対して告知
	定める義務は課せないと考えられるところ、適格	する義務が生ずるため、これを確実に行うことが
	機関投資家私募についてだけ代理人を定めるこ	できるよう、居住者である代理人の設置を求める
	とを求めてもあまり意味はないと考えられること	ものであると考えます。
	から、外国債等開示府令第1条の3・第1条の4	
	及び特定有価証券開示府令第3条は削除しては	

どうか。

88

90

●特定証券情報等府令·証券情報等府令

▼外国証券情報の内容[第12条]

金商法施行令第2条の12の3各号に規定する「内閣府令で定める情報」とは、特定証券情報等府令案第 12 条第1項の別表に規定されている「外国証券情報」のことを指すとの理解でよいか。

ご指摘の発行者に関する情報については、その有価証券が上場されている指定外国金融商品取引所の規則又はその有価証券が流通している国の法令に基づく発行者に関する情報(経理に関する情報等)で発行者により公表されたものとすることとし、内閣府令では定めないこととしました。

89 特定証券情報等府令案第 12 条第1項の別表 に規定されている外国証券情報には、金商法第 2章「企業内容等の開示」において提供すべき、 又は公表すべき情報とは考えにくい情報(例え ば、「外国為替の推移及び最近日の為替相場」 「リスク」「課税上の取扱い」など)が含まれている ので削除してほしい。特定証券情報等府令案第 12 条第1項別表に規定されている外国証券情報 の内容から、現行の日本証券業協会規則に基づ く外国証券情報内容説明書に求められている記 載事項以上の情報を削除してほしい。そうでなけ れば、今回の金融商品取引法の改正でその取 扱いが認められた「外国証券売出し」を行うことが できる外国証券は、ごく限られたものになってし まうと思われる。

ご意見を踏まえ、外国証券情報に必要な要件 を整理いたしました。

金商法 27条の32の2第2項は、「投資者の投 資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場 合」には「外国証券情報を提供し、又は公表しな ければならない」と規定している。特定情報等府 令案第 12 条第1項では、金商法 27 条の 32 の2 第1項により提供・公表すべき外国証券情報と同 条2項により提供・公表すべき外国証券情報とを 書き分けていないが、「投資者の投資判断に重 要な影響を及ぼす事実が発生した場合」には、 臨時報告書と同様に、当該「重要な影響を及ぼ す事実」の内容を開示することが適当ではないか (現在の案文では、例えば、発行者について破産 手続が開始した場合(特定情報等府令案 15 条2 号)であっても、当該破産手続開始の事実が提 供・公表されるわけではない。)。したがって、特 定情報等府令案 12 条1項において、金商法 27

ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。

	条の32の2第1項により提供・公表すべき外国証	
	券情報と同条2項により提供・公表すべき外国証	
	券情報とを書き分けるべきではないか 。またそ	
	の場合には、同令 15 条各号ごとに記載すべき内	
	容を特定すべきである(かかる特定・限定がない	
	と、実質的に売出し時に提供した外国証券情報	
	を倒産、合併等の重要事実発生時点の内容に更	
	新する必要があるように思われる。)。	
91	特定証券情報等府令案第 12 条第2項におい	ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。
	て、外国証券情報に関し、「当該情報が2以上あ	
	る場合には、最も遅い日現在におけるものでなけ	
	ればならない」と規定されているが、同条第1項	
	の別表に規定されている外国証券情報の内容に	
	は、その内容が変動する度合いの高いものが多	
	く規定されているため、常に最新の情報にするこ	
	とは不可能と考える。条文の変更がされない場	
	合、今回の金商法の改正でその取扱いが認めら	
	れた「外国証券売出し」を行うことができなくなる	
	のではと危惧する。	
92	特定証券情報等府令案第 12 条第2項におい	外国証券情報の内容については、提供・公表
	て、「外国証券情報は、外国証券売出しにより有	しようとする金融商品取引業者等がその時点で
	価証券を売りつける日の1年前の日から当該売	提供・公表することができる直近の事業年度に係
	りつける日の前日までのいずれかの日現在にお	る情報とすることとし、規定を修正しました。これ
	けるものでなければならない。」とされているが、	により、情報は事業年度ごとに更新すればよいこ
	このときの1年の起算日は情報内容の発生日を	とになります。
	さすのか、当該情報の公表日を指すのか、ある	
	いは情報の入手日と考えてもよいか。たとえば	
	12月末(①)決算会社が、4月末(②)に決算発表	
	を行い、6 月末(③)に当該情報を証券会社が入	
	手したような場合に起算日は①②③のいずれと	
	なるか。	
93	特定証券情報等府令案第 12 条第2項におい	ご意見を踏まえ、外国証券情報の内容は、外
	て、売り付ける日の前日に海外でアニュアルレポ	国証券情報を提供・公表しなければならない時
	一トが公表された場合に、その内容を反映した外	点において提供・公表することができる直近の事
	国証券情報を提供・公表するのは極めて困難と	業年度に係る情報とするよう規定を修正いたしま
	考えられる。有価証券報告書等の提出期限が決	した。
	算期末等から数か月後とされているのと同様に、	
	一定の準備期間を認めるなどといった対応が必	
	要ではないか。	
94	特定証券情報等府令案第 12 条第2項におい	外国証券情報は、基本的に事業年度ごとに更
	て、「有価証券を売り付ける日の1年前の日から	新すればよいため、記載内容に変更が生じない

	当該売り付ける日の前日までのいずれかの日現	場合は、再度「外国証券情報」を提供することなく
	在におけるもの」とあるが、これは目論見書にお	複数回にわたって同一顧客に同一銘柄の「外国
	ける「有効期間」と同様に解してよいか。つまり、	証券売出し」を行うことは可能であると考えられま
	当該要件を満たす「外国証券情報」を1度提供す	す。
	れば、記載内容に変更が生じない場合は、再度	
	「外国証券情報」を提供することなく複数回にわ	
	たって同一顧客に同一銘柄の「外国証券売出し」	
	を行ってよいか。	
95	ホームページアドレスは、どこまで特定する必	多くの場合、情報提供者のトップページで足り
	要があるか。例えば、米国で開示を行っている会	ることと思いますが、トップページから必要情報に
	社の場合、SEC のウェブサイトのトップページの	アクセスする方法が困難な場合は容易に取得で
	アドレスで足りるのか。それとも、エドガーシステ	きるとはいえない可能性があります。
	ムのトップページのアドレスが必要か。あるいは、	
	当該発行者の提出書類のリストのページが必要	
	か。さらには、各開示書類そのもののアドレスま	
	で必要か。	
96	外国証券情報は、特定証券情報等府令案第	外国証券情報は日本語で記載される必要があ
	12 条第3項4号の「公表情報」と同様に、日本語	ります。
	又は英語での提供又は公表が可能であるとの理	ただし、外国証券情報の全部又は一部として参
	解でよいか。	照する「公表情報」については、日本語又は英語
		で公表されていれば良いことになります。
97	当該有価証券が当該発行者の所属国で無い	ご意見を踏まえ、外国証券情報として参照する
	場合、当該有価証券が発行された国は、発行	ことができる情報は、「当該有価証券の発行に係
	国、所属国どちらでも構わない旨、認めていただ	る外国の法令」に基づいて公表されたものにする
	きたい。	こととしました。
98	「当該公表情報が日本語又は英語で公表され	翻訳を含みますが、翻訳の信頼性が問題とな
	ている」とは、その訳文が日本語又は英語で公表	ります。発行者又はこれに準ずる者(例えば弁護
	されている場合も含むと理解してよいか。	士)の作成した翻訳に限ります。
99	特定証券情報等府令案第12条第3項の「発行	ガイドラインで明示することはありませんが、発
	者からその公表について委託を受けた者」につ	行者又は発行者から委託を受けた者が該当する
	いて、ガイドライン等で例示すべきである。	ものと考えられます。
100	特定証券情報等府令案第 12 条第3項は、発	取引所又は官庁のホームページのほか、発行
	行者又は発行者からその公表について委託を受	者のホームページを想定しています。
	けた者の公表を前提としているが、典型的には、	
	発行者のホームページを想定しているとの理解	
	で良いか。	
101	特定証券情報等府令案第 12 条第3項各号に	ご意見の趣旨が明確に理解できませんが、証
	掲げるすべての要件が前提となっているが、事	券情報等府令第 12 条第3項第1号において「法
	実上、発行者のホームページでは要件を満たさ	令」を追加しましたので、金商法に従って有価証
	ないのではないか。例えば、本邦上場会社にお	券報告書を届け出ているときは、同号の要件を
	いても金商法に従った有価証券報告書をホーム	満たします。

ページ上で開示しているところは多々あるが、これは特定証券情報等府令案第 12 条第3項第1号の要件を満たすものではない。EDGAR を想定している外国親会社等の親会社等状況報告書で定めた企業内容開示府令第 19 条の5第1項の場合と具体的な違いは何か。仮に、同項の範囲でしか認めないというのでは、外国証券売出しの利用が著しく限定されてしまうため、発行者のホームページの利用が可能とされるようにしてほしい。

企業内容開示府令第19条の5第1項との主な相違ですが、同項では「外国金融商品取引所」ですが、証券情報等府令においては「指定外国金融商品取引所」です。

また、公表情報の内容は、日本若しくは外国 の法令又は金融商品取引所若しくは指定外国金 融商品取引所の規則に基づいている必要はあり ますが、発行者又は発行者が委託した者が公表 していることで足ります。発行者のホームページ で公表されていれば参照できる公表情報に該当 することがあります。

102 外国証券情報は、特定証券情報等府令案第 12 条第3項3号の「公表情報」と同様に、日本語 又は英語での提供又は公表が可能であるとの理 解でよいか。 外国証券情報としては、日本語で記載される必要があります。

ただし、外国証券情報の全部又は一部として参照する「公表情報」については、日本語又は英語で公表されていれば良いことになります。

103 金商法第 27 条の 34 の2第3項において虚偽の特定情報に係る賠償責任が規定されているが、特定証券情報等府令案第 12 条第3項の公表情報に虚偽があった場合でも、当該情報を外国証券情報として提供した金融商品取引業者は責任を負うものではないとの理解でよいか。外国の法令又は当該有価証券が上場されている指定外国金融商品取引所の規則に基づいて公表されており、その内容の正確性を金融商品取引業者が確認することは不可能である。

通常の場合、発行者が公表している情報は信頼性が高く、依拠できると考えられますが、明らかに誤りを含んでいる場合、明らかに相当古い情報である場合など、発行者の公表情報に依拠できない場合があり得ます。これらも、「相当な注意を用いた」かにおいて判断されるものと考えられます。

公表情報が英語である場合は、正しく理解するために一般的な英語の知識に加えて、証券情報で用いられる厳密に定義された単語・用法の知識が必要である。投資家の多くは、英語での公表情報を理解することが困難であり、結果として外国証券情報を提供されない状況で売買を行うことになる。公表情報の言語は日本語に限定すべきであり、英語を削除いただきたい。

104

105

外国証券情報は公表情報が日本語又は英語の場合は参照することができます。開示責任としてはこれで足りますが、投資者に実際に売付ける場合は金融商品取引業者等の説明義務がありますので、投資者によっては日本語による説明が必要となる場合も考えられます。

▼外国証券情報の提供又は公表を要しない場合[第 13 条]

当該有価証券の発行者が当該発行者の他の 有価証券について有価証券報告書を提出してい る場合、特定証券情報等府令案第12条第1項別 表に規定されている発行者情報の内容について は問わないが、証券情報については別表に規定 されている内容のものでなければ提供し、又は公 ご理解のとおりであると考えられます。

	+ + 2 = 1 + x + 1 + 0 + 1 + 0 + 1 + 0 + 1 + 0 + 0 T / T	
	表することを要しない場合に該当しないとの理解	
-	でよいか。	A+
106	当該有価証券の発行者が既に当該有価証券	ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。
	に係る特定証券情報又は発行者情報を公表して	
	いても、その内容は特定商圏情報等府令案第 12	
	条第1項の別表に規定されれている発行者情報	
	及び証券情報の内容のすべてが含まれていなけ	
	れば提供し、又は公表をすることを要しない場合	
	に該当しないとの理解でよいか。	
107	特定証券情報等府令案第 13 条第1号及び第	外国証券売出しは、金融商品取引業者等に情
	2号では、「第27条の32の2第1項の規定により	報の提供又は公表を規定する制度です。発行者
	当該有価証券に関する証券情報が提供され、又	に義務付けることはありません。
	は公表される場合」とあるが、金融商品取引業者	
	ではなく当該有価証券の発行者に提供・公表す	
	る義務があることを明確にすべきではないか。	
108	発行者情報と証券情報は必ずセットでの提供	外国証券情報の内容の全部又は一部が発行
	が必要なのか。例えば、独立した発行者情報が	者その他これに準ずる者による「公表情報」に含
	存在する場合には、発行者情報についてはそち	まれている場合には、「公表情報」を参照すること
	らを参照してもらうようにし、証券情報のみ提供	ができることしています。これにより、ご質問のと
	するような方法も可能か。	おり、発行者情報としては「公表情報」を参照する
		旨等を記載し、証券情報のみを記載することも可
		能です。
109	金融商品取引業者等が外国証券情報の提供	ご意見を踏まえ規定を見直し、一定の場合、
	又は公表を要しない場合として、外国証券の種	適格機関投資家に外国証券情報の提供又は公
	別を問わず、取引の相手方が適格機関投資家で	表が免除されることといたしました。ただし、「提
	ある場合を追加頂きたい。	供又は公表」の免除であり、作成は免除されませ
	仮に、外国証券情報の提供が必要とされる場	んので、請求があれば直ちに提供又は公表の手
	合であっても、目論見書と同様、請求があった場	続を行う必要があります。
	合に交付すればよいこととしていただきたい。	なお、特定投資家は、一般に一定の情報分析
	また、上記について特定投資家まで範囲を広	能力を有し、自己の責任において有価証券取引
	げた場合はどのように考えるか。	を行うことができると考えられますが、特定投資
		家が自ら十分な情報収集を行うことができない者
		も含まれるものと考えられることから、適格機関
		投資家と同様に取り扱うことはできません。
110	特定証券情報等府令案第 13 条第3号におい	ご意見を踏まえ、証券情報等府令第 13 条第3
	て、外国国債と外国地方債(以下「外国国債等」	号イを削除いたしました。
	という。)を「外国証券売出し」により勧誘する際	
	に「外国証券情報」の提供を不要とする条件が定	
	められていると解されるが、第3号イにおいて第	

表を要しない外国国債等についても、別表(第 12 条関係)に列挙されている情報が公表されていることが必要になる。しかしながら、そもそも広く情報が取得できる外国国債等であれば、必ずしも別表に列挙されている情報のすべてが公開されている必要はないものと考えるので、外国証券情報の提供又は公表を要しない外国国債等については、別途、必要な情報に関する要件を設けてほしい。

111 特定証券情報等府令第13条第3号において、「外国証券情報」の提供を不要とする条件が定められていると解されるが、その対象として「金商法施行令第2条の12の3第1号又は第2号に掲げる有価証券」とあり、外国特殊法人債は対象外とされている。「第3号に掲げる有価証券」を追加してほしい。

ご意見を踏まえ、外国の政府又は外国の地方 公共団体の保証がある場合を含めました。

112 特定証券情報等府令案第 13 条第 3 号口において「当該有価証券の売買に係る業務が独立した2以上の金融商品取引業者等により継続して行われており・・・」とされているが、そのような状況であることをどのように確認すればよいか。また、同一銘柄の債券で回号が違う場合であっても「当該有価証券」に該当するとの理解でよいか。

113

ご指摘いただいたところを検討し、規定を見直し、認可金融所品取引業協会に各社が通知し、同協会において各社が確認することとしました。また、同一の発行者が発行する同一種類の有価証券について取引がされているのかを確認すればよく、同一銘柄の債券で回号が異なっていても確認の対象となります。

特定証券情報等府令案第 13 条第3号において、外国国債及び外国地方債について外国証券情報の提供が不要となる条件が規定されているが、同号口に規定されている、独立した2以上の業者により売買が行われるという条件は、各業者にとって確認することが現実的に困難である。

また、確認できる体制が仮に構築された場合であっても、銘柄によっては売買業務を行っている業者が実際に2社のみという状況も想定されるが、そのうちの一方が業務を止めた場合に、提供義務が自動的に他方の業者に発生することとなる。しかしながら、業者が売買業務を行うことと、投資家が情報を入手することには直接の関連が無く、従って前者の喪失が自動的に後者の義務を惹起することに論理的妥当性は見出し難いと考える。また、そもそも、自社における法令遵守の対応を他業者に依存するという法令の構成

ご意見を踏まえ、規定を見直し、外国国債、外 国地方政府債券等について外国証券売出しを行った金融商品取引業者等は、情報認可金融所品 取引業協会に通知し、同協会において当該有価 証券の売買の状況を金融商品取引業者等が確 認することができるようになります。

国内において流通市場が十分にある有価証券の取引は実質的にセカンダリー取引といえ、開示の必要性が低いと考えます。複数の金融商品取引業者等が継続的に売買を行っていることを要件とすることには合理性があると考えます。

自体が他に類を見ないと思われる。従って、口は	
削除してほしい。	
「当該有価証券の売買に係る業務が独立した	
	削除してほしい。

114 「当該有価証券の売買に係る業務が独立した 2以上の金融商品取引業者等により継続して行われており又は行なわれる予定であること」とあるが、「独立した」はどういう場合か。同一グループ内であっても「独立した」に含まれると考えてよいか。また「予定」については、どの程度の事情があれば「予定」といえるのか。

ご意見を踏まえ、「独立した」という要件を削除 しました。販売の予定は、販売されることが取引 通念上判断できる程度で足りると考えられます。

▼有価証券の保管を委託している者に準ずる者[第 14 条]

115 社債等振替法の対象となる有価証券は国内で 発行された有価証券であると理解している。な お、証券保管振替機構で外国株券等の保管振 替が行われているが、同法9条1項の兼業として 行われているものにすぎず、同法が直接適用さ れるものではないと理解している。かかる理解が 正しいならば、特定証券情報等府令案第14条第 1号と第3号は、ほとんど適用される機会がない と考えられる。

社債等振替法が直接適用されない場合であっても、保管振替が行われる可能性があると考えられるため規定する必要があると考えられます。

116 特定証券情報等府令案第 14 条が、無券面化 された有価証券を意識して置かれた規定なので あれば、外国で無券面化されているものなどにつ いての規定も必要ではないか。

外国で無券面化されている有価証券について は、今後、実務の動向を踏まえたいと考えており ます。

117 特定証券情報等府令案第 14 条第1号では社 債等振替法に基づき振替が行われる場合しか規 定していないが、外国証券売出しに係る有価証 券は Euroclear 等で保管・振替がなされるものも あると考えられるところ、かかる有価証券に係る 投資家についても同項に列挙する必要はない か。

118

証券情報等府令第 14 条第1号は、金融商品取引業者等が外国証券売出しにより取得した有価証券の保有者が確実に把握できる場合を列挙したものです。

ご指摘の外国証券売出しに係る有価証券については、今後、実務の動向を踏まえたいと考えております。

▼投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合[第 15 条]

特定証券情報等府令案第 15 条各号に規定する、事実の発生時点において公表される発行者情報は未監査の情報が多いのではないか。翻って監査済みの情報のみだすとすれば、それはこれらの事実の発生を反映しないものになると思われ、有益な情報となりえないのではないか。むしろこれらの事実を伝えることが重要であって、別表に掲げる事項「全て」を対象者に伝えることは意味がないのではないか。(変更があった部分の事実のみで十分ではないかと思われる。)

投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実 が発生した場合には、原則、別表に掲げる事項 のすべての情報を提供・公表することになります が、そのような事実が発生したという情報を提 供・公表することが重要であると判断した場合に は、別表に掲げる事項に代えて、そのような事実 が発生した旨、その内容等を記載することができ るよう規定を整備いたしました。 119 特定証券情報等府令案第 15 条各号において、外国証券情報の提供が必要となるケースが規定されているが、各号の語尾が「重要な変更があった場合」、「重要な進展があった場合」とされている。金融商品取引業者としては重要な事項について総てを把握することは極めて困難であるので、「重要な変更があったことを知った場合」、「重要な進展があったことを知った場合」としてほしい。

また、情報提供が必要な範囲は保管機関やカストディアンが通知してくれるコーポレート・アクションの範囲内に収めるようにしてほしい。

120 金商法第 27 条の 32 の2第2項において「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合として内閣府令で定める場合には、外国証券情報を提供し、または公表しなければならない」とされているが、この場合の情報提供の相手方は「当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該金融商品取引業者等に当該有価証券の保管を委託している者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者」との理解でよいか。

121 特定証券情報等府令案第 15 条はすべて削除してほしい。

く理由>

- ① 事後の情報提供については、顧客から請求 があった場合のみとしてほしい。
- ② 法第 27 条の 32 の2第2項の「投資者の投資 判断に重要な影響を及ぼす事実」というのは客 観性に欠けており、本条の違反に対して損害賠 償責任を負う金融商品取引業者にあまりにも過 酷な要求であり、公正さを欠く。
- ③ 仮に本条が削除されないのなら、より事象を具体化すべきであり、以下の修正をお願いしたい。
- ・すべての号の事象について、金融商品取引業者が当該事象を知った場合としてほしい。また、 各号に「重要な」とあるが、そもそも法第 27 条の

ご意見を踏まえ、同令第 15 条に該当する事由 を限定する方向で修正いたしました。

金商法第 27 条の 32 の2第2項は「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合として内閣府令で定める場合」とあり、内閣府令に委任されているのは「事実」であって、「事実を知ったこと」ではありません。

コーポレート・アクションも重要な情報ですが、 投資判断に影響を及ぼす事実として最重要である発行者又は保証者の合併又は倒産に関する 事実を除外する方針は採用できないと考えられ ます。

外国証券情報の提供・公表を「提供」の方法によっている場合、「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合」における外国証券情報は、基本的には、「当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該金融商品取引業者等に当該有価証券の保管を委託している者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者」に提供するものと考えられます。

一方、「公表」の方法によっている場合は、ホームページへの掲載等を行い、公表しなければなりません。なお、いずれの場合であっても、金融商品取引業者等は、遅滞なく、外国証券情報を提供・公表する必要があります。

金商法第 27 条の 32 の2第2項では、投資者の 投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した 場合には、外国証券情報を提供し、又は公表す ることが義務付けられており、顧客から請求があ った場合に限ることは、投資者保護の観点からで きません。

「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合」について内閣府令で具体的に定めており、「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実」が客観性に欠けているとのご指摘は当たらないものと考えられます。

ご意見を踏まえ、第3号及び第4号は削除しました。金商法第27条の32の2第2項から内閣府令に委任されているのは「事実」であって、「事実を知ったこと」ではありません。

32 の2第2項の「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合として内閣府令で定める場合」と内閣府令にその明確化を託しているにもかかわらず、結局、府令を見ても、再度「重要な」という主観的表現の規定があるだけであり、何を提供する必要があるのか不明確なままである。

- ・第3号は削除してほしい。業者がすべての国の 法令または指定外国金融商品取引所の規則の 変更について、常に精通していることなど不可能 である。
- ・第4号は削除してほしい。外国証券情報で当初 提供が求められている情報(別表)は多岐に渡っ ており、すべての事象を業者がモニターすること は不可能である。

122 特定証券情報等府令案第 15 条第4号は文言が包括的すぎるのではないか。現在の文言はきわめて広く解される可能性があり、とくに臨時報告書の提出事由(企業内容等開示府令 19条2項各号)より広く解されるおそれがある。制度のバランスからすれば臨時報告書の提出事由のほうが広くあるべきであり、特定証券情報等府令案第15条第4号についてもかかる趣旨に沿うよう修正すべきではないか。また、臨時報告書と同様、対象となる重要な事実はできる限り限定列挙すべきである。

ご意見を踏まえ、証券情報等府令第 15 条を修正いたしました。

特定証券情報等府令案第 15 条は実務的対応の困難性から削除されるべきである。仮に、不可能である場合には、12 条と同様に、セカンダリーの実務に鑑みて見直しをされるべきである。基本的な方向性は(1)事後の情報提供は顧客の請求があった場合のみとし、かつ、(2)すべての号の事象について、金融商品取引業者が(何ら調査する義務を負わず)当該事象を現実に知っている場合とすべきである。

(理由等)

123

- ・外国証券情報で当初提供が求められている情報(別表)は多岐に渡っており、すべての事象を 業者がモニターすることは不可能である。
- ・2号について、倒産にかかる重要な進展情報の 提供は、極めてコンフィデンシャルなものである

金商法で制定されているとおり、請求があった場合のほか、投資者の投資判断に重要な影響を 及ぼす事実が発生した場合を定める必要があります。

金商法第 27 条の 32 の2第2項は「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合として内閣府令で定める場合」とあり、内閣府令に委任されているのは「事実」であって、「事実を知ったこと」ではありません。

証券情報等府令第 14 条において、保有者を把握している場合に限っていますので、保有者が不明な場合は義務を負わないものと考えられます。

ため、実際には取得すらできない場合がほとんどといっても過言ではない。

- ・さらに、「内閣府令で定める場合」に該当した場合、金商法第 27 条の 32 の 2 第 2 項ただし書で除外されない限りは、提供又は公表義務を負うことになるが、提供先たる保有者が不明の場合には、提供・公表義務を負わないという理解でよいか。そうしないと結果的に公表義務を負うことになって、過度の負担を強いられてしまう。
- ・具体的には、各号において外国証券情報の提供が必要となるケースが規定されているが、各号の語尾が「重要な変更があった場合」、「重要な進展があった場合」とされている。金融商品取引業者としては重要な事項について総てを把握することは極めて困難であるので、各号について業者の認識を前提とする、つまり、「重要な変更があったことを知った場合」、「重要な進展があったことを知った場合」としてほしい。
- ・また、情報提供が必要な範囲は保管機関やカストディアンが通知してくれるコーポレート・アクションの範囲内に収めるようにしてほしい。
- ・なお、第3号は削除してほしい。業者がすべて の国の法令または指定外国金融商品取引所の 規則の変更について、常に精通していることなど 不可能である。
- ・第4号は削除してほしい。

125

124 特定証券情報等府令案第 15 条第3号は、外 国の法令・外国金融商品取引所規則により発行 者が情報開示を義務付けられている場合に、当 該法令・規則の変更に限って適用されると理解し ていいか。

また、その発行者が法令・規則の変更を公表している場合にのみ、金融商品取引業者の提供・公表義務が生じるとの理解でいいか。

さらに、「外国の法令」とは、金融商品取引に関する法令に限られる(各国の会社法等は含まない。)と理解していいか。

特定証券情報等府令案第 15 条第3号は削除 いたしました。

特定証券情報等府令案第15条第4号の「重要な変更」とは、例えば格付けの変更も含まれるのか。

特定証券情報等府令案第 15 条第4号は削除 いたしました。

▼外国証券情報の提供又は公表[第 17 条]

特定証券情報等府令案第 17 条第1号につい 証券情報等府令第17条第1号の「提供又は公 126 て、「書面の交付」という相対を前提とした方法と 表」の対象は「相手方の者」であり、「書面の交 「公表」はなじまない。「又は公表」というのは削 付」を前提とした方法を規定しているものではあ 除されるべきではないか。 りません。 ファクシミリ装置を用いた送信について、「当該 127 外国証券情報の提供・公表の相手方である投 外国証券情報受領者において文書として受信で 資者がファクシミリによる外国証券情報の受領が きる場合」とあるが、金融商品取引業者におい できなければ、当該投資者が同意しても、ファク て、顧客が「受信できる場合」に該当することを確 シミリによる外国証券情報の提供・公表はできな いものと考えられます。 認する義務はないと考えてよいか。 証券情報等府令第 17 条第4号は当該ウェブ 128 特定証券情報等府令案第 17 条第4号は、ウェ ブサイトにおいて外国証券情報が公表されてい サイトにパスワードがかかっている場合その他情 るが、当該ウェブサイトにパスワードがかかって 報の取得が容易でない場合のアクセス方法に関 いる場合を想定したものか。第4号の括弧書きの するものです。同条第4号の括弧書きの直前の 直前の「提供」の方法には制限はないとの理解で 「提供」の方法には制限はありません。「提供」だ よいか。また、「提供」ではなく「公表」では不可な けではなく「公表」も認められるよう規定を修正い のか(例えば、外国証券情報が公表されているホ たしました。 ームページにアクセスする方法をウェブサイトに 記載する方法も認められてよいのではない か。)。 パスワードが付されていないウェブサイト(「閲 129 証券情報等府令第17条第4号に含まれます。 覧する方法に関する情報 | の提供がそもそも不 外国証券情報をホームページに公表していても、 要なウェブサイト)において外国証券情報を公表 外国証券売出しのときにホームページに関する する方法を認めても問題はないと思われるが、 情報を提供する必要があると考えます。 特定証券情報等府令案第17条第1号から第4号 のいずれかに含まれるか。 特定証券情報等府令案第4号において、外国 外国証券情報をホームページに掲載すること 130 証券情報の提供のうちホームページ等での公表 等により公表する場合における投資者の同意に により提供とする場合は、当該方法を用いること ついては、公表の都度、同意を得る必要はなく、 に対する顧客の同意が必要とされているが、これ あらかじめ、投資者に公表の方法について説明 は勧誘の都度確認しなければならないのではな した上で同意を得ておくことが考えられます。ま く、包括的に得てよいこととしてほしい。インター た、同意の方法については、書面によるほか、電 ネット環境を利用できる者が同意を行うと考えら 話、口頭により同意を得ることが考えられるが、 れ、当該投資者にとっても毎回同じ説明をされる いずれの方法による場合であっても、投資者が ことは期待していないと考えられるため。また、同 納得した上での同意である必要があります。 意の方法は書面等に限らず口頭によるものも認 めてほしい。 131 特定証券情報等府令案第 17 条第2号ないし 同意については特段制限を設けておりません 第4号に「同意した場合に限る」とあるが、同意取 ので、任意の方法で同意を取っていただいて構 得の方法は問わないとの理解で問題ないか。例 いません。記録及び証拠の保存は各自でご対応 えば口頭による同意であってもその記録が残っ いただくことになると考えます。 ていれば差し支えないと理解していいか。

132 特定証券情報等府令案第 17 条第4号について、ホームページで公表するために、さらに事前の同意が必要となるのは煩瑣に過ぎる。同意しない者に対して相対での交付も必要となることから、実務上の負担が大きいため、()の要件は削除してほしい。

当該規定については、確実に投資家に外国証券情報が提供されるためには、受領者の同意が必要であると考えられることから規定したものです。

なお、外国証券売出しの相手方が適格機関投資家であって、一定の要件を満たす場合には、 外国証券情報の提供又は公表は不要ですが(証券情報等府令第13条第4号)、これに該当せず、 外国証券情報を提供又は公表する場合であって も、あらかじめ包括的に告知内容を記載した書面 の交付(一定の要件を満たす場合は電子交付も 可能)を行った上で、当該適格機関投資家の同 意があれば、個別取引ごとの同意は不要である と考えられます。

133 特定証券情報等府令案 17 条に記載されるいずれかの方法により外国証券情報の提供又は公表をするものとされており、その一つに、「外国証券情報が公表されているホームページアドレスに関する情報その他外国証券情報を閲覧する方法に関する情報の提供」とあるが、その場合、各証券についての外国証券情報のリンク先を一つのウエブサイトページにまとめて、このウエブサイトページのリンクを勧誘時に提供することで

足りるか。

135

投資者の同意があれば可能であると考えられます。

また、ウェブサイトのリンクは勧誘時に毎回提供するのではなく、例えば、半年等の頻度で一斉に送付することで足りるか。

134 外国証券情報の提供、公表について、顧客に 書面を提供することにより、「当該情報のホーム ページ上の提供、公表方法に異議があったら書 面提供の要請を窓口に対して行ってください」と いう旨を顧客に周知すれば、府令の「同意」にそ ぐわないことはないか。

また、非対面チャネルの顧客については、ホームページ上に同様の内容を記載し、周知すれば、府令の「同意」にそぐわないことはないか。

金商法 27 条の 32 の2第2項による提供・公表の期限(請求を受けてから又は特定証券情報等府令第 15 条の事実の発生が本国で開示されてから提供・公表するまでの準備期間)を明示すべきではないか。不提供・不公表が罰則の対象とな

「同意」は「異議のない場合」とは異なります。投資者が明確な回答をしないときは「同意」はありません。ご意見の方法の場合、投資者が明確な回答をしないときに「同意」を擬制するものです。同意を取得する方式を超えていると考えられます。

ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。

	っているため、構成要件を明確にする必要があ	
	る。	
	▼別表(第 12 条関係)	
136	発行者情報の記載項目として、「外国為替の	ご意見を踏まえ、外国為替の推移及び最近日
	推移及び最近日の為替相場」とあるが、この項	の為替相場は削除しました。なお、外国通貨に関
	目は削除してほしい。外国為替は日々刻々変化	する情報を投資者が容易に取得できない場合に
	するものであり、また証券会社によっても取引金	は、金融商品取引業者等は外国証券情報とは別
	額の大小によっても適用レートは異なっている。	に投資者に説明する必要があると考えられま
	また、通常売却レート・買付レート・仲値もそれ	す。
	ぞれ異なる。ある時点の一定の条件下のレート	
	を記載することはかえって投資者に誤解を与える	
	ことにもなりかねないと思料する。	
137	発行者の概要は、現行の日本証券業協会が	格付機関の作成した情報を参考にする場合に
	定める外国証券の取引に関する規則の別表第	は、格付機関は発行者又はこれに準ずる者とは
	九に記載されている注記に沿った内容にしてほし	考えられませんので、作成者の責任で参考にし
	ίν₀	てください。
138	「発行者設立の準拠法、法的地位及び設立	例えば、準拠法については「〇〇国の××
	日」の「発行者設立の準拠法、法的地位」とは何	法」、また、法的地位については「有限責任会
	を記載すればいいのか。また、「経理の概要」に	社」、「リミテッド・カンパニー」、「リミテッド・パート
	は、何を記載すればいいのか。(B/S や P/L を記	ナーシップ」等の組織形態のほか、登録、認可又
	載する必要があるのか。)	は届出の有無など、投資者に重要な情報に応じ
		て記載してください。
		経理の状況については、外国証券私売出しを
		行うため要件の一つとして、上場されている指定
		外国金融商品取引所の規則又はその有価証券
		の流通国の法令等(国際会計基準、日本基準、
		米国基準)により作成された財務諸表が発行者
		により公表されていることから、この財務諸表を
		記載することが考えられます。
139	発行者情報の発行者設立の準拠法であるが、	発行者が法人である以上、設立の準拠法は存
	$\lceil [un] $ limited company incorporated under the	在すると考えられるため、設立準拠法を記載して
	laws of 国名」といった記載の他「[un]limited	ください。設立地と設立準拠法の適用地域は異
	company incorporated in 国名」といった記載方	なることがありますので、設立地で代えることは
	法もあるので、準拠法に加えて「設立の準拠法又	できません。国際条約が準拠法である場合は、
	は設立地」のように設立地も追加して欲しい。	国際条約を記載してください。
	また、European Investment Bank のように、国	
	際条約により設立された発行体については、準	
	拠法はかかる条約名を記載すればよいという理	
	解で正しいか。	
140	発行者情報の発行者の本店所在地であるが、	一般的に発行体の登録住所を記載することに
	本店は発行体の登録住所を記載すればよいか。	なります。国により法制度は異なるものと考えら

		れますが、本店所在地に相当するものを記載し
		てください。
141	証券情報の(1)「社債の種類」とは何を指すの	「社債の種類」は、普通・優先・劣後の別などを
	か。	該当する場合に記載してください。銘柄名に付さ
		れている場合で説明が不要な場合は社債の種
		類について特段の記載は結構です。
142	発行地および上場・非上場の区分について	「発行地」とは発行国を記載することで多くの
	は、企業内容開示府令の第7号様式や外国債等	場合足りることと思いますが、国ではなく地域名
	開示府令の第2号様式および第9号様式におい	を記載することが適切である場合は認められま
	ても必要記載項目とされていないため、外国証	す。
	券情報の必要記載項目から削除していただきた	また、上場・非上場の区分については、その発
	ر١ _°	行者に関する情報がどの規則により公表された
	もしくは、現行の外国証券内容説明書において	ものかを把握する上でも、重要な情報であると考
	は、ユーロ債の「発行地」は「ユーロ市場」である	えられます。
	と見做して記載している。「発行地」の項目が削	
	除されないのであれば、「ユーロ」の記載で要件	
	を満たすことを確認したい。	
143	証券情報の記載項目として、「株価の推移」と	株価が安定している場合は簡単な情報で足り
	あるが、事業年度内の最高値と最安値のみを記	ることと思いますが、最高値及び最安値だけでは
	載することでよいか。	通常の相場又は株価の変動性について情報が
		不足することが通常と思われます。特に、株券の
		流通性が高いなど株価の変動が大きい場合、投
		資者はそれ以上の情報を必要とすると思われま
		すので、株価の推移をグラフ等で示すこと等が必
		要であると考えます。
144	証券情報の記載項目として、「課税上の取扱	「課税上の取扱い」は削除いたしました。
	い」とあるが、この項目は発行者自身による開示	
	には含まれていない可能性が高い。また現地で	
	の課税(印紙税や SEC 手数料など)の税率もしば	
	しば変更されるため、変更時に「外国証券情報」	
	の再交付を求められるとすると、業者負荷はかな	
	り重くなる可能性がある。この項目を削除してほ	
	しい。	
145	各有価証券の記載必要事項として、「取得格	① 格付を取得していない場合はその旨を記載
	付及び格付け機関」との定めがあるが、以下の	してください。
	点について明らかにしてほしい。	② プログラム格付又は発行者格付の記載は
	①取得格付がない場合は、何も記載しなくてよい	投資者に有益な情報と思われますので、プロ
	か。あるいは取得格付がない旨を記載しなけれ	グラム格付又は発行者格付である旨をご説
	ばならないのか。	明いただいて記載してください。
	②当該有価証券の取得格付がない場合、プログ	③ 取得格付の変更は第 15 条に該当しませ
	ラム格付又は発行体格付を記載すべきか。ある	ん。

	いけつ獣してけたこないか	④ 拘物の投仕を取得している担合け オベア
	いは記載してはならないか。	④ 複数の格付を取得している場合は、すべて
	③取得格付に変更があった場合は、特定証券情	記載してください。任意に選択して記載するこ
	報等府令案第 15 条第4号に規定する「重要な変	とは投資者に誤解を生じさせる可能性がある
	更」には当たらず、外国証券情報の新たな提供	と考えられます。
	は必要ないと考えて良いか。反対に「重要な変	
	更」として取り扱わなければならない場合がある	
	とすれば、どのようなケースか。	
	④複数の格付が付与されている場合、全ての格	
	付を記載しなくてもよいか。	
146	「新株予約権の行使請求期間その他条件」の	「その他条件」は「行使条件」と修正しました。
	その他条件とは、具体的には何を想定している	
	のか明確にしてほしい。	
147	企業内容等開示府令の第7号様式や外国債	削除いたしません。外国証券内容説明書にお
	等開示府令の第2号様式および第9号様式にお	いては記載が求められています。
	いて、外国債等の売出しにおける必要記載項目	
	として「発行日」は求められていないため、外国証	
	- 券情報の必要記載項目から削除してほしい。	
148	証券情報の(1)「証券の名称」もしくは「社債の	名称として与えられたものを記載していただけ
	名称」とは具体的には何を指すのか明確にして	れば結構です。別の項目として求められているも
	 頂きたい。発行者名のみならず、通貨、スキー	のは、名称でない限り別の項目に記載することに
	ム、担保・保証の有無、償還期限等も名称として	なります。ただし、名称だけで有価証券の説明と
	記載すべきか。	して不十分なものは、この項目において補足して
		ください。
149	証券情報に「発行地」とあるが、例えばオラン	発行地といえるものがない例外的事情がある
	ダの会社が Luxembourg Commission de	場合は、その旨を具体的に記載してください。
	Surveillance du Secteur Financier にて登録した	
	EMTN プログラムのもとで債券を発行するなど、	
	 発行地は必ずしも明確ではないので、この要件	
	 を削除していただきたい。	
150	特定証券情報等府令案別表について、「令	当該欄には単に上場している金融商品取引所
	 第2条の 12 の3第1号に掲げる有価証券」の項	 の名称を記載していただければよいと考えられま
	 の下段2(2)等の「金融商品取引所」は「金融商品	す。
	 取引所又は外国金融商品取引市場開設者」とす	
	 べきではないか(金商法 60 条の2第1項6号参	
	照)。	
151	*****	
	2条の 12 の3第5号に掲げる有価証券」の項の	
	下段2(5)は「株式1株あたりの情報」のほうが適	
	当ではないか。	
152	格付を巡る近時の議論の状況に鑑みれば、	│ │ 格付情報は投資者の投資判断に一定の影響
	「取得格付及び格付機関」を外国証券情報に含	力を有することから、格付に関する情報について

めることは適当ではないのではないか。 記載項目を設けております。 153 特定証券情報等府令案第 15 条各号に掲げる ご意見を踏まえ、別表において、「第 15 条第1 事実が発生した場合には、外国証券情報を提 項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及 びその内容」と規定いたしました。 供・公表することとあるが、外国証券情報に第 15 条各号に掲げる事実の有無を記載する欄を設け なければ、外国証券情報を提供・公表する義務 を課しても意味がない。例えば、別表の「情報」欄 に、「第 15 条各号に掲げる事実の有無及びその 内容」などといった項目を加える必要がないか。 別表の各項目の記載事項は必ずしも項目毎 項目ごとに記載することが情報を分かりにくく 154 に分けて記載する必要はなく、複数の項目の内 する場合もあると考えられますので、2つ以上の 容を一つの項目にまとめて記載することを認めて 項目をまとめて記載することも可能です。ただし、 ほしい。 どの情報をどの項目に記載したのかは明示する また、項目に記載する内容が入手できなかった 必要があります。 「該当なし」では、その項目に該当する事項が 場合、「該当なし」と記載、もしくは項目自体を削 除することを認めてほしい。 ないのか、事項はあるが情報を入手できなかっ たかが不明確であるため、投資者に分かりやす いうように記載する必要があると考えられます。 ▼その他 金商法 27 条の 32 の2第2項の「…請求があっ 請求があったときに最新の外国証券情報をお 155 た場合」には、同条 1 項により外国証券売出しに 渡しいただくことで足り、請求のたびにアップデー より有価証券を売付ける場合において予め又は トする必要はありません。 同時に提供・公表した外国証券情報と同じ情報 投資者に有益な最新情報及び投資者の請求し を提供・公表すれば足りるという理解でよいか た情報は、外国証券情報と別に提供していただ いて結構です。 (請求時の情報にアップデートする必要はない か。)。仮にアップデートする必要があるとする と、金商法 27 条の 32 の2第2項の規定による請 求は日々なされうるため、日々アップデートが必 要ということになってしまうことから確認したい。 金商法施行令案2条の 12 の3における「内閣 金商施行令案の条文を修正して、内閣府令に 156 府令で定める情報」に対応する条文がないように 委任する文言を削除いたしました。 思える。 ▼附則(経過措置) 157 改正内閣府令施行前に金商法第 23 条の 14 ご意見を踏まえ、次のような経過措置を設けま 第1項ただし書きに基づく外国証券内容説明書 した。

改正内閣府令施行前に金商法第 23 条の 14 第1項ただし書きに基づく外国証券内容説明書 で販売された有価証券(現行の企業内容等の開 示に関する内閣府令等に基づき、外国証券内容 説明書の交付が不要であったり、顧客の同意を 得て外国証券内容説明書の交付を省略した場合 を含む)が改正後、外国証券売出しの対象となら ない場合については、以下の点をご考慮のうえ、

改正前の金商法第23条の14第1項ただし書に基づき、外国証券内容説明書を投資者に交付すること等により「海外発行証券の少人数向け勧誘」を行った有価証券のうち、改正後の「外国証券売出し」の対象でないものについての少人数私売出しの要件を、平成25年3月31日までの

当該有価証券の償還期限までの間は、日本証券 業協会の規則に基づく外国証券内容説明書(売 付け勧誘時点で有効な情報が記載されているも の)の交付をもって売付け勧誘が可能となる等の 経過措置を設ける等、これまでの取扱いに支障 が生じないよう対応をしてほしい。

少人数私売出しに関しては一括転売制限を付す必要があるが、改正前に外国証券内容説明書による販売を行っている場合、当該有価証券の販売時に顧客に当該条件が付されていることを提示していない。当該顧客が所有している間に一括転売制限が付されると、当該顧客が売却をする際にこれまで認められていた部分売却ができなくなる。また、一括転売しかできないことになると金融商品取引業者としても流動性の観点から顧客からの買取り価格を下げたり、買取り自体を控えるような状況が生じることとなる。このような状況は投資家保護の観点からも問題があるものと考えられる。

間、「現行の外国証券内容説明書を交付すること」とすることとしました。

これにより、これらの有価証券を転売する際には、一括譲渡以外の譲渡が禁止される等の譲渡制限は付されず、その勧誘の相手方に外国証券内容説明書を交付することにより、少人数私売出しを行うことができることになります。

158

特定証券情報等提供府令案第 12 条及び別表において外国証券情報に記載すべき内容が定められているが、その内容は現在法第 23 条の 14 第1項ただし書きに基づき日本証券業協会の規則で規定された外国証券内容説明書の記載内容とは一部異なるもの(為替情報等の追加)となっている。現在証券会社は、それぞれの会社において、あるいは委託契約を締結した情報ベンダーにおいて作成した外国証券内容説明書を顧客に交付することで外国証券の少人数向け勧誘を行っているところであり、少なくとも改正内閣府令施行までは当該規則に則った情報提供を行うこととなる。

日本証券業協会の規則を遵守しつつ、内閣府令第 12 条及び別表に則した外国証券情報を作成するためには、証券会社はシステム投資を含め相当のインフラ整備が必要となる。また、外国証券内容説明書は概ね1年に一度の内容更新を行っている場合が多く、改正内閣府令に則した外国証券情報への切り替えは、当該更新タイミングで順次行うことが想定される。

したがって、現在外国証券内容説明書の作成・

ご意見を踏まえ、次のような経過措置を設けま した。

改正前の金商法第23条の14第1項ただし書に基づき、外国証券内容説明書を投資者に交付すること等により「海外発行証券の少人数向け勧誘」を行った有価証券のうち、改正後の「外国証券売出し」の対象となるものについて「外国証券売出し」を行う場合において、その相手方に提供し、又は公表しなければならない「外国証券情報」の内容について、平成25年3月31日までの間、特定証券情報等府令の別表に定める内容ではなく、現行の「外国証券内容説明書に記載すべき情報」の内容とすることとしました。

これにより、これらの有価証券について外国証券売出しを行う場合には、現行の「外国証券内容説明書」の情報を内容とする「外国証券情報」をその相手方に提供・公表すればよいことになります。

		<u>, </u>
	交付をもって売付け勧誘を行っている有価証券	
	に関しては、特定証券情報等提供府令案第 12	
	条及び別表に則した外国証券情報の作成及び	
	提供は、改正府令施行後少なくとも1年6ヶ月の	
	間は、外国証券内容説明書の交付をもって外国	
	証券情報の提供とみなせるよう措置してほしい。	
159	売出し規制改正前に金融商品取引業者又は	ご意見を踏まえ、改正法施行日前に外国証券
	国内投資家が既に保有しているユーロ CB を他	内容説明書による勧誘を行った有価証券につい
	に売却する場合には、改正後の「売出し」規制に	ては、経過措置において、平成25年3月31日ま
	かからしめることなく、当初取得時の制限に従っ	での間は、外国証券売出しが可能な有価証券に
	て売却することを許容すべきではないかと考える	ついては外国証券売出しを行うことができる有価
	がどうか。	証券とみなし、外国証券売出しが不可能な有価
		証券については私売出しが可能な有価証券とみ
		なすことといたします。
160	転売制限告知書および外国証券情報の提供	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、施
	について、電子的交付の場合の同意書につい	行日後の外国証券情報の提供方法について、施
	て、施行前に同意をとったものを有効にしてほし	行日前に予め同意を取得しておくことは可能であ
	ιν _°	ると考えられます。
161	現在、「外国証券内容説明書」の内容更新は、	ご意見を踏まえ、次のような経過措置を設けま
	1月から3月に集中するが、更新直後の改正日	した。
	(4月1日)に「外国証券内容説明書」から「外国	改正前の金商法第23条の14第1項ただし書に
	証券情報」に切り替える必要があるか。経過措置	基づき、外国証券内容説明書を投資者に交付す
	(改正日(4月1日)以降に更新する銘柄から「外	ること等により「海外発行証券の少人数向け勧
	国証券情報」として取扱う等の暫定措置)を設け	誘」を行った有価証券のうち、改正後の「外国証
	られるか。	券売出し」の対象となるものについて「外国証券
		売出し」を行う場合において、その相手方に提供
		し、又は公表しなければならない「外国証券情
		報」の内容について、平成 25 年3月 31 日までの
		間、証券情報等府令の別表に定める内容ではな
		く、現行の「外国証券内容説明書に記載すべき
		情報」の内容とすることとしました。
		これにより、これらの有価証券について外国証
		券売出しを行う場合には、現行の「外国証券内容
		説明書」の情報を内容とする「外国証券情報」を
		その相手方に提供・公表すればよいことになりま
		す。
162	今回の内閣府令案どおり施行される場合は、	ご意見として承ります。なお、施行までに日数
	新たに提供する情報の入手、各証券会社から既	がありますので、早めのご対応をお願いいたしま
	存顧客への周知、システム開発等に1年半から2	す。
	年程度必要である。準備が済まない状況で施行	
	された場合は、国内において流通する外国証券	

	が限定される等影響が大きいと考える。準備の	
	ための猶予期間を設けてほしい。	
	●開示ガイドライン	
163	開示ガイドライン案2-1について、同様のガイ	ご意見を踏まえ、企業内容開示ガイドラインに
	ドラインを売付け勧誘にも追加すべきである。	おいて、売付け勧誘等における勧誘の相手方の
		人数から適格機関投資家を除く場合を規定する
		ことといたします。
164	開示ガイドライン案2-2について、延べ人数	引き続き延べ人数による計算を行うべきである
	ではなく、同一の者が含まれる場合には、1名と	と考えます。なお、売付け勧誘等における同様の
	カウントするよう変更すべきである。なお、同様	規定を企業内容開示ガイドラインに設けることと
	のガイドラインを売付け勧誘にも追加すべきであ	いたしました。
	る。	
165	開示ガイドライン案 23-14-1について、本項	ご意見として承りますが、勧誘が行われる場合
	自体は削除されるものの、①と②については、勧	に該当しない旨を企業内容開示ガイドラインに規
	誘が行われる場合に該当しないものの例示とし	定することは予定していません。
	て、別項で存続されるべきである。	
166	開示ガイドライン案24-5-8について、「50名	ご意見を踏まえ、企業内容等開示府令第19条
	未満の者を相手方として行うものを除く」という限	第1号と同様の規定を開示ガイドラインに設ける
	定を本項の「売出し」にも追加すべきである。	ことといたしました。
167	開示ガイドライン案2-6について、売付け勧	売付け勧誘において適格機関投資家に該当し
	誘にも該当することを追加するか、同様のガイド	ない場合も同様となるよう開示ガイドラインを修
	ラインを売付け勧誘にも追加すべきである。	正いたします。
168	開示ガイドライン案2-7では、「コマーシャル・	ご意見を踏まえ、コマーシャル・ペーパーにつ
	ペーパーの発行条件が発行者と取扱ディーラー	いて、取得勧誘及び売付け勧誘における少人数
	との間で相対で決定され、取扱ディーラーごと	向け勧誘に該当するための要件について、開示
	に、かつ、その決定ごとにコマーシャル・ペーパー	ガイドラインにおいて規定を設けました。
	の枚数が 50 枚未満である場合」を、取得勧誘に	
	おける少人数向け勧誘に該当する要件とされ、	
	短期社債取引にも準用されている。	
	施行後においてもかかる考え方を維持し、ディ	
	ーラーが買い付ける短期社債の口数が 50 口未	
	満であること(ディーラーを通じて 50 名以上の投	
	資家に分売されていく可能性がないこと)をもっ	
	て、取得勧誘における少人数向け勧誘に該当す	
	る要件としてほしい。	
169	「転売制限」における「当該有価証券の枚数又	ご理解のとおり、「転売制限」における「当該有
	は単位の総数が 50 未満」とは、売付け勧誘等を	価証券の枚数又は単位の総数が 50 未満」とは、
	行う各金商業者等(コマーシャル・ペーパーの場	売付け勧誘等を行う各金商業者等(コマーシャ
	合、各ディーラー)ごとの数(業者毎に 50 未満)で	ル・ペーパーの場合、各ディーラー)ごとの数(業
	あるとの理解でよいか。	者毎に50未満)であると考えられ、その旨を開示
		ガイドラインにおいて明確化いたしました。

170	開示ガイドライン旧4-17を削除する理由につ	当該規定については検討の結果、削除しない
	いて確認したい。	こととしております。
171	開示ガイドライン7-7において、「株主名簿に	ご理解のとおりであり、開示ガイドライン7-7
	記載されている株主」とあるが、法第4条第4項	の規定を修正いたしました。
	にあるとおり「株主名簿に記載され、又は記録さ	
	れている株主」を指すとの理解でよいか。	
172	開示ガイドライン4-19 について、既開示証券	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、「開
	については原則「開示が行われている場合」に該	示が行われている場合」とは、金商法第4条第7
	当するものとして、修正すべきである。	項及び企業内容開示府令第6条であると考えら
		れます。
	●その他	
173	従来金融商品取引業者が行っていた既発行	有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しく
	の外国証券の少人数勧誘による顧客への売り付	は特定投資家向け売付け勧誘等に際し、次のい
	けは、今回の改正により「売出し」または「私売出	ずれかを行うことは、「有価証券の引受け」に該
	し」と整理されることとなった。金融商品取引業者	当することとされています(金商法第2条第8項第
	が、かかる小規模な「売出し」または「私売出し」	6号)。
	のために必要となる玉を他の業者から仕入れる	①当該有価証券を取得させることを目的として当
	場合、これは売出しの「引受け」に該当するの	該有価証券の全部又は一部を取得すること(い
	か。「引受け」に該当するとした場合、仕入れの	わゆる買取引受け)、②当該有価証券の全部又
	都度、引受けのための「審査」が必要となるので	は一部につき他にこれを取得する者がない場合
	しょうか。	にその残部を取得することを内容とする契約をす
		ること(いわゆる残額引受け)。
		このうち、①については、有価証券の募集・売
		出し等を行っている発行者・売出人等から取得す
		るものでなければ、基本的には「有価証券の引
		受け」に該当しないものと考えられます。
174	今回の改正案では、外国証券売出しについて	新規発行証券について残額引受けをした場合
	一定の要件を満たす場合に開示義務を軽減する	は募集の取扱いに該当し、買取り引受けをした
	ものとされている。外国証券について金商業者が	場合は売出しに該当するとは必ずしもいえませ
	買取引受けを行った場合には、当該業者が当該	ん。買取り引受けをした場合でも、実態として発
	外国証券について国内において多数の公衆向け	行会社の発行を取り扱う場合は、募集の取扱い
	に行う勧誘行為は売出し行為であると考えられる	となります。例えば、引受会社が発行価格で一律
	ため、当該開示規制の緩和の適用を受けること	販売する場合は、発行市場に近い実態があり、
	が可能であると考えられる。一方、金商業者が残	逆に、引受会社が価格交渉に自由な裁量があっ
	額引受けの方法により引き受けた外国証券につ	て発行価格に束縛されなければ実態として流通
	いて当該業者が国内で行う勧誘行為は募集の取	市場の取引に近づけて考えることができます。
	扱いに該当するため、今回の外国証券に関する	
	開示規制の緩和の適用を受けられないこととな	
	る。引受人の引受形態が買取引受けであるか残	
	額引受けであるかによって開示規制の態様が異	
	なるというのは如何にもアンバランスであり、外	
1	<u> </u>	<u> </u>

国証券の募集の取扱いについても同様の規制緩和を検討すべきである。

175 金商法第27条の34の2第2項の規定で、重要な事項について虚偽の情報があったり、欠けていたりする外国証券情報を提供して当該有価証券を売りつけた金融商品取引業者は、虚偽又は欠けていることを知らないで買付けた投資者への損害賠償責任があるとされているが、情報が虚偽である等と損害との因果関係が明らかになっていない。同条第3項の規定のように「情報が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害」というように損害賠償責任の責めを負う範囲を明確にしてほしい。

金商法第 27 条の 34 の2第2項の規定の文言は、同法第 17条に規定する虚偽記載のある目論見書等を使用した者の賠償責任に対応しています。同法第 17 条は、虚偽記載等と損害との間の因果関係を要すると解されており、同法第 27 条の 34 の2第2項も同様に解せられると考えられます。

176 金商法第27条の34の2第2項で、情報が虚偽である場合について相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合とあるが、発行者が公表した情報自体が誤っていた場合は確認が困難であり、免責となると解してよいか。また、第3項の規定の「重要な情報について虚偽の情報」についても同様に解してよいか。

通常の場合、発行者が公表している情報は信頼性が高く、依拠できると考えられますが、明らかに誤りを含んでいる場合、明らかに相当古い情報である場合など、発行者の公表情報に依拠できない場合がありえます。これらも、「相当な注意を用いた」か否かにおいて判断されます。

177 金商法第 27 の 34 の2において、損害賠償義務が規定されているが、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで金融商品取引業者等から募集若しくは売出し又は特定勧誘等によらないで取得した者を対象としているものであり、同法 27 条の 32 の2に規定されている「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合」に情報の提供を行った者についてまでは適用されないとの理解でよいか。

178

金商法法第27条の34の2第1項は、同法第27条の32の2第2項の場合を問題としていません。同法第27条の34の2第2項は、不適切な外国証券情報を「使用」して有価証券を「売り付けた」とありますので、当該情報を「使用して」有価証券を「売り付け」ない限り、損害賠償責任は負いません。同法第27条の34の2第3項は、不適切な情報が公表されている間に有価証券を善意で取得したものに対する責任です。有価証券を取得していない者に対しては責任は負いません。

金商法第27条の34の2第2項と第3項を比較すると、情報欠缺の表記において、「誤解を生じさせないために必要な事実」(第2項)、「誤解を生じさせないために必要な重要な事実」(第3項)、とあり、「重要な」の有無において差異が見られる。これは、現行の第17条と第18条1項における情報欠缺の表記においても同様に見られるが(平成16年改正前は17条においても「重要な」情報の欠缺とされていたが、同年の改正により当該文言が削られて今に至るもの。改正当時、当該改正趣旨については立案担当者による明示

平成 16 年の証券取引法改正では、目論見書の定義を見直し、従前の資料を含む広義の目論見書を重要な事項を記載した狭義の目論見書とそれ以外の事項を含む販売用資料に分離しました。

この改正により目論見書の記載内容は、「重要な」事実となりましたので、「誤解を生じさせないために必要な事実」は基本的に重要であると考えられ、「重要な」という文言を削除したものです。

これと同様の考え方により、法第27条の34の

的な趣旨解説はない。)、当該差異を設けた趣旨 についてご教示願いたい。瑣末な点かもしれない が、現状の府令案においては、外国証券情報提 供義務につき、業者に対し、相応に重い負担を 課すものとなっている中、「重要な」の解釈につい ては看過できない論点ともなりうるので、確認し たい。 2第2項に規定する「誤解を生じさせないために必要な事実」についても、「重要な」であると考えられます。

179 金商法第 27 条の 34 の2第2項が挙証責任の 転換と消極的事実の証明(悪魔の証明)を規定している。 立証責任の転換は規定していますが、消極的 事実の証明を規定しているとのご指摘及び悪魔 の証明とのご主張の正確性が理解できません。 過失や善意は要証事実ではなく、法的評価です ので、消極的事実の証明を規定しているとのご 指摘は当たっていません。

180 「外国証券売出し」された証券を「私売出し」として扱うこと、または、「私売出し」された証券を「外国証券売出し」として扱うことを以下の理由により、認めて頂きたい。

まず、当初私売出しであっても、その後、法定 開示により売出しを行うことは可能である。した がって、当初、私売出しであっても、その後、売出 しの一つの形態である外国証券売出しに変更す ることも認められるべきであると考える。

181

182

ご意見のとおり、私売出しの対象であった有価 証券について外国証券売出しは可能としました。

一方、「外国証券売出し」された証券を「私売出し」として扱うことはできないものと考えられます。 一旦、「外国証券売出し」が行われた有価証券は 多数の者に販売されており、この有価証券の転 売は「多数の者に譲渡されるおそれが少ない場 合」には該当しないものと考えられます。

金商法施行令第1条の7の3第6号について、 外国で発行され日本に持ち込まれた有価証券に ついて、投資者への販売等を目的として金融商 品取引業等の業者間で行う売買のうち一定のも のについては「有価証券の売出し」に該当しない とされているが、投資者への販売等を目的として いるかどうかは買い手となる業者の主観の問題 であり、各種の義務が課される売り手側の業者 には必ずしも投資者への販売等を目的としてい るかどうかはわからないのではないか。したがっ て、売り手側に買い手側の主観的認識を確認す る義務が前提となり実務上機能する場面が限定 されるのではないか。 金融商品取引業者間の取引においては、買付 人が転売を目的としているものであるかは、容易 に判別できると認識しております。売出しの開示 規制は、売り手側を対象としており、販売勧誘行 為のときに判断する必要があり、買い手側に転 売目的であるか否かについて確認した上で販売 する必要があります。

金商法施行令第1条の7の3第6号について、 当該有価証券を売り付けた金融商品取引業者等 が当該売付けを行った旨等を日本証券業協会に 通知を行う場合には有価証券の売出し」に該当し ないとされているが、通知は事後的に行うのか。 その場合、通知を行わなかった場合には遡及的 金商法政令第1条の7の3第6号においては、 事後的な報告で足ります。報告を行わなかった 場合における有価証券の売買については、有価 証券法理に従い、善意の第三者は保護されるも のと考えられます。

	に当初の売買が「有価証券の売出し」になってし	
	まうということか。そのような考え方をとる場合に	
	は、構成要件該当行為を何ととらえるかや既遂	
	時期等、有価証券の売出しに係る刑事罰規定と	
	の関係で困難な問題が生じないか。	
183	私募要件に従って取得した振替債の売付け勧	金商法施行令第1条の7第2号に掲げる要件
	誘等については、口数が 50 口未満で単位未満	に従って、有価証券の売付け勧誘等を行う場合
	に分割できない旨の制限(「転売制限」)、かつ、	には、第1条の8の4第2号により少人数私売出
	「転売制限」が付されている旨を知ることができる	しの要件を満たすものと考えられます。
	よう措置が執られているような場合には、当該転	
	売制限の条件に則って(=私募要件を維持した	
	まま)取り扱うこととすれば、いわゆる「少人数私	
	売出し」に該当するとの理解でよいか。	
184	金商法施行令1条の7の3や企業内容等開示	金商法施行令第1条の7の3に規定する取引
	ガイドラインにおいて「有価証券の売出し」に該当	については、同令第1条の8の3において、明文
	しないものとされた取引の相手方については、金	で除外しています。
	商法施行令1条の8の3の「50 名以上」の計算に	
	当たって除外することができるかどうかを確認し	
	たい。	
185	債券で保証がある場合(例えば日本法の連帯	ご意見を踏まえ、金商法施行令第2条の 12 の
	保証、米国法または英国法の保証で無条件のも	3第6号において規定を修正いたしました。
	の(unconditional guarantee)、またはこれらと同	
	等の効果のあるもの等)は、当該発行者ではな	
	く、当該保証者の発行する有価証券について、金	
	商法第 24 条第1項又は第3項の規定による有価	
	証券報告書を提出しており、法第 27 条の 32 の2	
	第1項の規定により当該有価証券に関する証券	
	情報が提供され、又は公表される場合も、法第	
	27条の32の2第1項ただし書に該当するものとし	
	てほしい。	
186	外国証券売出しの対象有価証券、要件等につ	異なる会計基準に基づく財務報告の乱立から
	いて、「当該発行者に関する情報に金融庁長官	投資家を保護し、更には財務報告の比較可能性
	が適当であると認めるところによって作成された	を向上させる観点から、国際的にIFRSを軸にア
	財務計算に関する情報が含まれることとする」に	ドプション又はコンバージェンスが急速に進展し
	ついては、既存の財務諸表等規則 127 条の趣旨	ています。
	を踏まえ、諸外国で採用されている国際会計基	他方、各国が承認したIFRSの中には、必ずし
	準(IFRS)は(IASB が公表した純粋な IFRS のみ	もIASBが発出・承認したIFRSと同一ないし同等
	ならず、諸外国が承認した形式のものも含め)広	と評価できないものが含まれ得ると考えられま
	く認めてほしい。	す。
		したがって、形式的に各国が承認したIFRSで
		はなく、その内容等について、実質的にIASBが
_		

発出・承認したIFRSに基づいて作成された財務 報告と認められる場合についてのみ、認めること が考えられます。 187 金商業等府令案第 158 条第1項においては、 ご理解のとおり、金商業等府令第 158 条第1項 金商法第2条第8項第1号から第4号の行為か においては、「売出し」(買付けの申込み又は売 ら、かっこ書きにより、買付けの申込み又は売付 付けの期間を定めて行うものを除く。)により成立 けの期間を定めて行う「第8号に掲げる行為」 した売買について、「注文伝票」を作成することと (「有価証券の売出し又は特定投資家向け売付 しています。 け勧誘等」)が除かれるという建付けとなってい る。 そこで、金商法第2条第8項第1号から第4号 の行為から除かれなかった「第8号に掲げる行 為」につき、金商法第2条第8項第1号から第4号 の行為のうちいずれの行為として記帳すべきか が問題となるが、「第8号に掲げる行為」により私 法上は売買が成立するため、金商法第2条第8 項第1号の「売買」として、金商業等府令案第158 条第1項各号列挙事由を記帳するとの理解でよ いか。 188 「売出し」に該当する場合であっても、当該取 ご理解のとおりであると考えられます。 引が「買付けの申込み又は売付けの期間を定め て行うもの」でない限り、「売買」について作成す べき帳簿書類を作成することで足り、「売出し」に 該当することに伴う追加的に作成すべき帳簿書 類はないとの理解でよいか。 金商業等府令案第158条第1項について、「前 金商業等府令第 158 条及び第 162 条において 189 条第1項第3号の注文伝票には、法第2条第8項 は、「売出し」の定義の見直しに伴い、「売出し」 第1号から第4号までに掲げる行為(媒介または のうち、買付けの申込み又は売付けの期間を定 代理にかかるものを除く。) 及び同項第8号及び めて行うものについては「売出しに係る取引記 録」を作成し、買付けの申込み又は売付けの期 第9号に掲げる行為(当該行為にかかる有価証 券の買付けの申込みまたは売付けの期間を定 間を定めて行うもの以外の「売出し」により成立し めて行うものを除く。)に関し、次に掲げる事項を た売買については「注文伝票」を作成することとし 記載しなければならない。」と修正するとともに、 ています。 金商業等府令第 163 条第1項について、「第 157 なお、業者の行為が「売出しの取扱い」に該当 条第1項第8号の募集若しくは売出しの取扱い又 するか否かについては、個別事例ごとに実態に は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の 即して判断する必要があると考えられますが、 取扱いに係る取引記録には、法第2条第8項第9 「売出しの取扱い」に該当する場合には、金商業 号に掲げる行為(売出しの取扱いに関しては、当 等府令第 163 条の規定により、「売出しの取扱い 該行為に係る有価証券の買付けの申込みまた に係る取引記録」を作成することとなります。 は売付けの期間を定めて行うものに限る。)に関 し、次に掲げる事項を記載しなければならない。」

と修正してほしい。	

Ⅱ、社債等の発行登録制度の見直し関連

Щ.	社債等の発行登録制度の見直し関連	
	コメントの概要	金融庁の考え方
	●利用適格要件の見直し	
	▼企業内容等開示府令	
1	発行登録制度における利用適格要件としての	発行登録制度(参照方式の有価証券届出書
	周知性要件は、EDINET制度が導入されて容易	制度)の周知性要件については、EDINETにより
	に企業の内容を知ることができることから上場会	有価証券報告書等の情報の取得が容易になっ
	社又は登録会社であればよいのではないか。そ	たものの、有価証券の募集又は売出しに際し、
	のため、格付要件の撤廃だけでよく、新しい規制	投資者は短期間で投資判断を行う必要があるこ
	は不要と思う。	とから、投資家による投資判断を補強する材料を
		提供し、ひいては投資判断を得やすい環境を提
		供するという補完的な観点から有用な制度であ
		ると考えられます。
		(注) 金融審議会第一部会のディスクロージャ
		一・ワーキング・グループにおいても、これと同様
		の考え方が多く示されています。
2	施行前の企業内容開示府令の規定に基づき、	ご理解のとおりです。
	格付要件により有価証券届出書を提出している	
	場合には、施行日後に他の要件による有価証券	
	届出書に切換えなくてよいとの理解でよいか。	
	同様に、施行前の企業内容開示府令案の規定	
	に基づき、格付要件により発行登録書を提出して	
	いる場合には、当該発行登録書に記載された発	
	行予定期間中は効力を有するとの理解でよい	
	か。	
3	社債券の券面総額計算については、提出日以	ご理解のとおりです。
	前5年間に発行日又は受渡期日が含まれる社債	
	券を対象とするとの理解でよいか。	
4	基準時時価総額の計算に使用する株価は、当	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、基
	該有価証券届出書提出日の2年6月前の日後の	準時時価総額は企業内容開示府令第9条の4第
	いずれかの日の株価との理解でよいか。	5項第1号イの「算定基準日」における時価総額
	また、当該者の発行済株券について、複数の	(同号ハ)ですので、提出日の6月前の日から提
	指定外国金融商品取引所に上場されている場合	出日の前日までの間のいずれかの日の株価で
	の計算方法について明らかにしてほしい。	算定します。
	併せて、基準時時価総額の計算に使用する為	また、計算方法は、一以上の指定外国金融商
	替について参照方法を明らかにしてほしい。	品取引所のみに上場している場合には、その中
		の主要な一指定外国金融商品取引所の算定基
		準日等における市場相場(最終価格)により算定
		した額となります。なお、為替の換算については
		算定基準日における為替相場が基準です。為替
		レートは一般的なものを使用することができます

		が、休田! t- 英林! した注記する必要がも!!す
		が、使用した為替レートを注記する必要がありま
		す。(企業内容開示府令第七号様式記載上の注
		意(1)c、d参照)
5	「社債券の券面総額が 100 億円以上であるこ	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
	と」とあるが、第2号様式等において「券面総額又	
	は振替社債の総額」という文言が用いられている	
	こと、振替社債では券面総額という用語を用いな	
	いことを考慮して「社債券の券面総額又は振替	
	社債の総額が100億円以上であること」等に修正	
	してほしい。	
6	企業内容開示府令案では「社債券の券面総	券面総額と発行価額又は売出価額の総額が
	額」、特定有価証券開示府令案では「発行価額	異なることが多いことから、券面総額を基準とし
	又は売出価額の総額」とされている理由を教えて	たものです。特定有価証券においては、届出書
	ほしい。	に券面総額の記載が要求されない場合があるた
	また、特定有価証券開示府令案第11条の3第	め、発行価額又は売出価額の総額を基準として
	4項第1号ホ及び第2号は「発行価額又は売出価	います。
	額の総額が 100 億円以上であること」とされてい	
	るが、社債券は「発行価額・売出価額の総額」で	
	は考えないという理解でよいか。	
7	本邦の金融商品取引所に上場しており、かつ	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
	企業内容開示府令案第9条の4第5項第3号の	
	基準を満たす者(基準時時価総額が 1,000 億円	
	以上である者)は必ず第1号二の基準も満たす	
	(基準時時価総額、二年平均時価総額及び三年	
	平均時価総額が 250 億円を下回ることはあり得	
	ない)こと、第3号は本邦の金融商品取引所への	
	上場を要件としていないことを考慮すると、開示	
	ガイドライン案5-30(様式1)3ホを新設する必	
	要はないと考えられるので、新設の要否を検討し	
	てほしい。	
	同(様式1)3ホにおいて「基準時時価総額及	
	び基準時上場時価総額の合計額が1,000億円以	
	上」とあるが、企業内容開示府令案第9条の4第	
	5項第3号に「基準時上場時価総額」という文言	
	はなく、また当該文言の定義も見当たらない。	
	「基準時時価総額が 1,000 億円以上」に修正する	
	必要があるのではないか。	
8	企業が発行する社債が外国通貨をもって表示	ご理解のとおりです。この場合、本邦通貨へと
	されるものであって、外国為替相場により本邦通	 換算される基準日は、社債の発行日又は受渡日
	貨に換算した当該社債の券面総額が 100 億円以	であると考えられます。

上となる場合には、利用適格要件の基準を満た すという理解でよいか。また、本邦通貨への換算 が認められる場合、いずれの時点における外国 為替相場により換算すべきか。

「有価証券届出書又は発行登録追補書類を 提出することにより発行し、又は交付された社債 券」には、例えば、合併等により承継された社債 券及び持株会社化によって既発行の社債を子会 社に残したまま、次回以降の社債を持株会社で 発行しようとした場合の子会社の既発社債も含ま れるとの理解でよいか。

発行登録制度(参照方式の有価証券届出書制度)における利用適格要件は、発行登録制度を利用する企業情報等が既に周知されていることを判断するための基準になります。したがって、過去に合併前の会社又は子会社が過去の社債を発行している場合であっても、これらの社債の発行時又は流通時に社債券等を承継した企業又は親会社の企業情報が開示・周知されているとは必ずしもいえないことから、合併等により承継した社債券及び子会社の既発社債は、特定有価証券開示府令第9条の4第1号に規定する「有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券」に含まれないものと考えられます。

10 利用適格要件を充足することにより発行登録 書を提出後、発行登録の更新の際に過去5年間 の起債実績 100 億円の要件を充足しなくなった 場合、他の利用適格要件を充足しない限り、当 該発行者は発行登録の利用適格要件を満たさな くなるとの理解で良いか。例えば、

H18 募集届出書 50 億円

H19 売出届出書 50 億円

H22 発行登録書提出

H24 発行登録の更新

となる場合、H19 以降は 100 億円の届出実績がないため、該当条文の利用適格要件を充足しないこととなり発行登録の更新は不可となるのか。

また、過去5年開の起債実績の制限を付す根拠は何か。外国債等開示府令案第6条の3第4項同様、5年間の縛りを付さなくとも良いのではないか。

発行登録の更新の際に、過去5年間に有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより、発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円未満となった場合、発行登録制度における他の利用適格要件を充足しない限り、当該社債券の発行者は発行登録制度の利用適格要件を満たさなくなります。

また、起債実績について過去5年間の実績と制限を課す理由は、発行市場及び流通市場を通じて発行者に関する新しい情報が開示・周知されているという「周知性の要件」の意義に鑑み、過去5年間の実績とすることが適当であると考えています。

(注) 金融審議会第一部会のディスクロージャー・ワーキング・グループにおいても、これと同様の考え方が多く示されています。

発行登録制度の利用適格要件として、新たに「基準時時価総額が1,000億円以上」の要件が規定されているが、「1,000億円以上」と設定された根拠を教示してほしい。また、「基準時時価総額が250億円以上」としてはどうか。

企業内容開示府令第9条の4第5項第3号の規定は、我が国で社債券を発行していない、又は社債の発行額が少額であるものの、現在「格付要件」を満たして発行登録制度を利用している外国会社等について、引き続き発行登録制度を利用可能とする観点から、発行登録制度の利用適

11

9

		格要件の一つであった「格付要件」に代わる要件
		として新たに追加したものです
		具体的な要件としては、グローバルに企業活動
		を行っている外国会社等については、当該外国
		会社の企業情報は我が国の投資者に一定の周
		知がされているものと考えられることから、外国
		 会社等が指定外国金融商品取引所に上場され
		- ている株券を発行しており、かつ、当該者の発行
		 済株券について、外国金融商品市場における基
		準時時価総額が 1,000 億円以上であることしてい
		ます。
		 これは、同項第1号ホにおいて過去5年間に我
		│ │が国で有価証券届出書又は発行登録追補書類│
		│ │を提出して発行した社債券の券面総額又は振替│
		 社債の総額が 100 億円以上であることとする要
		 件が規定されていますが、この 100 億円を参考し
		て、1000 億円以上としたものです。
12	提出日以前5年間に発行し又は交付された社	この基準は過去の発行実績をとらえて周知性を
	債券の券面総額が 100 億円以上であれば、有価	 みるものであり、有価証券届出書又は発行登録
	証券届出書又は発行登録追補書類の提出日現	追補書類の提出日現在において、当該社債券の
	在において、当該社債券の残高が存在していな	残高が存在していない場合も、参照方式及び発
	い場合も、参照方式及び発行登録が利用できる	 行登録書の利用が可能であると考えられます。
	か。	
13	指定外国金融商品取引所上場株式を円換算	換算は算定基準日における為替相場が基準
	するための為替レート及び基準時を明示すべき	です。為替レートは一般的なものを使用すること
	である。	ができますが、使用した為替レートを注記する必
		要があります。(企業内容開示府令第七号様式
		記載上の注意(1)c、d参照)
14	「発行済株券」には自己株式を含むかどうかを	特に除外してはいませんので、自己株式も含
	確認したい。	まれるものと考えられます。
15	企業内容等開示府令案第9条の4第5項第1	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
	号イ中、「時価総額」の定義について、「金融商品	
	市場」を「金融商品市場又は外国金融商品市場」	
	とすべきである。	
16	企業内容開示府令案9条の4第5項3号の要	金商法施行令の「指定外国金融商品取引所」
	件である外国の取引所の範囲は、金商法施行令	は、有価証券及び発行者に関する開示の状況等
	第2条の 12 の3第4号ロの「指定外国金融商品	を考慮して指定されるものですので、周知性要件
	取引所」より広い範囲でもよいのではないか。	を判断する際の基準として適当であると考えられ
		ます。
		<u> </u>

株券を原資産とする預託証券を指定外国金融 商品取引所に上場している場合も対象としてほし い。

18

19

20

貴重なご意見として今後の参考にいたします。

企業内容等開示府令案第9条の4第5項第3 号に規定は、社債券についての発行登録制度の 利用適格要件であるから、必ずしも株券の上場 時価総額のみを基準にする必要はないのではな いか。当該発行者の発行している債券や、当該 発行者に係る MTN プログラム等が上場され、上 場総額が一定額以上である場合には、利用適格 要件を満たすものとすべきではないか。

また、社債券の発行者自体でなくとも、当該社 債券の元利金の支払いを保証する会社(保証会 社)が同様の要件を満たす場合にも、発行登録 の利用要件を満たすとすべきではないか。

有価証券届出書の提出日以前五年間に有価証券届出書又は発行登録対補書類を提出することにより発行し、又は交付された償還された社債券であって、有価証券届出書提出以前に償還された社債券の券面額を「券面総額」から控除する

必要がないことを確認したい。

特定有価証券開示府令案第11条の3において、 資産の流動化に関する法律(以下、「流動化法」) に規定される特定社債、優先出資及び新優先出 資引受権を表示する証券(以下、「特定社債等」) の発行につき、特定目的会社(以下、「TMK」)の 発行登録制度の利用が可能となっております。

一方で発行登録が利用可能な TMK は、既に有価証券報告書を 1 年間継続して提出している等の要件がありますので(改正案第 11 条の 3)、既に一度公募にて特定社債等を発行しているTMK が対象になるかと存じますが、現在の流動化法の規定では、①組成当初より複数回の特定社債等発行を予定した場合、TMK が特定社債等発行時に提出する資産流動化計画に第2回以降の特定社債等発行(それに伴う特定資産の取得)に関する事項も記載を要するが、第1回時点では未確定の事項が多く記載が困難であること、②特定社債等を既に発行済みの TMK に関する資産流動化計画の変更は、特定社債権者集会の開催が必要であり、発行登録制度の利用条件

発行登録制度における利用適格要件とは、発行登録制度を利用する企業の企業情報等が既に公衆に広範に提供されているか否かを判断する基準になります。したがって、当該制度を社債券についてのみ利用する場合であっても、当該企業が発行する株券が株式市場において多く売買されていることは、当該企業の企業情報が広く周知されている一つの基準として考えられます。

なお、保証会社が社債の発行実績の要件を拡 大しても、発行体に関する情報が周知されるとは 考えられないことから、困難であると考えられま す。

ご意見のとおり、償還分を控除する必要はな

いと考えられます。

今般の特定有価証券開示府令の改正では、 発行登録制度の利用を拡充するため、継続開示 や周知性といった利用適格要件を満たすこと等 により、一般投資家の保護に支障をきたす恐れ が少ないと考えられる場合について、簡易な手 続による特定社債等の発行を認めるものです。

一方、特定目的会社にとって、資産流動化法 上の資産流動化計画は投資者の投資判断の拠 り所であり、かつ、ガバナンスの基礎を提供する 重要なものであることから、その変更の意思決定 は、取締役等の裁量に委ねるべきではなく、原則 全ての投資者の参加が必要と考えられます。し たがって、当該変更手続き等を緩和することは、 適当でないと考えられます。

	を満たす TMK(既に公募で特定社債を発行済	
	み)においては、実務上その変更は不可能と考	
	えられることから、第2回債以降の発行が難しい	
	ものと考えられます。したがって、今回の改正案	
	をより有効とする為にも、流動化法の改正(例え	
	ば、発行登録に適すると考えられる単一のクレジ	
	ットを裏付とした特定社債等やマスタートラストに	
	よる信託受益権を裏付とした特定社債等の複数	
	回発行について、流動化法上の制限を緩和する	
	等)も併せて検討してほしい。	
	▼開示ガイドライン	
21	開示ガイドライン案(様式1)3ハ及び(様式2)2	ご理解のとおりです。
	イは「円」換算での記載のみが求められ、外国通	
	貨による券面総額及び換算に用いた外国為替相	
	場の記載を求めていないが、本邦通貨に換算後	
	の金額のみを記載するとの理解でよいか。	
22	企業内容開示府令案には「当有価証券届出書	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
	の提出日以前5年間」とあるが、開示ガイドライン	
	案の様式は「算定基準日(平成 年 月 日)以	
	前5年間」となっているので修正すべきである。	
23	企業内容開示府令案には「基準時時価総額が	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
	1,000億円以上」とあるが、様式では「基準時時価	
	総額及び基準時上場時価総額の合計額が 1,000	
	億円以上」となっている。時価総額は売買金額と	
	は異なり、金融商品取引所毎に集計されるもの	
	ではないことを考慮して、「基準時時価総額が	
	1,000 億円以上」に修正してほしい。	
	また、発行済株券の基準時時価総額につき、	
	指定外国金融商品取引所上場分とその他の金	
	融商品取引所上場分を区別しているように見え	
	るが、そうであればその理由について確認した	
	い。	
24	本邦の金融商品取引所及び指定外国金融商	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
	品取引所に上場している場合には(様式1)3ホ	
	により、指定外国金融商品取引所のみに上場し	
	ている場合には(様式2)2口により作成すべきと	
	いう理解でよいか。	
25	開示ガイドライン案5-3のうち様式について	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
	(参考)に記載する内容として、(様式1)3口と同	
	じ内容が記載されているが、企業内容開示府令	
	案第9条の4第5項第3号は基準時時価総額で	

	あり、平均時価総額が用いられることはなく、ま	
	た、算定基準日の各指定外国金融商品取引所	
	における最終価格に基づき算出した基準時時価	
	総額を併記することにはあまり意味がないと考え	
	られる。採用した金融商品取引所における最終	
	価格による算定基準日の基準時時価総額の算	
	出式を1つだけ記載する様式に修正することを検	
	討してほしい。	
26	開示ガイドライン案「参照方式」の利用適格要	国内の金融商品取引所に上場いている場合
	件を満たしていることを示す書面3ホの時価総額	法時価総額は、国内に上場していれば、本邦に
	 の算出方法を明確化してほしい。	おける主要な一金融商品取引所の算定基準日
	また、基準時時価総額および基準時上場時価	等における市場相場(最終価格)により算定した
	 総額を算出するにあたり、各(本邦・指定外国)金	額です(開示ガイドライン5-29)。
	 融商品取引所毎に区別して発行済株式総数を記	また、一以上の指定外国金融商品取引所のみ
	載する根拠を教示してほしい。	 に上場している場合には、その中の主要な一指
		 定外国金融商品取引所算定基準日等における
		市場相場(最終価格)により算定した額となりま
		す。
27	└──本邦の金融商品取引所に上場している株式の	・・。 ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
	上場時価総額が 250 億円未満であり、指定外国	
	金融商品取引所における基準時時価総額及び	
	本邦の金融商品取引所における基準時上場時	
	価総額の合計額が 1,000 億円となる場合は、現	
	実には想定できないのではないか。	
28	開示ガイドライン案5—30(様式1)及び(様式	
20	2)については、「券面総額」を、「券面総額又は	こ志元と聞ふれ、然定と廖正いたしよう。
	を対しては、「雰囲や領」を、「雰囲や領人は	
29	開示ガイドライン案5-30(様式1)及び(様式	発行日(受渡日)の日付を記載する必要があり
29	2)において、(平成 年 月 日の	ます。
	基集)、(平成 年 月 日の売出	<i>A</i> 9 °
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	し)の日付は、当該募集・売出しに係る有価証券	
	届出書又は発行登録追補書類の提出日又は発	
	行日(受渡日)のいずれの日付を記載すべきか	
	教えてほしい。	
20	▼特定有価証券開示府令	一を囲み物とが叩さかではもしナルノギ サウ
30	企業内容開示府令案第9条の4第5項第1号ホ	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、特定
	及び第4号は社債券に限定されているが、特定	有価証券開示府令第11条の3第4項第1号ホに
	有価証券開示府令案の投資証券の要件は社債	規定する発行登録制度の利用適格要件は、有
	券に限定されていないとの理解でよいか。その場	価証券届出書の提出日以前5年間において、有
	合、5年以内に発行価額又は売出価額の総額	価証券届出書等を提出することにより発行し、又
	100 億円以上の IPO・PO を実施した投資法人に	は交付された投資証券の発行価額又は売出価

おいて、実施後の投資口価格の下落により同項 イないし二の基準を満たさなくなった場合におい ても、参照方式及び発行登録書の利用が可能と の理解でよいか。

額の総額が 100 億円以上である必要があります。

また、実施後の投資口価格の下落により同条 第4項第1号イないし二の基準を満たさなくなった 場合は、参照方式及び発行登録書の届出時に おいて、特定有価証券開示府令第 11 条の3第4 項第1号ホに規定する利用適格要件を満たして いる必要があります。

31 提出日以前5年間の「発行価額又は売出価額の 総額が100億円以上であること」とされていること から、有価証券届出書又は発行登録書提出日現 在において、投資法人債券または資産流動化証 券の残高が存在していない場合においても、参 照方式及び発行登録書の利用が可能との理解

でよいか。

33

34

ご理解のとおりです。

32 特定有価証券開示府令案第 11 条の3第4項に も、企業内容開示府令案第9条の4第5項第1号 ホ及び第9条の5にある「本邦において」の文言 が必要ではないか。 ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。

●SPC による発行登録制度の導入 〔特定有価証券開示府令第 11 条の3等〕

SPCによる発行登録制度の導入より、SPCが使用する有価証券届出書、発行登録書等において、「資産流動化計画の概要を的確かつ簡明に説明した書面」の添付が求められている。「資産流動化計画の概要を的確かつ簡明に説明した書面」で記載が求められる内容は、有価証券届出書の記載事項と重複箇所が多いと考えられるので、あえて添付を求める必要はないのではないか。

ご意見を踏まえ、添付を求めないこととし、規定 を修正いたします。

特定有価証券開示府令案第 12 条第1項第1 号口に規定する「当該役員会の議事録の写し、 当該投資主総会の議事録の写しもしくは当該組 合員総会の議事録の写し又はこれらに類する書 面」の記載のうち、「これらに類する書面」とは具 体的には何かを教えてほしい。

また、当該書面は役員会、投資主総会、組合 員総会のいずれかの決議がない場合は、これら に係る議事録の写しと同様に添付不要との理解 でよいか。 「当該取締役の過半数の同意があったことを知るに足る書面」(第18条の8第2項、第18条の9第1項)などを想定しています。この書面は同意があったことが分かればよいため、稟議書でなくてもよいと考えられます。

取締役の過半数の同意がいらない場合は、役員会や総会決議がない場合と同様に、添付は不要と考えられます。

●プログラム・アマウント方式〔企業内容等開示府令第 11 号様式等、特定有価証券開示府令第 15 号様式等、外国債等開示府令第6号様式等〕

35 プログラム・アマウント方式による発行登録書において、例えば社債の場合、「発行残高」に加算される社債には、当該発行体が発行した全ての社債(私募債を含め)が含まれるのか。また、残高の加算はローンチ日(発行登録追補書類提出日)、減算は償還日に実施されるという理解でよいか。

「発行残高の上限」までの発行とされるのは、 発行登録追補書類を提出して発行する社債等に なります。また、加算の時期については従来方式 と同様に、加算はローンチ日、減算は償還日にな ると考えられます。

36 【これまでの募集(売出)実績】(発行残高の上限を記載した場合)「償還総額」欄と、【残高】に償還総額として記載・加算できる有価証券は、当該発行登録書を用いて募集(売出)された1年以上2年未満に償還が到来する有価証券を対象としているとの理解でよいか。

ご理解のとおりです。

37 発行登録におけるプログラム・アマウント方式 (発行登録に発行残高の上限を記載し、償還等 により発行残高が減少した場合に発行可能額が 増額する方式)導入に伴い、既存方式による発 行登録が有効期限到来により消滅するまでは、 両方式を並存させておいて問題ないか。また、残 高のない既存方式による発行登録をプログラム・ アマウント方式に切り替えたい場合は、既存登録 を取り消し、新たにプログラム・アマウント方式に よる発行登録を申請する必要があるのか。

38

同じ種類の有価証券について既存方式とプログラム・アマウント方式による発行登録が行われると、その発行がどの発行登録によるものかが不明確となり、投資者が混乱するおそれがあることから、両方式を並存させておくことは問題であると考えられます。

したがって、既存方式による発行登録をプログラム・アマウント方式に切り替える場合は、既存登録を取り消し、新たにプログラム・アマウント方式による発行登録を申請する必要があるものと考えられます。

訂正発行登録書の【発行残額】欄には、実務 上、発行登録追補書類の【残額】欄に係る記載上 の注意(5)と同様に、訂正発行登録書提出時点 において開示された残額を記載している。【発行 残額又は発行残高】欄に発行残高を記載する場 合も、改正案の第 12 号様式の【残高】欄に係る 記載上の注意(4)b(c)と同様に記載してよい か。

【発行残額又は発行残高】欄に「発行残高」を記載する場合、第 12 号様式の【残高】欄に係る記載上の注意(4)b(c)と同様に記載する必要があります。また、訂正発行登録書に「発行残高」を記載するに際しては、当該開示されていない「償還金額の総額」につき反映する必要があります。

同記載上の注意に規定される「既に償還された 分の償還金額の総額」について、発行登録追補 書類提出後、訂正発行登録書提出までに償還さ れた分の情報は開示されていないが、訂正発行 登録書に「発行残高」を記載するに際しては、当 該開示されていない「償還金額の総額」につき反 映することに留意するものとの認識でよいか。 なお、誤解を招くことがないよう、【発行残額又は発行残高】を【発行可能額】と修正いたします。

39	企業内容等開示府令第 12 号様式記載上の注	「償還」及び「償還年月日」欄には、発行登録
	意(4)b に新設された「償還」欄にも記載上の注	書の提出日以降、発行登録追補書類提出日まで
	意を設けてほしい。	の間に償還された本発行登録に係る社債につい
		て、償還年月日及び償還金額を記載する必要が
		あります。
40	企業内容等開示府令案第 12 号様式記載上の	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
	注意(4)b において、「これまでの募集又は売出	
	しの実績の合計額」の後ろに「(発行価額又は売	
	出価額の総額の合計額)」を追加すべきである。	
	また、同記載上の注意において、「既に償還さ	
	れた分の発行価額」は、「既に償還された分の償	
	還金額」とすべきである。	

Ⅲ. 投資信託目論見書の見直し関連

	コメントの概要	金融庁の考え方
	●投信目論見書の見直し	
	▼全般	
1	外国投資信託の設立地の法令等により表現 の変更や要約又は抽出が禁じられている場合等	外国投資信託の受益証券に係る目論見書につ いては、外国の法制度又は慣行により本国にお
	においては、投信交付目論見書において、設立	いて開示されている情報と同程度の情報の開示
	地で作成される目論見書と同一内容の日本語訳	が求められるなどのやむを得ない事情により、新
	の記載を許容すべきである。	設する様式による簡素化した目論見書を作成す
	また、外国投資信託受益証券については、設	ることが困難な場合が考えられることから、特例
	立地の法令等による制約があるため、特定有価	(特定有価証券開示府令第25号の2様式記載上
	証券開示府令案第 25 号の2様式に規定する方	の注意(1)f)を設けることとしました。
	法により目論見書を作成することが困難なことが	具体的には、第 25 号の2様式による簡素化さ
	ある。また、外国投資信託受益証券について同	れた目論見書を作成することが困難な場合に
	様式による作成・交付が義務付けられるとすれ	は、その理由を目論見書の冒頭に記載した上
	ば、我が国において外国投資信託が発行するこ	で、新様式又は有価証券届出書の様式に定める
	とが困難になり、我が国投資者に外国投資信託	記載項目について、本国で開示されている情報
	に対するアクセスが阻害されるおそれがある。	を記載することができることとします。
	したがって、外国投資信託については、同様式	なお、この特例は、新様式による簡素化された
	による投信交付目論見書の作成義務を免除し、	目論見書を作成することが困難な場合において
	従前の様式による投信交付目論見書の作成で	のみ、適用することができます。
	足りるものとすべきである。	
	または、同様式による交付は、義務とはせず、	
	発行者が従前の様式と任意にこれを選択できる	
	ものとすべきである。	
2	平成 16 年証取法改正後の実務では、交付目	平成 16 年の改正では、投資信託の目論見書
	論見書と請求目論見書を合本して投資者に交付	が投資者にとって利用しやすいものとするため、
	する運用が見られた。	交付目論見書と請求目論見書を分けて交付する
	請求目論見書の記載内容について有価証券届	制度を導入しました。しかしながら、実務では、こ
	出書と同様の内容とする案とするにあたり、上記	の制度が利用されない場合も多く、投資信託の
	のような可能性を考慮して検討されたかどうかに	目論見書は投資者に利用しやすいものとはなっ
	ついて、お聞きしたい。	ていないとのご指摘を多く受けていたことから、
		今回、投資信託受益証券に係る目論見書をより
		利用しやすく、分かりやすいものとする観点から
		見直しを行うこととしたものです。
		具体的には、交付目論見書の記載内容につい
		て、投資情報として極めて重要であると考えられ
		るものに限定する一方、請求目論見書に記載内
		容については、基本的に、有価証券届出書の記
		載内容とするとともに、目論見書の電子交付を行

うための手続を簡素化しました。これは、交付目

		論見書は書面で投資者に交付し、請求目論見書
		については電子交付を促進しようとするねらいが
		あります。
3	 これまでの投信目論見書の改正の経緯を踏ま	めっとう。 貴重なご意見として、今後の参考とさせていた
3	えると投資信託に係る開示について、目論見書	真重なこ思元として、予後の参考とことでいた。
		(Ce & 9)
	による投資者への直接開示が中核となっており、	
	有価証券届出書による公衆縦覧型開示が形骸	
	化していると考えられる。	
	今後は、投資信託に係る公衆縦覧型開示制度	
	のあり方自体が検討されることを希望する。	
4	請求目論見書に有価証券届出書第三部(特定	投資信託受益証券に係る有価証券届出書の
	有価証券開示府令案第4号様式)の情報を記載	「第三部 委託会社等の情報」のうち、委託会社
	させることとする目的を教えて欲しい。	に関する情報は投資情報として重要であるとの
		多くの意見があったこと等を踏まえ、請求目論見
		書の記載事項に含めることとしています。一方、
		これ以外の「その他の関係法人の概況」(例え
		ば、販売会社等の概況)及び「その他」について
		は、請求目論見書の記載事項に含めないことと
		しています。
		なお、請求目論見書の投資者への提供方法と
		しては、電子交付による方法を促進するため、目
		論見書の電子交付を行うための手続を簡素化す
		るための内閣府令の改正を併せて行っていま
		す。具体的には、投資者に目論見書の電子交付
		することを電話によって同意を得ることでよいこと
		とします。
5	今回の投信目論見書の見直しは、投資信託受	今回の改正は、投資者にとって身近な投資商
	益証券のみが対象であって、投資証券は対象外	品である投資信託受益証券に係る目論見書につ
	である。したがって、投信目論見書には、簡素化	いて、より分かりやすいものとするため見直しを
	される投資信託受益証券に係る目論見書と従前	行うものです。一方、投資証券(REIT等)につい
	からの様式を使用する投資証券の目論見書が混	ては、従来どおりの投信交付目論見書及び請求
	在することとなり、顧客の混乱も予想されることか	目論見書の形での交付が必要になります。
	ら、少なくとも外国投資証券の目論見書について	
	は外国投資信託受益証券の目論見書と取扱い	
	を統一して欲しい。	
6	特定有価証券開示府令案第4号様式及び第4	今回の投資信託受益証券に係る目論見書の
	号の2様式では、「ファンドの詳細情報」が削除さ	見直しにより、投信交付目論見書の様式を別に
	れている。従来当該情報において確認された事	定め、投信請求目論見書の内容を有価証券届
	項の開示はファンドの理解のために重要だと考	出書の内容(一部の内容を除く。)とします。この
	えられる。改正後に、ファンドの投資内容に係る	ため、従来のように有価証券届出書の記載内容
	事項の開示状況が低下されないよう「わかりやす	 を「交付目論見書」部分(第一部・第二部)と「請
		1

さ」とともに、「内容が正確に伝わること及び具体 的な説明」への配慮をしてほしい。 求目論見書」部分(第三部)に分ける必要はなくなり、記載すべき情報はそれぞれ記載すべき箇所において、詳細に記載することになります。したがって、今回の見直しにより、開示内容が後退することにはならないものと考えています。

特定有価証券ガイドライン案において、目論見書の合冊の規定が削除された趣旨は、投資者の視点に立って分かり易く理解し易い投信交付目論見書を作成し、これを使用して募集のための説明を行うものであるから、明確に合冊を禁止する旨の規定を設けてもらいたい。

7

今回の改正は、投資信託受益証券に係る目 論見書を投資者にとって、利用しやすく、分かり やすいものとする観点から行っています。具体的 には、交付目論見書の記載内容について、投資 情報として極めて重要であると考えられるものに 限定する一方、請求目論見書に記載内容につい ては、基本的に、有価証券届出書の記載内容と するとともに、目論見書の電子交付を行うための 手続を簡素化しました。これは、交付目論見書は 書面で投資者に交付し、請求目論見書について は電子交付を促進しようとするねらいがありま す。

このため、書面の交付目論見書と書面の請求 目論見書を合冊して投資者に交付することは、 今回の改正の趣旨に逆行するものであり、基本 的には、投信交付目論見書と請求目論見書は合 冊せず交付されることが望ましいと考えています。

8 特定有価証券ガイドライン案において、投信交付目論見書と請求目論見書を同時に交付し、または一冊に合冊したものを交付することができる旨の規定(「特定有価証券ガイドライン 15-3」)が削除されるが、今後合冊目論見書の交付は認められるのか確認したい。

また、インターネットバンキングの場合、投信交付目論見書と請求目論見書を同一の PDF で提供し交付することを認めてほしい。

今回の改正は、投資信託受益証券に係る目論見書を投資者にとって、利用しやすく、分かりやすいものとする観点から行っています。具体的には、交付目論見書の記載内容について、投資情報として極めて重要であると考えられるものに限定する一方、請求目論見書に記載内容については、基本的に、有価証券届出書の記載内容とするとともに、目論見書の電子交付を行うための手続を簡素化しました。これは、交付目論見書は書面で投資者に交付し、請求目論見書については電子交付を促進しようとするねらいがあります。

このため、書面の投信交付目論見書と書面の 請求目論見書を合冊して投資者に交付すること は、今回の改正の趣旨に逆行するものであり、 基本的には、投信交付目論見書と請求目論見書 は合冊せず交付されることが望ましいと考えてい ます。

		なお、今回の改正の趣旨に沿った交付ができ
		ないやむを得ない理由がある場合には、PDFな
		どの電子媒体に記録された交付目論見書と請求
		目論見書を同時に交付することを禁止するもの
		ではありません。
9	投資信託受益証券については、交付目論見書	特定有価証券開示府令に基づく有価証券届
	と請求目論見書を一体として提供することができ	 出書の更新(届出)を行うまでは、合冊した目論
	なくなるが、現時点において交付目論見書と請求	見書を使用することができます。
	目論見書を一体として交付している業者は、施行	目論見書に係る改正規定は施行日ではなく、
	日以降最初に当該投資信託受益証券に係る有	全面適用の日以前に現行様式で有価証券届出
	価証券届出書の更新を行うまでは従来の一体型	書を提出した場合は、現行の目論見書を使用す
	目論見書を使用でき、有価証券届出書の更新を	ることになるものと考えられます。
	行った時点で交付目論見書と請求目論見書の分	
	冊を行えば足りると考えてよいか。	
10	目論見書の虚偽記載や重要事項等の欠落の	交付目論見書と請求目論見書は別の目論見書
	有無については、交付目論見書と請求目論見書	であり、目論見書の虚偽記載や重要事項等の欠
	を一体のものとしてみて判断するものであり、交	落の有無については、個別に判断されるものと
	付目論見書のみをみて判断するものではないと	考えられます。
	いう理解でよいか。	
11	改正後の投信交付目論見書において、投信請	投信交付目論見書において記載すべき事項を
	求目論見書の記載を参照することができるのか	記載した上で、例えば、「より詳細な情報は請求
	確認したい。	目論見書の「〇〇」をご覧ください」といった記載
		をすることはできるものと考えられます。
12	特定有価証券開示府令案第4号様式【特別情	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
	報】第2の【その他の関係法人の概況】の箇所に	
	は、内国投資信託受益証券においては、現状、	
	販売会社の情報が更新される都度、訂正届出書	
	が提出されている。そのため、今回の改正案で、	
	この部分が投信請求目論見書の記載内容に含	
	まれるとなると、投信請求目論見書の訂正事項	
	分が追加される頻度が現状よりも増えることとな	
	る。投資者にとって有意義な投資情報の更新と	
	はいえない場合でも、投信請求目論見書の訂正	
	事項分の追加が頻発されることとなり、かえって	
	投資者が混乱するのではないかと考える。外国	
	投資信託においては、販売会社の情報が【証券	
	情報】に記載される場合が多いと思われるが、上	
	記同様、投信請求目論見書への記載除外として	
	ほしい。	
13	投信請求目論見書の記載内容は、従前の第4	従来の公衆縦覧項目に係るご意見につきまし
	号様式第三部(内国投資信託受益証券の場合、	ては、ご指摘を踏まえ、規定を修正いたします。

	外国投資信託受益証券の場合は第4号の2様式	しかしながら、請求目論見書と交付目論見書と
	第三部)に限定されていたが、今後は第四号様式に掲げる事項全でとなっており、これまで公衆	で重複する情報の記載の除外については、請求目論見書は詳細な情報を求める投資者に対しフ
	縦覧部分とされていた「委託会社の概況」「管理	日神兄者は評価な情報を求める投資者に対しノーアンドの詳細な情報開示を行うものであって、交
	会社の概況」等も含まれることから、かなり分量	
		付目論見書とは役割を異にするものですので、 情報が重複するとは考えていません。
	のある内容となる。従って、従来の公衆縦覧部分を除りしてほし、また。なける診りましましましま	
	を除外してほしい。また、交付目論見書と重複する。	また、請求目論見書については、電子交付によ
	る部分の記載も除外してほしい。仮に委託会社	る方法を促進するため、目論見書の電子交付を
	ホームページ等での閲覧を促すとしても、かなり	行うための手続を簡素化するための内閣府令の
	分量のある請求目論見書冊子を別途印刷する	改正を併せて行っています。
	か、またはPDFファイルを印刷したものを交付す	
	ることとなり、投資家にとって見づらいものになる	
	と考えられる。	
14	改正後の投信交付目論見書の「運用実績」を	この点については、現在の取扱いと同様に、
	更新する場合には、当該投信交付目論見書に係	例えば運用状況について最新のものを記載する
	る有価証券届出書の訂正届出書を提出する必	という場合であれば、有価証券届出書の「第三部
	要があるか確認したい。	第3その他」に、交付目論見書に記載したい事項
		を別途記載することがある旨を記載することがで
		きると考えられます。
15	有価証券届出書の「第三部第3その他」に、交	ご理解のとおりです。
	付目論見書に記載したい事項を別途記載するこ	
	とがある旨を記載すれば、有価証券届出書の訂	
	正を要せずに、交付目論見書の当該部分の情報	
	を更新することが可能と理解してよいか。	
16	有価証券報告書、半期報告書を提出した場合	投信交付目論見書の情報に更新すべきものが
	には、投信請求目論見書とあわせて交付目論見	あれば、更新の必要があると考えられます。
	書についても「運用実績」の更新は必要か確認し	
	たい。	
17	投信交付目論見書の簡素化の検討過程及び	本改正の趣旨は、従来の投信交付目論見書
	今後の具体的な状況について、情報開示を行っ	は、大部かつ難解で読みにくいなど、購入の際に
	てほしい。	利用しにくい書面になっているという投資者の意
		見が強かったことから、投資者に対して、投資情
		報に必要かつ簡潔な情報が、分かりやすい形で
		提供されるよう改善されることにあります。
		(注) 金融審議会第一部会のディスクロージャ
		ー・ワーキング・グループにおいても、これと同様
		の考え方が示されています。
18	制度作りに際し、業界の参考資料を基準に作	貴重なご意見として、今後の参考とさせていた
	成される場合が多いと聞くが、業界が一番問題を	だきます。
	以これの物口が多いと国人が、未介が、 田川起と	722 017 0
	多く理解している一方で、業界の利益主導になる	722 3. 7 6

	ルは、沙弗老となりともうめた笠二老地間と記	
	化は、消費者を含めた中立的な第三者機関を設置して給計せばれてなる。	
	置して検討すべきである。	ウェルベウロ リー・
19	投信交付目論見書の記載事項は、有価証券	貴重なご意見として、今後の参考とさせていた
	届出書及び投信請求目論見書の記載事項に限	だきます。
	られるので、同記載事項についてさらに充実をし	
	ていってほしい。	
20	投信交付目論見書は、特定有価証券開示府	貴重なご意見として、今後の参考とさせていた
	令案で大枠が示され、具体化は業界の自主規制	だきます。
	団体である投信協会が決める自主ルールに委ね	
	られる。投信会社が都合の悪い情報の開示を回	
	避することがないようにする必要がある。また、投	
	信協会は、認定金融商品取引業協会であり、投	
	資者保護の実現のため自主規制団体としての役	
	割を担うことが期待されている。したがって、投信	
	協会に対し、広く投資者の意見を聞き、投資者の	
	ための運営が行われているかを確認する体制作	
	りを法で義務付けてほしい。	
21	投信交付目論見書において、「リスク情報」等	貴重なご意見として、今後の参考とさせていた
	とともに、「この商品には次のようなリスクがあり、	だきます。
	そのリスクを評価することができる経験豊富な投	
	資家のみに相応しい」など適合性の判断に参考	
	となる情報についても記載すべきである。	
22	目論見書の最後に、消費者が疑問に感じそう	投資者の投資判断にとって極めて重要な情報
	なこと、難しくて理解しにくいと思われること、説明	であって、投資者にとって難しく、理解しにくい情
	し残したこと等に答えるQ&Aを入れてもらいた	報については、交付目論見書の「追加的情報」と
	ιν _°	して記載すべきであると考えられます。それ以外
		の情報に関するQ&Aは、販売用資料として使用
		することになるものと考えられます。
23	金商法第 37 条の3に定める契約締結前交付	金商業等府令第 80 条第1項第3号において
	書面(金商業等府令第80条)の取扱いは従前通	は、目論見書についても顧客にとって分かりやす
	りとの理解でよいか。	いものとなっている必要があると考えられること
		から、契約締結前交付書面の記載方法(金商業
		等府令第 79 条)に準ずる方法により作成された
		目論見書を交付している場合等に限り、契約締
		結前交付書面の交付を要しないこととされていま
		す。
		今般、投資信託受益証券に係る目論見書の見
		直しに伴い、金商業等府令第80条第5項を新設
		し、投資信託受益証券に係るものについては、
		 契約締結前交付書面の記載方法に準ずる方法
		によるといった要件の一部を適用しないこととし
		. 5.5C. 7.6211 57 HPC.22/110:00 CCC0

		ています。
24	 金商業等府令案第80条第5項では、投資信託	
	 受益証券に係る目論見書について、同府令第 79	 論見書を投資者にとって、利用しやすく、分かり
	 条に準ずる方法により記載されないこととなる。し	 やすいものとする観点から、交付目論見書の記
	 かしながら、これでは、いわゆる金商法制の整備	 載事項を「ファンドの名称」、「委託会社等の情
	 により導入された投資者にリスク情報を特に注意	 報」、「ファンドの目的・特色」、「投資リスク」、「運
	 喚起する趣旨が失われてしまうこととなる。このよ	用実績」、「手続・手数料等」に限定した上で記載
	 うな改正を行う理由を教えてほしい。	 内容を大幅に簡素化し、かつ、投資者がファンド
	 また、交付目論見書においてリスク情報を強調	の内容を容易に理解することができるよう、これ
	して記載する趣旨が残されるべきである。	らの情報をこの順に記載することを義務付けるこ
		ととしたものです。
25	投資信託受益証券に係る交付目論見書にお	ご理解のとおりです。
	いて契約締結前交付書面記載事項が盛り込まれ	なお、交付目論見書の作成に当たっては、契
	ていれば、枠囲み・12 ポイントで記載した頁を別	約締結前交付書面の記載事項を含め、投資者
	途冒頭に準備する必要がないと理解してよいか。	が容易に理解することができるよう、適切な文字
		の大きさとしなければならないこととしています。
26	今回の一連の改正案には、投信法第5条は含	投信約款の目論見書への記載内容について
	まれていないことから、従前どおり目論見書に記	は、投信法上の取扱いとして、まず、投信交付目
	載することにより約款が交付されたこととなる。	論見書には、約款記載事項のうち、投資家の投
	この結果、交付する投信目論見書(約款を含	資判断にとって重要な事項を記載する必要があ
	む)のページ数は 10 数ページ或いはそれ以上と	ると考えられます。例えば、運用方法・運用制
	なるが当然に許容されるか。	限、投信の追加購入、解約の方法などを記載す
		ることが考えられます。また、交付目論見書に記
		載しなかったその他の約款記載事項について
		は、投信請求目論見書に記載することで良いも
		のと考えられます。なお、その他の約款記載事項
		を記載することに替えて、約款そのものを請求目
		論見書中に添付することでも良いと考えられま
		す。
27	保険業法施行規則についても、金商業等府令	今回の金商業等府令第 80 条等の改正は、投
	案等の規定と同様の改正が必要ではないか。	資信託受益証券に係る目論見書について見直し
		を行うものであり、保険業法施行規則の改正は
		行っておりません。
		有価証券開示府令第15条の2及び第16条の2等〕
28	特定有価証券開示府令案第 15 条の2は、交	届出仮目論見書を、有価証券届出書の効力
	付目論見書と仮目論見書の特記事項を同一とす	発生後にそのまま届出目論見書として利用しよう
	ることにより、同一の書面をもって交付目論見	とする場合に、特定有価証券開示府令第 15 条
	書、仮目論見書のいずれとしても使用することを	の2第1項2号ハの規定があると、同項第1号と
	可能とする趣旨であると理解している。届出目論	記載内容が異なるため、継続利用できないという
	見書と届出仮目論見書の特記事項を同一とする	ことだと考えますが、「旨」と記載されているとお
	ために、「ハ 当該届出仮目論見書に記載された	り、文言をそのまま記載する必要はなく、例え

	内容につき訂正が行われることがある旨」を削除	ば、新設の同項第2号イを利用する場合、「本書
	してほしい。	は、利設の同項第2号1を利用する場合、「本音 (本目論見書)は、有価証券届出書の届出の効
	Clack.	力が発生するまでに、記載内容が訂正される場
		合があります。効力の発生の有無につきまして
		は、以下のアドレス先のホームページで確認頂
		けます。」などと記載することが可能であると考え
		られます。
29	 特定有価証券開示府令案第 15 条の2第1項	りょう りょう
23	第12号に規定する「届出の効力の発生の有無を	一ジ上に投資信託受益証券に係る効力発生の
	確認する方法」とは具体的にどのような方法を想	有無を表示することとし、目論見書には確認のた
	定されている教えてほしい。	めの参照先として当該ホームページに係るアドレ
	たされている教えてはしい。	スを記載する方法が考えられます。
30	届出日及び効力の発生の有無を確認する方	
30	油田 日及び効力の発生の有無を確認する方法を記載したうえで、「効力発生予定日」そのもの	「効力発生予定日」は、記載を義務付けている 事項ではありませんが、参考情報として付記する
	法を記載したうえで、「効力完生下走日」そのもの を併記することはできるか。併記できる場合、効	事項ではありませんか、参考情報として行記する 場合には、投資者に誤解を生じさせることがない
	カ発生以降も当該「効力発生予定日」の記載の	よう当該情報が参考情報であることがわかるよう
	ある目論見書を使用することはできるか。	な記載をすることとし、効力発生の有無を確認す
		る方法を併せて記載する必要があると考えられ
0.1		ます。
31	「当該届出の効力の発生の有無を確認する方	発行会社が設けているホームページに効力発
	法」の確認する方法として、発行会社の設けてい	生の情報を掲載する方法以外の方法を用いるこ
	るホームページに当該情報を掲載する方法以外	とは可能です。その方法の一つとして、効力発生
	の方法、例えばフリーダイヤルの記載も可能か。	の有無を問い合わせるためのフリーダイヤルの
		記載も可能であると考えられます。
32	「当該届出をした日及び当該届出の効力の発	「確認する方法」とは、例えば、委託会社のホ
	生の有無を確認する方法」は、委託会社のホー	一ムページ上において、届出日及び効力が発生
	ムページ上で届出日や効力発生日を記載するこ	している場合には効力発生日を、効力が発生し
	とで足りるか。	ていない場合は効力がまだ発生していないことを
		掲載するとともに、目論見書には当該ホームペ
		一ジアドレス及び同アドレスのホームページ上で
		効力発生等に関する情報が確認できる旨を記載
		することが考えられます。
33	特定有価証券開示府令案第 15 条の2第1項	特定有価証券開示府令第 15 条の2第1項各
	第1号及び第2号に規定する交付目論見書の特	号のイとロは、いずれか一つを記載すればよいこ
	記事項のうち、効力発生に関する記載について、	ととなります。
	イと口が掲げられているが、いずれか一つが記載	同号イが記載されている書面については、届
	してあればよいとの理解でよいか。	出の効力発生前は届出仮目論見書、効力発生
	また、イの内容が記載されている書面について	後は届出目論見書として使用できると考えられま
	は、届出の効力発生前は届出仮目論見書、効力	す。
	発生後は届出交付目論見書として使用できると	
	の理解でよいか。	

	▼全般	Manage to State of St
34	特定有価証券開示府令案第 25 号様式及び第	ファンドの形態、仕組みは様々であり、投資信
	25 号の2様式において、「簡潔に、かつ分かりや	託によって、「投資者の投資判断に重要な影響を
	すく記載すること。(記載上の注意(1)a)」、「投資	 及ぼす情報」も異なるため、どのような情報を記
	者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすもの	 載すべきかの指針を示すことは困難であると考
	(記載上の注意(2)、(5)、(6)、(7))」との記載上	えられます。
	の注意の意味が不明確であるので、具体的にど	したがって、投信交付目論見書の記載に当たっ
	のような情報を交付目論見書に記載しなければ	ては、個別の項目において、ファンドの性質・特
	ならないのか、具体的な指針を示すべきである。	色等を考慮して「投資者の投資判断に極めて重
		要な影響を及ぼすもの」に記載内容を絞った上
		で、一般的な記載方法として「簡潔に、かつ分か
		りやすく記載すること」が必要となります。
35	基本情報に掲げられている各スミ括弧(【 】)	第 25 号様式及び第 25 号の2様式において、
	は、交付目論見書内に必須の項目・タイトルとな	スミ括弧を必須の項目・タイトルとしているもので
	るのか教えてほしい。	はありません。この点を明確にするため、様式か
		らスミ括弧を削除し、基本情報の記載順を明らか
		にするため、番号を付します。なお、投信交付目
		論見書の作成に当たり、当該番号についても必
		ず記載しなければならないものではありません。
36	ファンド・オブ・ファンズなど実質的に投資者が	ファンド・オブ・ファンズなど、複雑な仕組みの投
	投資することとなる資産について分かりにくい有	資信託については、「ファンドの目的・特色」にお
	価証券届出書や目論見書が多数見受けられる。	いて、当該投資信託の仕組みを記載するととも
	今般の改正において、投資者が最終的に投資す	に、「追加的情報」において、投資信託の商品内
	ることとなる資産について、分かりやすく、具体的	容に応じて、例えば実質的に投資者が投資する
	に開示されるようしてほしい。	こととなる資産等の情報を分かりやすく記載する
		必要があります。
37	投信交付目論見書には、リスクに関する情報	ファンドの特色において、適合性原則の参考と
	とともに「適合性原則」の判断に参考となる情報	なる記載、例えば、「このファンドは初心者向けで
	を重点項目として掲載すべきである。	なく、経験のある投資家向きである」との記載を
		することができると考えられます。
38	改正後の目論見書の見開きの1ページに「注	貴重なご意見として、今後の参考とさせていた
	意喚起情報」をのせるべきではないか。例えば、	だきます。
	次のような事項を記載することが考えられる。	
	①「当該投資信託の大切な情報が全て記載され	
	ている」との表記、及び十分理解するまで読む	
	ことを喚起する。	
	②投資信託は、預金保険による保護や政府によ	
	る保証がないこと、銀行や郵便局で買っても、	
	預貯金のように元本が保証されていないこと、	
	銀行や郵便局は売るだけで、投資信託を作っ	

●投信交付目論見書の記載内容 〔特定有価証券開示府令第 25 号様式、第 25 号の2様式〕

	た会社は別であること。	
	③過去の運用実績は、将来の運用実績とは別	
	で、ファンドが長年にわたって安定的に運用さ	
	れているかどうか、変動率が低く、運用実績の	
	ブレが小さく、リスクが高くないかどうかの判断	
	に使うこと。(新規設定の場合は、過去の実績	
	についての資料はまだ何もない旨の表示を付	
	加する。)	
	④全ての投資信託には費用が必要であるこ	
	と、費用は確実に収益を減らすこと、他の投資	
	信託と費用を比較すること、これだけの費用を	
	運用で取り戻せるかを十分自分で判断して、	
	購入すること、たとえファンドのパフォーマンス	
	が悪くとも、費用は徴収されることにも注意す	
	ること。	
39	交付目論見書の見開きに、発行日と設定日を	貴重なご意見として、今後の参考とさせていた
	表示してほしい。	だきます。
40	「売買及び買戻し」の実績については、年度ま	貴重なご意見として、今後の参考とさせていた
	たは暦年ごとなどとすべきではないか。	だきます。
41	ファンドマネージャーの経験年数(チーム運用	貴重なご意見として、今後の参考とさせていた
	の場合は平均経験年数など)及び責任者の変更	だきます。
	について、有価証券届出書や目論見書において	
	開示してほしい。	
	▼記載上の注意(1)一般的事項の記載についる	C
42	個別の投資信託の商品性格によっては、投資	投資信託の商品性等により、例えば投資者保
	者保護の観点から投資対象資産の性質やフロン	護の観点から投資対象資産の性質やフロントに
	トにおけるリスクの管理方法等を追加して記載す	おけるリスクの管理方法等を追加して記載する
	ることが必要なものも想定されることから、特定	必要があると考えられる場合には、第 25 号様式
	有価証券開示府令案第 25 号様式記載上の注意	及び第 25 号の2様式に規定する『2 追加的情
	(1)「一般的事項」に、例えば「加えて各項目に関	報』として、『1 基本情報』の各項目に関連した
	連した事項(投資者保護に資する事項に限る。)	事項を簡潔に記載することができるものと考えら
	を簡潔に記載することができる。」旨の文言を追	れます。
	加してほしい。	
43	記載上の注意(1)一般的事項の a に規定する	本規定は、投信交付目論見書に有価証券届
	「有価証券届出書の記載内容の一部を誇張し、	出書の記載内容の一部を抽出することを禁止し
	又はその一部を抽出するなどして投資者に誤解	ているものではありませんが、例えば投資者にと
	を生じさせるおそれのある表示をしてはならな	って都合のいい情報のみを抽出して記載するこ
	い。」の解釈は、一部を抽出すること自体を禁止	とにより、投資者に誤解を生じさせてはならない
	しているのか、抽出した結果投資者に誤解を生じ	旨を規定するものです。。
	させることを禁止しているのかを教えてほしい。	
44	記載上の注意(1)一般的事項のcに規定されて	ファンドの形態、仕組みは様々であり、投資信
		I

いる「適切な分量」とは、各委託会社の単なる努力目標との理解でよいか。また、何ページまでなら許容されるとの理解でよいか。

託によっては投資者に提供すべき情報の量は大きく異なることになるものと考えられることから、一律に目論見書のページ数を規定することは困難であると考えられます。しかしながら、投資者にとって読みやすく、理解しやすい目論見書としては、おおむね10ページを超えない程度が一つの目安になるものと考えられます。

45 記載上の注意(1)一般的事項のc第2文冒頭に記載のある「これに加えて」とはどういう意味か教えてほしい。

目論見書の作成に当たっては、投資者が容易に理解することができるよう適切な文字の大きさとしなければならないことに加えて、当該目論見書を紙面で作成する場合には、適切な紙面の大きさ(例えばA4版等)で作成することを規定しています。

46 「適切な分量および文字の大きさ」及び「適切な紙面の大きさ」について、具体的なページ数、 文字の大きさ及び紙面の大きさを規定してほしい。 投資信託の形態、仕組みは様々であり、投資 信託によっては投資者に提供すべき情報の量は 大きく異なることになるものと考えられること、目 論見書の交付方法の違いなどから、一律に目論 見書のページ数、文字の大きさ及び紙面の大き さを規定することは困難であると考えられます。

しかしながら、投資者にとって読みやすく、理解しやすい目論見書としては、おおむね 10 ページを超えない程度であると考えられます。また、契約締結前交付書面の内容の組み入れを認めたのは、同書面と同等の記載が目論見書になされているためであることからすれば、同書面の要求する文字サイズに比して、小さくなりすぎないよう留意する必要があります。

▼『1 基本情報』(2)委託会社等(又は管理会社)の情報の記載について

今般の「投信目論見書の見直し」の目的は、投 資判断に極めて重要な影響を及ぼす情報に絞っ て分かりやすく投資家に提供することである。し かしながら、府令において具体的な記載必要事 項が明示されていない場合、各社の判断等によ り、より多くの記載事項を入れることで法令を満 たすべく対応がなされてしまい、結果として上記 の趣旨から乖離してしまうのではないか。例え ば、「委託会社等の情報」又は「管理会社等の情 報」に関して、委託会社又は管理会社の設立年 月日や資本金額、投資運用会社名や運用総資 産額、保管受託銀行名、本邦における販売会社 名及び金商業者登録番号等の情報を記載するこ

47

今般の「投信目論見書の見直し」は、投資信託 受益証券が一般投資家にとって身近な商品であることに鑑み、同証券に係る交付目論見書を、投 資者にとって投資情報として特に重要と考えられる情報を読みやすく、利用しやすい形で提供する 観点から、記載項目、記載方法等の形式面において標準化、統一化を図るとともに、その具体的な内容についても見直しを行うものです。このような改正の趣旨を踏まえれば、改正後の交付目 論見書については、投資信託受益証券の発行者である委託会社等の判断において、投資者、ファンドの内容を容易に、かつ、正確に理解できるよう、簡潔に、かつ、分かりやすく記載する必要が とは上記の趣旨に一致しているかを確認したい。 なお、既に簡易目論見書制度を導入している諸 外国の例でも、ここまでの情報を記載することを 要求されているケースは少ないものと考える。 あり、法令違反とならないことを目的として、念の ためにより多くの情報を記載することは望ましくな いと考えられます。

したがって、改正後の投信交付目論見書において、「委託会社等の情報」又は「管理会社等の情報」は、上記改正の趣旨を踏まえ、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす事項を記載する必要があります。

48 委託会社等(又は管理会社)の情報は、ファンドの関係法人の名称及び運営上の役割の概要のみを記載することで足りることとする趣旨との理解でよいか。足りないとすれば、関係法人のファンドの運営上の役割及び管理会社との間で締結している契約等の概要、並びに管理会社の概況のうち、具体的にどの部分の記載をどのように簡素化すれば足りるとする趣旨であるのか、またこれらの情報のうち一部の記載の省略を許容する趣旨であるのか、「記載上の注意」においてより具体的な指針を示すべきである。

委託会社等(又は管理会社)の情報は、投資 判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事 項のうち、投資判断に極めて重要な影響を及ぼ すものを記載してください。その他の事項は省略 することができると考えられます。

49 委託会社等(又は管理会社)の情報について、会社設立年月日、運用総資産額、運用本数、他の運用ファンド名、社員数、過去の繰上げ償還履歴、会社の上場・非上場、協会加入・非加入(非加入の場合は、自主規制の適用を受けないこと並びに協会の紛争解決期間を利用できないことを書き、重要事項ロゴをつける。)、会社の財務・経営状況の詳細をどこで見ることができるか等の情報を記載すべきではないか。

なお、ファンドマネージャー名、グループで運用 する場合には責任者名を明記することが必要で はないか。 委託会社等(又は管理会社)の情報については、委託者に関する事項のうち、投資者の投資 判断に重要な影響を及ぼすものを記載する必要 があります。

例えば、①金融商品取引業者登録番号、②設立 年月日、③資本金、④当該委託会社が運用する 投資信託財産の合計純資産総額等、⑤その他、 委託会社情報として記載することが望ましい事項 と判断する事項等を記載することが考えられま す。

なお、ファンドマネージャー名等の記載については、ファンドの商品性に鑑み、委託会社の判断において記載するものと考えられます。

▼『1 基本情報』(3)ファンドの目的・特色の記載について

「ファンドの目的・特色」の記載に当たっては、第4号様式「記載上の注意」(12)、(14)のa及び(15)から(19)までにより記載すべき事項並びに第4号の2様式「記載上の注意」(14)、(16)のa及び(20)から(24)までにより記載すべき事項の一部について、記載の省略を許容する趣旨との理解でよいか。

50

ご理解のとおりですが、投資者がファンドの目 的及び特色を容易に理解するために必要な事項 を記載する必要があります。

51 「ファンドの目的・特色」において、「投資者がフ

ご理解のとおりと考えられます。

	アンドの目的及び特色を容易に理解するために	
	必要な事項を記載する」場合には、実質的な内	
	容、趣旨が異ならなければ有価証券届出書の該	
	当箇所と異なる文言で記述してもよいか。	
52	「ファンドの目的・特色」において、投資家の理	投信交付目論見書の作成に当たって、「ファン
	解を促進する観点から有価証券届出書に記載し	ドの目的・特色」の記載については、特定有価証
	ていない図表を投信交付目論見書に記載できる	券開示府令第25号様式及び第25号の2様式の
	か。	記載上の注意に従い、有価証券届出書の記載
	また、上記有価証券届出書に記載していない	事項のうち、投資者がファンドの目的及び特色を
	図表を更新する場合には、訂正届出書の提出は	容易に理解するために必要な事項を記載する必
	必要か。	要があります。
		したがって、有価証券届出書に記載していない
		事項を目論見書に記載する必要が生じた場合に
		は、当該有価証券届出書に係る訂正届出書を提
		出する必要があります。
	▼『1 基本情報』(4)投資リスクの記載についる	
53	現行の目論見書等での「リスク」の開示は、定	投資リスクの記載に当たっては、それぞれの投
	型的な記載が多く見受けられる。投資者にとっ	資信託の商品性に応じて当該リスクが投資信託
	て、分かりやすい目論見書となるよう、当該ファン	に与える影響に応じた記載順序にすることや文
	ドの価格変動に影響を及ぼす可能性のある主要	字の大きさや太さ等を工夫し、記載する必要があ
	なリスク要因について投資者にとって分かりやす	ると考えられます。
	く記載されるようしてほしい。	
54	「投資リスク」において、ファンドの持つ「リスク」	ファンドのリスク情報は、投資者の投資情報と
	について「簡潔に」記載することとされているが、	しては極めて重要な情報のひとつであり、そのフ
	投資者の投資判断にかかる最重要情報であるリ	ァンドについて投資判断を行うための必要なリス
	スクについて、「簡潔に」ではなく「丁寧に」記載す	ク情報が正確に投資者に伝わるよう記載する必
	べきである。	要があります。反面、考えられるリスクを羅列し、
		網羅的に記載することは、かえってそのファンド
		の特有のリスクなどの重要な情報が分からなくお
		それがあります。このため、リスク情報の記載に
		当たっては、そのファンドの特有のリスク情報な
		ど、投資判断を行う上で特に重要なリスク情報を
		中心に、投資者に分かりやすく、簡潔に記載する
		ことが必要であると考えています。
55	特定有価証券開示府令案第 25 号様式及び第	ご理解のとおりです。
	25 号の2様式記載上の注意(4)「投資リスク」	
	は、他の「記載上の注意」の各項目とは異なり、	
	第4号様式及び第4号の2様式の「記載上の注	
	意」をあえて引用していないように思われるが、こ	
	れは交付目論見書において、有価証券届出書に	
	記載したものとは異なる固有の投資リスクの記載	

	を求める趣旨ではないとの理解でよいか。	
56	 特定有価証券開示府令案第 25 号様式及び第	
	25 号の2様式「投資リスク」に記載すべきリスクの	 の性質・特色により異なるものと考えられます。し
	 具体的な基準を「記載上の注意」において示すべ	 たがって、記載上の注意により、具体的な基準を
	きである。	 例示するものではなく、ファンドを運営する委託
		 会社がファンドの特色及びリスクの特性を考慮し
		て、記載する必要があると考えられます。
57	外国投信の場合、投資リスクは海外で開示さ	「投資リスク」に記載すべきリスクの該当性及
	れたリスク内容を世界共通で開示するように、発	びその重要性は、様々な投資信託の形態、仕組
	行者の本国の法令遵守体制整備の担当者(社内	みにより異なると考えられりますので、ファンドご
	弁護士ないし社外の独立弁護士)から要請され	とに一つ一つ判断していくことになりますが、その
	ることが多いため、海外でのリスクと同様の記載	判断のための情報は、ファンドを運営している委
	となるのが通例である。したがって、記載しなくて	託会社が第一次的に把握していることから、その
	も良いと思われる事項があればそれを注記で記	判断に基づいて記載をする必要があると考えら
	載するネガティブリストの作成を検討してほしい。	れます。
58	記載上の注意(4)「投資リスク」の a に規定す	ファンドの運用上のリスク管理体制及び会社の
	る「リスク及びその管理体制」の管理体制とは具	組織におけるリスク管理体制を簡潔に記載する
	体的に何を記載することが求められているのか	ものと考えられます。
	教えてほしい。	
59	「ファンドのもつリスク及びその管理体制につ	管理体制の文言を削除することは逆に管理体
	いて、簡潔に、かつ、分かりやすく記載するこ	制について一切記載しないで良いという印象を
	と。」から「及びその管理体制について、」の部分	与えかねず、適当でないと考えられます。
	を削除してほしい。	書き方の工夫(管理体制が複雑な場合や、詳
		細な説明を要する場合に、「リスク情報」では要
		点のみ記載し、詳細を追加的記載事項に記載す
		るなど)は可能であると考えられます。
60	第 25 号様式及び第 25 号の2様式「記載上の注	ご理解のとおりです。
	意」(4)は、投信交付目論見書においても常にリ	
	スク管理体制の記載を要請する趣旨との理解で	
	よいか。記載を要請する趣旨であれば、具体的	
	にどのように記載すれば「簡潔に、かつ分かりや	
	すく記載」したこととなるのか、「記載上の注意」に	
	おいてより具体的な指針を示すべきである。	
61	投信請求目論見書に記載された「投資リスク」	投信交付目論見書と投信請求目論見書は基
	を前提として、投信交付目論見書において、最終	本的には別の目論見書であり、個別に判断する
	的な開示は、その責任も含めて投信請求目論見	ことになるものと考えられます。したがって、投信
	書の記載に従う旨の記載を認めてほしい。	請求目論見書に記載された「投資リスク」の記載
		内容を前提として、投信交付目論見書において、
		その責任も含めて投信請求目論見書の記載に
		従う旨の記載をすることはできません。
62	現在の目論見書のリスクの説明は、価格変動	貴重なご意見として、今後の参考とさせていた

		T
	リスク、信用リスク等の一般的な言葉の説明にほ	だきます。
	ぼ終始しているが、これでは、消費者は当該ファ	
	ンドのリスクを理解できないため、投資信託の投	
	資リスクが分かるようなリスク説明の仕方を工夫	
	してほしい。	
	▼『1 基本情報』(5)運用実績の記載について	
63	ファンド間の実績ベースのコスト比較を容易に	貴重なご意見として、今後の参考とさせていた
	するため、目論見書又は有価証券届出書におい	だきます。
	て、「経費率」の履歴とともに、「分配率の推移」を	
	開示項目に入れてほしい。	
64	第 25 号様式及び第 25 号の2様式記載上の注	ご理解のとおりですが、投資者の投資判断に
	意(5)「運用実績」への記載は、第4号様式「記載	極めて重要な影響を及ぼす事項について記載す
	上の注意」(28)から(34)までにより記載すべき事	る必要があります。
	項及び第4号の2様式「記載上の注意」(33)から	
	(39)までにより記載すべき事項の一部につい	
	て、記載の省略を許容する趣旨との理解でよい	
	か。記載の省略を許容しない趣旨とすれば、具体	
	的にどのような考え方に基づいて記載の簡素化	
	を要請する趣旨であるのか、「記載上の注意」に	
	おいてより具体的な指針を示すべきである。	
65	「運用実績」では、「投資資産が有価証券である	例えば、株式指数に連動するインデックス・フ
	場合には、実質的な投資先を含め運用に及ぼす	アンドなどの場合は、組み入れている株式の評
	影響が大きいもの概ね 10 銘柄について記載する	価額上位概ね 10 銘柄を記載することが考えられ
	こと」となっているが、ファンドの仕組みによって	ます。
	は指数のパフォーマンスに連動するなど、10 銘	
	柄の記載ができない場合もあり得る。その場合ど	
	う記載すべきか。	
66	「運用実績」において、「実質的な投資先を含め	例えば、ファミリーファンド方式による場合に
	運用に及ぼす影響が大きいもの概ね 10 銘柄に	は、投資先の親ファンドの名称を記載するだけで
	ついて記載すること」となっているが、実質の意	なく、親ファンドの投資先である資産を記載する
	味を明確にしてほしい。また、記載情報は銘柄名	必要があります。また、当該情報は銘柄の名称、
	のみでよいかについても確認したい。	数量、金額、投資比率などのうち、投資者の投資
		判断に極めて重要な影響を及ぼすものを記載す
		ることが考えられます。
67	「運用実績」への記載に当たっては、現行の有	ご理解のとおりです。
	 価証券報告書・有価証券届出書で用いられてい	
	 る計算方法を用いることも可能という理解でよい	
	か。	
68	「運用実績」に関し、今回、(記載上の注意)で	一般的には評価額が大きいものが大きな影響
	 示されている、「実質的な投資先を含め運用に及	 を及ぼすことになると考えられますが、評価額が
	 ぼす影響の大きいもの概ね上位 10 銘柄」につい	- 小さい場合であっても、運用上投資者に及ぼす
L	The state of the s	

		T
	ては、どのような投資先について、どのような基	影響が大きい場合には、投資先として記載する
	準で算出して記載をすべきか。	必要があると考えられます。
69	「運用実績」について、各ファンドにより多種多	統一的な記載ができない旨を当該箇所に注記
	様な手法で運用され、統一的な記載が難しい可	をする等の対応でよいと考えられます。
	能性もある。その場合は当該箇所に注記をする	
	等の対応でよいか確認したい。	
70	「運用実績」に係る記載については、投資家が	特定有価証券開示府令に定める様式の「記載
	当該投資信託の商品性格、特性等を容易かつ正	上の注意」において記載を求めている情報以外
	確に理解するために、第4号様式「記載上の注	の情報であっても、投資者が投資判断を行う上
	意」で記載することが求められている事項以外	で重要なものについては記載すべきであると考
	に、投資信託委託会社の判断により、「参考情	えられます。なお、このような情報の記載に当た
	報」として情報を記載することはできるか。	っては、有価証券届出書に記載した上で、交付
		目論見書の記載事項に関連する箇所に、投資者
		に分かりやすく、簡潔に記載する必要があると考
		えられます。
71	第 25 号様式記載上の注意(5)「運用実績」の	組み入れファンド自体が投資判断に重要な影
	「影響の大きいもの概ね 10 銘柄」について、ファ	響を与えるのであれば当該ファンドを記載するこ
	ンド・オブ・ファンズの場合には、「ファンド・オブ・	とになり、組入れファンドよりもその投資先が投
	 ファンズに影響の大きい投資組入れ 10 ファンド」	資判断に重要な影響を与えるのであれば把握可
	 を記載するとの理解でよいか。	能な範囲で投資先を記載することになると考えら
	 また、投資先ファンドの保有銘柄を記載する場	れます。
	 合、一般的に組み入れている投資信託と決算日	投資先ファンドの保有銘柄については組み入
	等が異なるため、当該保有銘柄の情報は組み入	れているファンド側が入手しうる直近の情報に基
	れている投資信託側が入手しうる直近の情報に	づいたものになります。
	基づいたものでよいか。	「追加的情報」に記載が必要な情報は、投資
	加えて、「追加的情報」等においてファンド・オ	者の投資判断に極めて重要な影響を与える情報
	 ブ・ファンズ形態の投資信託が投資する可能性	ですので、投資する可能性のあるすべてのファン
	 のある投資信託全てを記載する必要が無いこと	 ドを記載する必要はないと考えられます。
	を確認したい。	
72	「運用実績」に関し、投信交付目論見書に記載	全ての意味にもよると考えますが、例えば、図
	した情報が全て有価証券届出書の中に記載され	表や文言の理解のための説明など投資者の理
	ている必要はないとの理解でよいか。	解に資するために記載した事項については、有
		 価証券届出書に記載する必要はないと考えられ
		ます。
73	「運用実績」の作成内容の基準日は「有価証券	ご意見のとおり、有価証券届出書提出日の直
	届出書提出日の最近日現在」となるのか。	近日になります。
74	設定来の基準価額の推移、純資産総額の推	貴重なご意見として、今後の参考とさせていた
	移、分配金の額・利回りの推移、収益率の推移、	だきます。
	新規契約・解約状況、ベンチマークとの対比、シ	
	ヤープレシオ、レーティング等は法で表示を義務	
	付けてほしい。特に重要な情報については表示	
<u> </u>	The state of the s	

方法も法で定めてほしい。

見えない費用を把握するために、売買高比率 を目論見書に表示することを法で義務付けてほ しい。

▼『1 基本情報』(6)手続・手数料等の記載について

75 「手続・手数料」において、「申込期間」を記載する必要があるか教えてほしい。

投資信託受益証券の多くは継続して募集が行われているため、特に投信交付目論見書については「申込期間」の項目を設けておりません。しかしながら、投資信託によっては「申込期間」は重要な投資情報である場合も考えられるため、このような場合には、「手続・手数料等」において記載することが考えられます。

76 「手続・手数料等」については、第4号様式「記載上の注意」(6)、(8)、(11)及び(36)から(42)までにより記載すべき事項並びに第4号の2様式「記載上の注意」(8)、(10)、(13)及び(41)から(47)までにより記載すべき事項の一部について、記載の省略を許容する趣旨との理解でよいか。記載の省略を許容しない趣旨とすれば、具体的にどのような考え方に基づいて記載の簡素化を要請する趣旨であるのか、「記載上の注意」においてより具体的な指針を示すべきである。

ご理解のとおりですが、投資者の投資判断に 重要な事項について簡潔に記載する必要があり ます。

77 「手続・手数料等」の記載に当たって、「申込手数料」、「買戻し手数料」、「管理報酬等」及び「その他の手数料等」を、実務上一般に用いられているいわゆる「ご留意事項」のように表形式で「〇〇円」、「基準価額(純資産価額)の〇〇%」等と簡潔に金額又は料率のみを記載すれば足りるとする趣旨との理解でよいか。かかる記載方針が認められないのであれば、具体的にどのように記載すべきか、「記載上の注意」においてより具体的な指針を示すべきである。

ご質問にある「実務上一般に用いられているいわゆる「ご留意事項」のような表形式」が、どのようなものか必ずしも明らかではありませんが、表形式等により「申込手数料」、「買戻し手数料」、「管理報酬等」及び「その他の手数料等」については簡潔に金額又は料率のみを記載することができると考えられます。

また、「課税上の取扱い」については、投信交付 目論見書の記載事項から除外するか、定型的な 開示を行うための参考文言を提示すべきである。

78

また、「課税上の取扱い」の記載については、ファンドの関する税制度全般の記載する必要はなく、投資者の投資判断に影響を与える事項について記載する必要があります。

投資信託の販売手数料は、販売会社毎に異なることが想定されることから、「手続、手数料等」の記載に当たり、目論見書に手数料等の上限表示等の記載がある場合は、金融商品取引法第37条の3第1項第4号の契約締結前書面の記載事項は満たされていると考えて良いか。

投信目論見書において、金商業等府令第 79 条に規定する記載すべき事項のすべてが記載さ れている必要があります。

	また、契約締結前書面には、当該ファンドの手	
	数料の上限表示ではなく、個別の販売会社の販	
	売手数料を記載する必要があるとの理解でよい	
	か。	
79	特定有価証券開示府令第25号様式及び第25	投信目論見書において、金商業等府令第 79
	号の2様式記載上の注意(6)に基づき、第4号様	条に規定する記載すべき事項のすべてが記載さ
	式記載上の注意(26)「課税上の取扱い」の記載	れている必要があります。
	を行えば、契約締結前交付書面の「租税の概要」	
	の記載を満たしたことになると考えてよいか。	
80	目論見書において、販売手数料が、消費者か	貴重なご意見として、今後の参考とさせていた
	ら見ると、手数料が引かれる結果、(利益がOだ	だきます。
	った場合に)何円に元本割れするという説明をす	
	ることを法で義務付けてほしい。	
81	信託報酬について、いくら差し引かれてリター	貴重なご意見として、今後の参考とさせていた
	ンにどう影響するかを、具体例を挙げて表示する	だきます。
	ことを法で義務付けてほしい。	
82	信託報酬その他の費用の比較が容易にできる	貴重なご意見として、今後の参考とさせていた
	ように、いくら費用がかかりリターンにどのように	だきます。
	影響するかについての具体例を表示するよう法	
	で義務付けてほしい。	
	▼『2 追加的情報』の記載について	
83	「追加的情報」については、「投資者の投資	ファンドの形態、仕組みは様々であり、どのよう
	判断に極めて重要な影響を及ぼす事項」という抽	な情報が「投資者の投資判断に極めて重要な影
	象的な記載にとどまっており、必要な情報が記載	響を及ぼす事項」に該当するかを一律に記載上
	されないおそれがある。「金融審議会金融分科会	の注意で例示することは、かえって必要な情報
	第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グルー	が投資者に提供されないこととなると考えられま
	プ報告~開示諸制度の見直しについて」に示さ	す。したがって、「追加的情報」の記載の要否、
	れている①ファンド・オブ・ファンズの元ファンドの	「追加的情報」の内容については、目論見書を作
	投資対象やその割合の情報、②証券化商品の	成する発行者がファンドの特性等を十分に考慮
	裏付け資産の情報、③複雑な仕組みをもつファ	した上で記載する必要があります。また、記載す
	ンドの構造、仕組みの情報については、第 25 号	る情報量については、ファンドによって異なること
	様式記載上の注意(7)に明記すべきである。	になると考えられますが、投資者にとって分かり
	「塚八記戦工の注意(//に明記りべるでめる。	になるとうだられる)が、反反目にとうでカルク
	この点に関連して、複雑な仕組みのファンドが	やすいものとなるよう簡潔に記載されることが望
	この点に関連して、複雑な仕組みのファンドが	やすいものとなるよう簡潔に記載されることが望
	この点に関連して、複雑な仕組みのファンドが 増加している実態に鑑みると、「1~2ページを限	やすいものとなるよう簡潔に記載されることが望まれます。
	この点に関連して、複雑な仕組みのファンドが 増加している実態に鑑みると、「1~2ページを限 度として簡潔な記載を求めること」を一律に求め	やすいものとなるよう簡潔に記載されることが望まれます。 なお、「追加的情報」の記載の要否を判断する
84	この点に関連して、複雑な仕組みのファンドが 増加している実態に鑑みると、「1~2ページを限 度として簡潔な記載を求めること」を一律に求め	やすいものとなるよう簡潔に記載されることが望まれます。 なお、「追加的情報」の記載の要否を判断する 上で参考になるよう、ガイドラインに具体的な例
84	この点に関連して、複雑な仕組みのファンドが 増加している実態に鑑みると、「1~2ページを限 度として簡潔な記載を求めること」を一律に求め ることは適当でない。	やすいものとなるよう簡潔に記載されることが望まれます。 なお、「追加的情報」の記載の要否を判断する 上で参考になるよう、ガイドラインに具体的な例示を掲げる予定です。
84	この点に関連して、複雑な仕組みのファンドが 増加している実態に鑑みると、「1~2ページを限 度として簡潔な記載を求めること」を一律に求め ることは適当でない。 「追加的情報」について、当該ファンドが、ファン	やすいものとなるよう簡潔に記載されることが望まれます。 なお、「追加的情報」の記載の要否を判断する 上で参考になるよう、ガイドラインに具体的な例示を掲げる予定です。 追加的情報は、基本情報のほか投資者の投資

があるかを確認したい。組み入れの可能性のあ のファンド」を追加的情報に記載する必要はない る全てのファンドを記載しなければならない場 ものと考えられます。しかしながら、今後、組み入 合、通常のファンドでは投資対象となる銘柄一覧 れる可能性が高いファンドで、かつ当該ファンド を記載することが求められていないことと整合し を組み入れることにより、投資者の投資判断に極 ないのではないか。また、簡易目論見書の実施 めて重要な影響を及ぼすと考えられる場合に について先行する諸国においても、これを簡易目 は、当該ファンドに係る情報を記載することが望 論見書の必要的記載事項としている例はないと ましいと考えられます。 認識している。 これまで法令上「投資者の投資判断に極めて 金商法第5条第1項の特定有価証券の定義 85 重要な影響を及ぼす事項」とはリスクとコストを指 や、同法 13 条第2項第2号のとおり、「投資者の すものと解されてきているので、「投資者の投資 投資判断に重要な影響を及ぼす情報」は、法令 判断に極めて重要な影響を及ぼす事項がある場 上リスクとコストに限っているわけではありませ 合には、『追加的記載事項』と明記して記載する 投資判断に資する補完情報や、投資者保護に こと。」を、「投資者の投資判断に資する補完情報 や投資者保護に資する情報がある場合には、 資する情報は、投資者の投資判断に重要な影響 を及ぼす事項に含まれると考えられます。 『追加的記載事項』と明記して記載すること。」と 変更してほしい。 「追加的情報」の記載は、投信交付目論見書 「追加的情報」の記載に当たっては、その内容 86 の最後としなければならないか、それとも内容の に応じて、『1 基本情報』において記載すべき各 性質や分量により「ファンドの目的・特色」や「投 項目と一体として、当該情報が「追加的情報」で 資リスク」に続けて記載することができるのか教 あることを明記した上で記載することができるも えてほしい。 のと考えられます。 「追加的情報」には、当該目論見書に係る投資 当該事項が、投資者の投資判断に極めて重 87 信託に関する情報に限定されるのか、それとも当 要な影響を及ぼす事項である場合には、有価証 該投資信託に関連して投資家に伝えたい事項 券届出書に記載された事項の範囲において、当 (例えば、委託会社に関する事項)も記載すること 該投資信託に関連して投資家に伝えたい事項 ができるのか教えてほしい。 (例えば委託会社等の情報)についても記載でき ると考えられます。 「追加的情報」について、「投資者の投資判断 「追加的情報」の「投資者の投資判断に極めて 88 に極めて重要な影響を及ぼす事項がある場合」 重要な影響を及ぼす事項」については、特定有 とあるが、「極めて」という修飾語の意味する内容 価開示ガイドラインにおいて具体例を規定するこ を注記又は開示ガイドラインで明示してほしい。 とを予定しています。追加的情報においては、投 また、「極めて重要な影響を及ぼす事項」に明ら 資判断に与える影響の重大性などから、基本情 かに該当しない事項を、ネガティブリストとして明 報以外に追加して記載する必要がある情報があ 確化することも同時に行ってほしい。 れば記載する項目ですので、ネガティブリストに は馴染まないと考えられます。 貴重なご意見として、今後の参考とさせていた 89 「追加的情報」が必要なファンドには、初心者 向きではなく、仕組みが複雑でリスクが高く、経験 だきます。 のある投資家向きのファンドであることを明記し、 重要事項ロゴを付与することを義務付けてほし

い。

●目論見書の電子交付について 〔企業内容等開示府令第 23 条の2等、特定有価証券開示府令第 32 条の2等、外国債等開示府令第 18 条の2等〕

投資者から請求目論見書の請求を受けた際の対応として、投資者に電子交付の承諾を口頭で受けたうえ、請求目論見書が掲載されているホームページアドレスを案内することは、請求目論見書の交付として事足りるとの理解でよいか。

90

請求目論見書をホームページに掲載する方法 (特定有価証券開示府令第 32 条の2第2項1号 二に規定する方法)により投資者に交付する場 合には、電磁的方法又は電話等により請求目論 見書の情報を提供する旨の投資者の同意を得 た上で、投資者に請求目論見書の存在するホー ムページアドレスを通知し、投資者が請求目論見 書の情報を閲覧した旨を確認(又は投資者が請 求目論見書の情報をパソコンに記録する旨又は 記録した旨を通知)する必要があります。

91 電子交付を可能とする条件として「電磁的方法 又は電話その他の方法により同意を得ている場 合 」とされているが、この「同意」の取得方法は、 インターネット・アクセスに特段問題がない投資 家については、当該投資家から積極的な異議が ない限り、電子交付について同意したと認められ るような「みなし同意」手続を当該顧客に説明した 上で採用することは認められるものとの理解でよ いか。インターネットの普及状況や情報検索機能 の充実の便宜等を考慮すれば、顧客の利便性及 び効率性の向上の観点から、目論見書の電子交 付をより活用していくべきであると思われ、またこ の点については、販売会社が中心となり、具体的 な努力をすべきとされていることから「みなし同 意 」の採用も是非可能としてほしい。

目論見書は、有価証券の募集又は売出しのために発行者の事業、財務状況等に関する事項を 説明した文書であり、投資者に有価証券を募集 又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合 には、あらかじめ又は同時交付する必要があり ます。

例えば、目論見書が電子交付により交付される ことを投資者が認識していない場合、投資者は 目論見書に記載された情報を確認せずに投資判 断をするという事態が生じるおそれがあります。

したがって、目論見書の電子交付に係る同意 の方法については、投資者から電磁的方法又は 電話その他の方法による明示的な「同意」を得る 必要があり、「みなし同意」は認められるものでは ありません。

米国の投信目論見書制度のように、銀行や証券会社のウェブサイトに請求目論見書を乗せれば交付義務を果たしたと認めるような制度を導入してほしい。

我が国においては、インターネット・アクセスに問題のある投資家への対応から、書面による交付の必要性はあり、一律に電子交付を義務付けることは適切ではないと考えられます。 しかしながら、インターネットの普及状況や情報検索機能の充実の便宜等を考慮すれば、顧客の利便性及び効率性向上の観点から、むしろ請求目論見書の電子交付を原則化することが望ましく、制度運用のあり方としても、できる限り電子的な方法を活用して行くべきであり、本改正により、目論見書の電子的交付の方法を利用する場合の投資者への同意の方法として、電話による同意を追加しています。

特定有価証券開示府令案第 32 条の2第1項 に規定する「目論見書提供者等」とは、具体的に 目論見書の交付義務者は、金商法第 15 条第 2項及び第3項記載の者、すなわち投資者に募

93

92

は当該投資信託の募集の取扱いを行っている証 集を行い、これを取得させる者となります。具体 的にどの者が交付義務者に当たるかについては 券会社、登録金融機関のみを指しているのか、 それとも投資信託委託会社も含まれるのか等、 場面によって異なりますが、投資信託の場合、一 その具体的な範囲を教えてほしい。 般的には販売会社になると考えられます。 本改正では、目論見書の交付方法として電子 94 特定有価証券開示府令案第 32 条の2第6項 の規定において、「承諾」を「同意」に変えた理由 交付の利用を促進するねらいから、投資者に対 を教えてほしい。 して電話その他の方法による確認を追加し、併 せて規定を整備したものです。したがって、従来 からの投資者の意思を確実に確認することを確 保するという趣旨に変更はありません。 目論見書を電子交付の方法により提供される 95 企業内容開示府令案 23条の2第1項、特定有 価証券開示府令案第 32 条の2第1項の「電話そ ことについて、投資者の同意を得る必要がありま の他の方法」については、電磁的方法又は電話 すが、その方法につきましてはご理解のとおりで を例として、その他のあらゆる方法が含まれると す。 いう理解でよいか(なお、当然ながら、適合性の 原則(金商法 40 条第1号)等の観点から別途の 検討が必要であることは承知している。)。 ●附則 利用者保護の観点、利用者の利便性への配 特定有価証券開示府令の改正の施行日は平 慮、金融商品取引業者等の準備期間の確保及 成 22 年4月1日ですが、投資信託受益証券に係 び金融商品取引業者等及び利用者に対する周 る目論見書の改正規定は同年7月1日以降提出 知期間の確保などを総合的に勘案した上で施行 される有価証券届出書に係る目論見書から適用 日を定め、準備や周知のための期間を設けるべ されます。 きである。 また、施行後直ちに全ての目論見書を同時に 変更することは実務上不可能であること、投資信 託委託会社の目論見書の改訂は、通常の届出 書提出・目論見書改訂までに1年を要すること、 及び臨時改訂により、既存の印刷済みの目論見 書が無駄になることなどに鑑み、施行後1年間の 経過措置を設けてほしい。 施行日ではなく、全面適用の日以前に現行様 97 施行日前に現行様式で有価証券届出書を提 出した場合は、現行様式の目論見書を使用でき 式で有価証券届出書を提出した場合は、現行ど おりの目論見書を使用することになるものと考え るか。 られます。